

第3期

牧之原市子ども・子育て支援事業計画

(牧之原市次世代育成支援行動計画)

(牧之原市こどもの貧困対策計画)

(令和7年度～令和11年度)



牧之原市
MAKINOHARA

令和7年3月

はじめに

牧之原市は、令和7年10月に市制施行20周年を迎えます。

市では、市制施行10周年を迎えた平成27年に「牧之原市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）」を策定し、令和元年には同計画に「子どもの貧困対策計画」を加えた第2期計画を策定しました。第2期計画では、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、こどもが健やかに成長し、子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりました。



令和5年4月からスタートした「第3次牧之原市総合計画」においては、重点戦略・プロジェクトのひとつに、「日本一女性にやさしいまちの推進」を掲げ、子どもを持つ世帯、特に子育てをする母親目線での施策の充実に取り組み、若者世代の流出抑制、定住促進を目指しています。

今回策定しました「第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画）」に基づき、子育てを取り巻く環境の変化や新たなニーズに対応し、こどもや子育て世帯への支援施策の一層の充実を図ってまいります。そして、基本理念である「のびのびとこどもが育ち 今と未来と子育てを 地域で支え合う まきのはら」の実現に向け、市民の皆様とともに、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました皆様、そして計画策定にご尽力いただきました牧之原市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただいた多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

牧之原市長 杉本基久雄

目 次

| | |
|--|------------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 他計画との整合性..... | 3 |
| 5 計画の策定体制..... | 4 |
| 6 SDGsの目標達成に向けた取り組み..... | 5 |
| 第2章 本市のこども・子育て環境を取り巻く現状 | 6 |
| 1 統計データからみる現状..... | 6 |
| 2 各アンケート調査結果からみる現状..... | 11 |
| 3 第2期計画の評価と達成状況..... | 33 |
| 4 本市のこども・子育てを取り巻く課題..... | 37 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 39 |
| 1 基本理念 | 39 |
| 2 基本目標 | 39 |
| 3 施策の体系 | 41 |
| 4 数値目標 | 42 |
| 第4章 施策の展開 | 44 |
| 基本目標1 こどもの心身の健やかな成長を愛情をもって支える地域づくり..... | 44 |
| 基本目標2 子育て世帯をあたたく見守り、安心してこどもを産み育てられる環境づくり..... | 51 |
| 基本目標3 次代を切り拓く力を育む教育を展開する体制づくり..... | 64 |
| 基本目標4 すべてのこどもを大切に、安全・安心な生活を保障する環境づくり..... | 74 |
| 基本目標5 すべてのこどもが生まれ育った環境にかかわらず明るい未来を描けるまちづくり 【牧之原市こどもの貧困対策計画】 | 83 |
| 第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業計画 | 90 |
| 1 教育・保育提供区域..... | 91 |
| 2 こどもの数の推計結果..... | 92 |
| 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容..... | 93 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容..... | 96 |
| 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について..... | 108 |
| 第6章 計画の推進体制 | 109 |
| 1 地域社会の役割..... | 109 |
| 2 計画の進行管理..... | 110 |

| | |
|--------------------------|------------|
| 資料編 | 111 |
| 1 用語解説 | 111 |
| 2 第2期計画の評価（詳細） | 117 |
| 3 牧之原市子ども・子育て会議条例..... | 123 |
| 4 牧之原市子ども・子育て会議委員名簿..... | 125 |
| 5 計画の策定経過..... | 127 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、令和5年に全国の年間の出生数が72万人を下回り、合計特殊出生率は1.20と過去最低の数値を更新しました。こうした少子化の進行により、さまざまな影響が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた世帯収入の低下や、子育て世帯における虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもを安心して産み育てることのできる社会づくりにおいて、一層多くの課題が顕在化しています。

こうした状況の中、国では、平成24年に、保育園・幼稚園・認定こども園を通じた新たな給付の実施や地域の実情に応じたこども・子育て支援制度の充実などを盛り込んだ「こども・子育て関連3法」を制定しました。また、平成27年度には、この3法に基づく、学校教育・保育や、地域のこども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「こども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」を平成29年に公表し、令和元年10月1日から認可・認可外を問わず幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育てに関する施策が推進されています。

また、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁においては、すべてのこども・若者が個人として等しく健やかに成長でき、自身の置かれた環境などに左右されず、その権利が擁護され、幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、【のびのびと子どもが育ち 今と未来と子育てを地域で支え合う まきのはら】を基本理念に掲げ、学校教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境の整備に取り組んできました。

このたび、令和6年度をもって計画期間が満了すること、また、子育て家庭における課題の多様化や支援に対する需要の高まりを受け、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画における「こども」の表記について

本計画においては、令和5年4月にこども家庭庁の発足と同時に施行された「こども基本法」の理念に基づいて、「こども」という表記を用いることを基本とします。

ただし、個別の法律に関する内容や一部の固有名詞については、それらに基づいて「子ども」「児童」等の表記を用いることとします。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「第3次牧之原市総合計画」や子ども・子育てに関連する分野の部門別計画との整合・連携を図ります。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画および「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を包含するものとします。

なお、本計画と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「（仮称）牧之原市子ども・若者計画」（令和7年度中に策定を予定）を一体として、こども基本法に基づく「（仮称）牧之原市こども計画」とすることといたします。

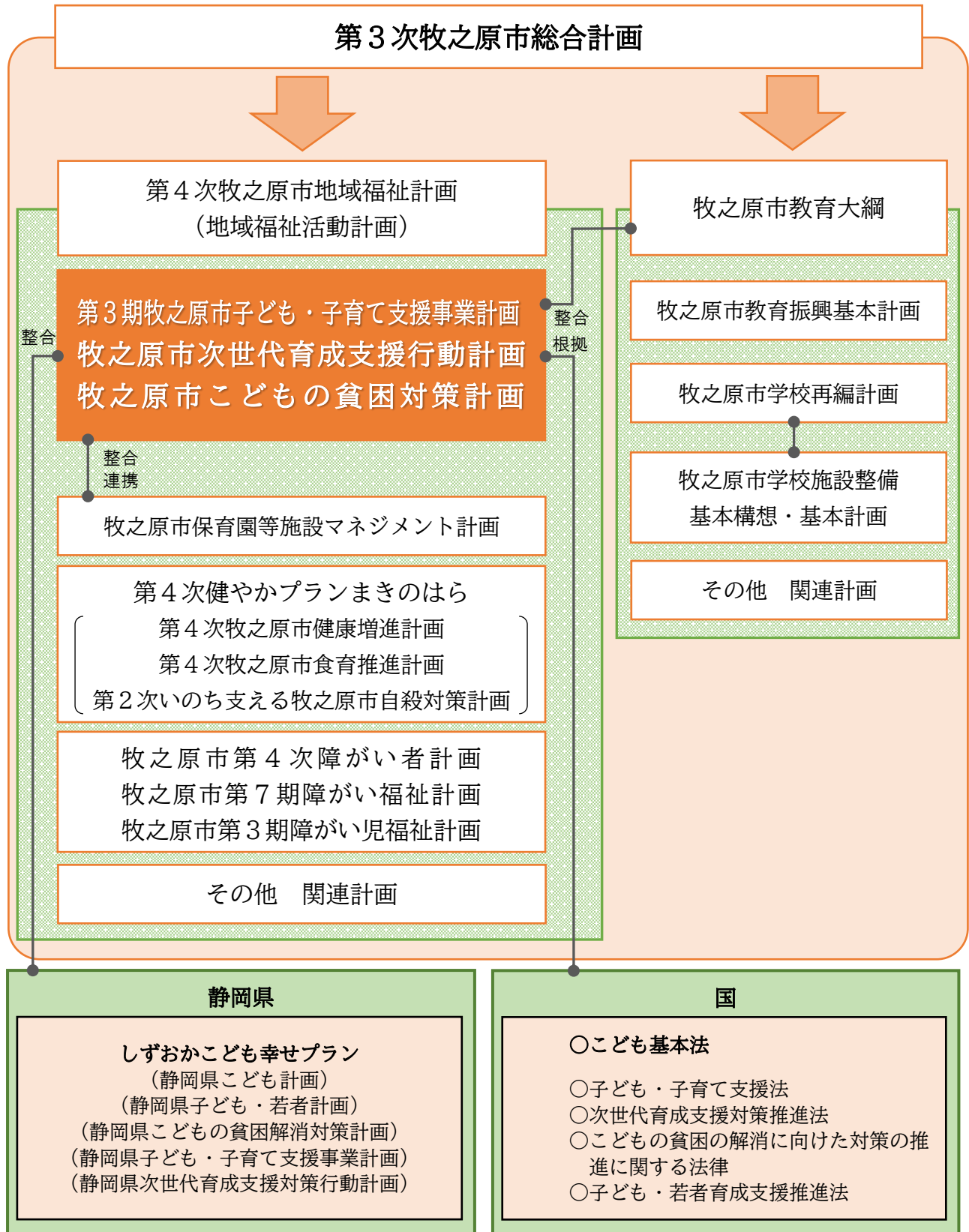
3 計画の期間

本計画は、第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--|-------|-------|-------|----------------------------|-------------------------------|----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 第2次牧之原市総合計画 (H27~R4) | | | | 第3次牧之原市総合計画 | | | | | | |
| 第3次牧之原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画 (H31~R5) | | | | 第4次牧之原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画 | | | | 次期計画 ※予定 | | |
| 第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画 (本計画) | | | | | 次期計画 ※予定 |
| | | | | | 計画策定期間 | (仮称) 牧之原市子ども・若者計画 | | | | 次期計画 ※予定 |
| | | | | | (仮称) 牧之原市こども計画 | | | | 次期計画 ※予定 | |

4 他計画との整合性

本計画は、国や県の関連計画との整合のもとで推進します。また、本計画の上位計画にあたる「第3次牧之原市総合計画」および「第4次牧之原市地域福祉計画（地域福祉活動計画）」などと整合を図るとともに、「健康増進計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など、ほかの福祉分野の計画との整合・調和を図ります。



5 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査（ニーズ調査・子どもの生活実態調査）の実施

本計画において確保すべき教育・保育およびその他の子育て支援の「量の見込み」を算出し、子育て支援施策の検討の基礎資料とするため、小学校低学年までの児童の保護者を対象に、教育・保育およびその他の子育て支援に関する現状や今後の利用希望を把握することを目的にニーズ調査を実施しました。また、こどもの生活状況や保護者の子育てに対する考えや要望などを把握するため、子どもの生活実態調査を実施しました。（調査結果は 11 ページ以降を参照）

(2) 牧之原市子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定において、住民の幅広い意見を取り入れられるよう、福祉分野・保健分野の関係者、関係団体、有識者などで構成する「牧之原市子ども・子育て会議」にて、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定段階で市民から幅広く意見を募り、計画への反映に努めるため、令和6年12月27日から令和7年1月26日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

6 SDGsの目標達成に向けた取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第3次牧之原市総合計画」では、SDGsを推進することから、本計画においても、SDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の7つです。



貧困をなくそう



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



ジェンダー平等を
実現しよう



人や国の不平等を
なくそう



平和と公正を
すべての人に



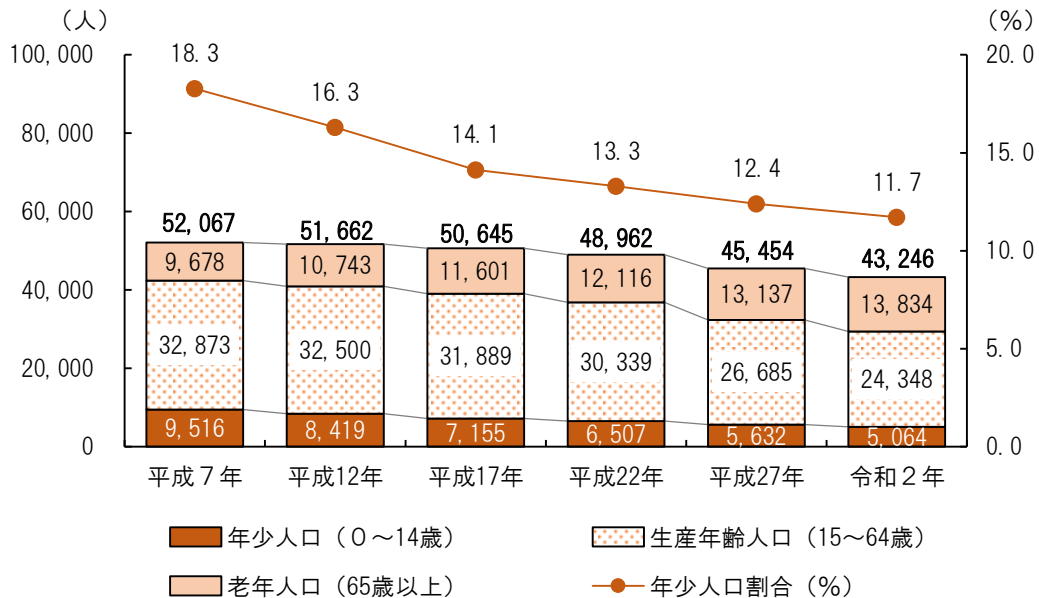
パートナーシップで
目標を達成しよう

第2章 本市の子ども・子育て環境を取り巻く現状

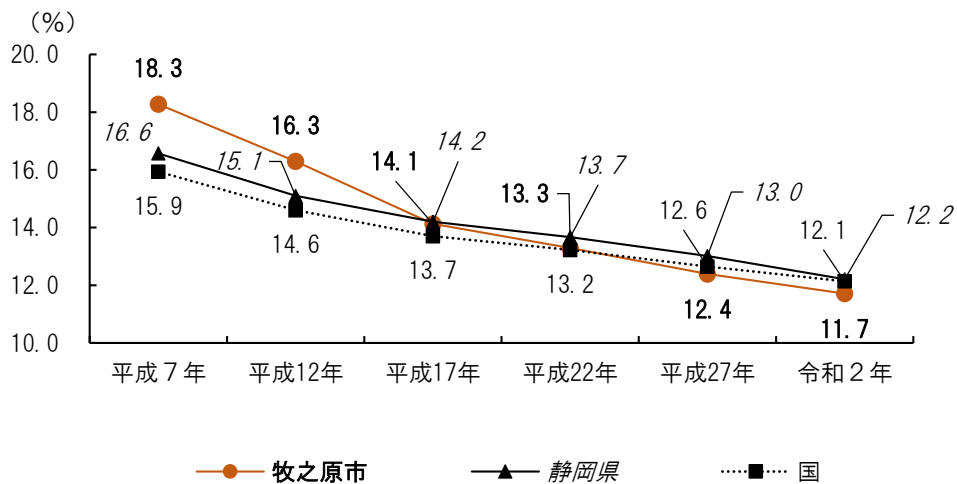
1 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯に関する統計

【年齢3区分別人口・年少人口割合の推移】



【年少人口割合の推移（国・県比較）】



資料：国勢調査

※平成17年以前は、旧相良町と旧榛原町を合計した数

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、平成7年以降、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、令和2年においては、年少人口（0～14歳）が5,064人、生産年齢人口（15～64歳）が24,348人となっています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和2年においては13,834人となっています。なお、令和2年における総人口は43,246人となります。また、年少人口割合を国・県と比較すると、平成7年から平成12年にかけて国・県を上回っていましたが、平成17年以降において県を下回り、さらに、平成27年以降においては国・県を下回って推移しています。

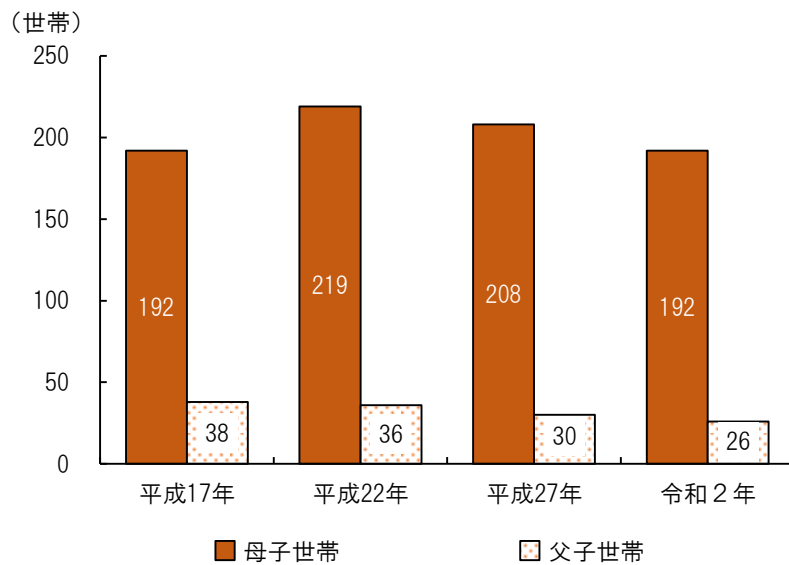
【6歳未満世帯員のいる世帯の三世代同居率とその比較】

| | 隣接市町 | | | | | 県内人口規模類似市町 | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------------|------|------|-----|
| | 牧之原市 | 島田市 | 御前崎市 | 菊川市 | 吉田町 | 湖西市 | 裾野市 | 静岡県 | 国 |
| 三世代同居率 (%) | 25.1 | 18.0 | 23.3 | 17.2 | 14.5 | 12.8 | 11.9 | 12.4 | 7.2 |

資料：国勢調査（令和2年）

本市の令和2年における6歳未満世帯員のいる世帯の三世代同居率とその比較をみると、隣接市町・県内人口規模類似市町よりも三世代同居率が高くなっています。また、国・県と比較しても、本市における三世代同居率は、大幅に高くなっています。

【ひとり親世帯数の推移】



資料：国勢調査

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯については、平成17年から平成22年にかけて増加、その後は減少に転じ、令和2年においては192世帯となっています。父子世帯については、平成17年の38世帯をピークに、それ以降は減少傾向にあります。令和2年においては26世帯となっています。

【6歳未満世帯員のいるひとり親世帯数とその比較】

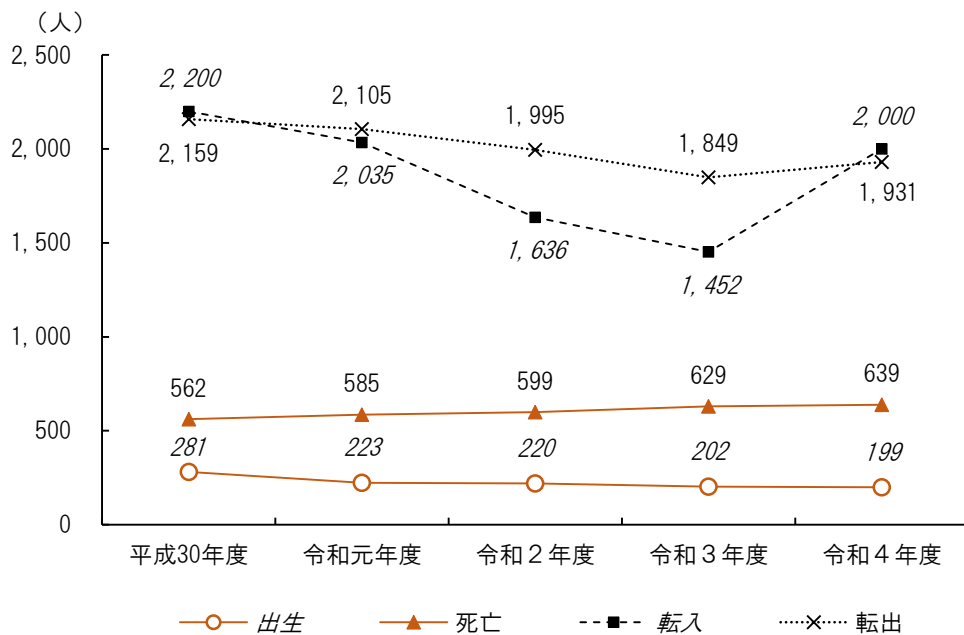
| | 隣接市町 | | | | | 県内人口規模類似市町 | |
|----------|------|-----|------|-----|-----|------------|-----|
| | 牧之原市 | 島田市 | 御前崎市 | 菊川市 | 吉田町 | 湖西市 | 裾野市 |
| 母子世帯(世帯) | 39 | 63 | 26 | 34 | 29 | 53 | 32 |
| 父子世帯(世帯) | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | 3 | 2 |

資料：国勢調査（令和2年）

本市の令和2年における6歳未満世帯員のいるひとり親世帯数をみると、母子世帯は39世帯、父子世帯は2世帯となっています。隣接市町・県内人口規模類似市町と比較すると、母子世帯は全体の3番目の世帯数となっています。一方、父子世帯は大きな差異はみられません。

(2) 人口動態に関する統計

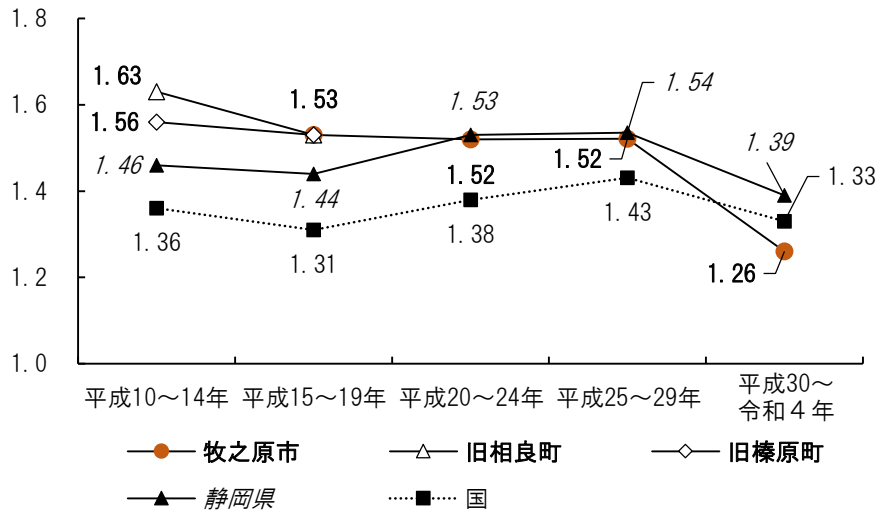
【人口動態の推移】



資料：牧之原市統計書

本市の人口動態の推移をみると、転出・転入について、令和元年度以降「転出数」が「転入数」を上回る「社会減」の状況が続いています。一方、令和4年度においては「転入数」が「転出数」をわずかに上回り、「社会増」に転じています。出生・死亡については、平成30年度以降「死亡数」が「出生数」を上回る「自然減」の状況が続いています。

【合計特殊出生率の推移】

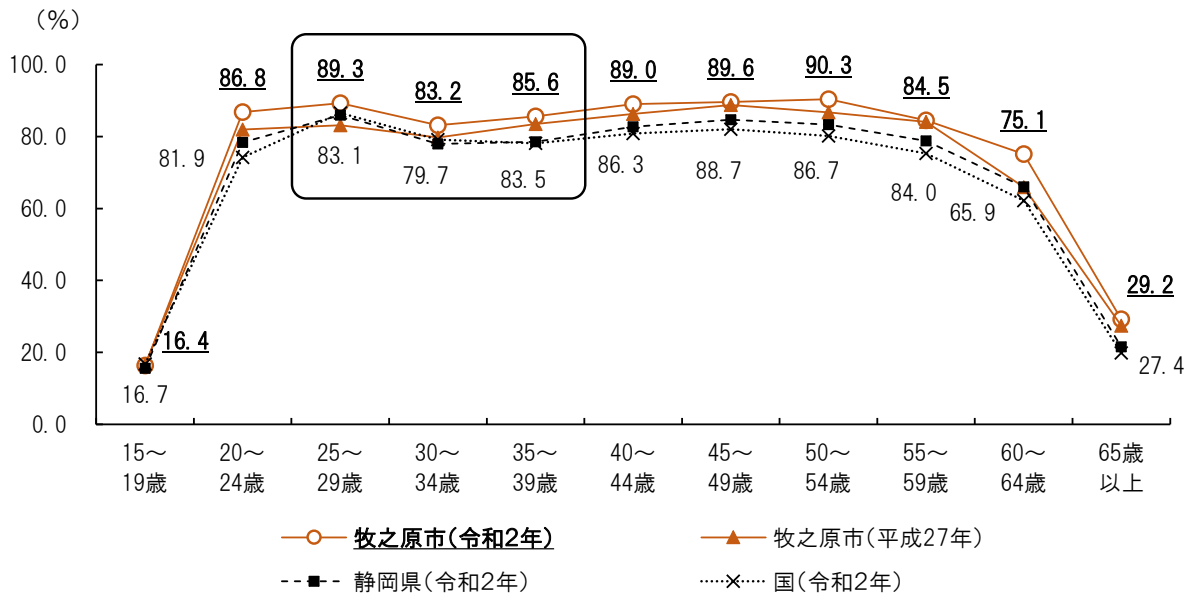


資料：（国・県）厚生労働省「人口動態統計特殊報告」（牧之原市・旧相良町・旧榛原町）厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成15～19年以降おおむね県と同様の水準で推移していましたが、平成30年～令和4年は1.26と、国・県を下回る水準まで急減しています。

（3）就業に関する統計

【女性の年齢階級別労働力率】

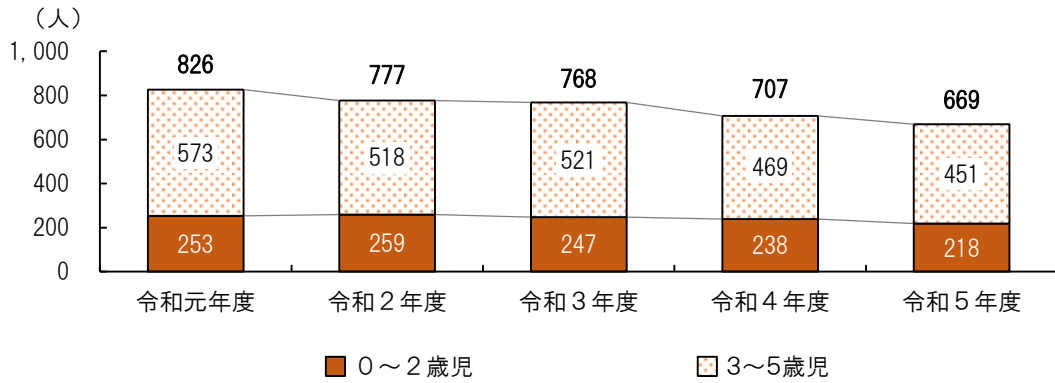


資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

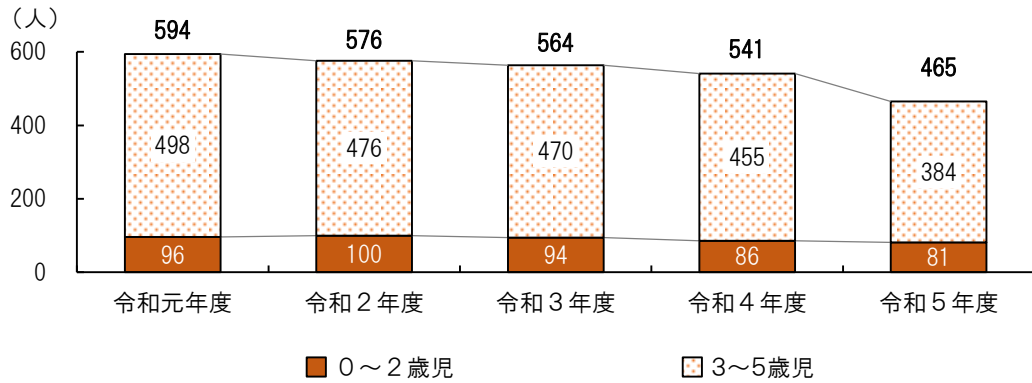
国・県の女性の年齢階級別労働力率をみると、上記グラフ実線で示す25～39歳にかけて、結婚や出産により一時的に離職、その後仕事に復帰するという状況に伴い、ゆるやかな「M字曲線」を描いています。本市の状況をも、同様の年代において「M字曲線」を描いています。また、国・県と比較し、令和2年における本市の労働力率は、すべての年代においておおむね高くなっています。

(4) 保育園・幼稚園・こども園の状況

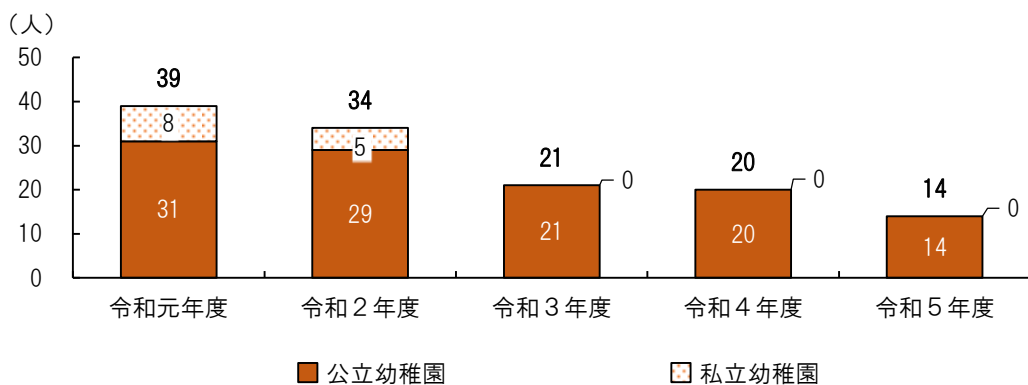
【年代別保育園園児数の推移】



【年代別認定こども園園児数の推移】



【公立・私立園別幼稚園園児数の推移】



資料：牧之原市統計書

本市の保育園・認定こども園・幼稚園の園児数の各推移をみると、いずれの園においても減少傾向にあります。

2 各アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、市民の教育・保育・子育て支援に係る事業の現在の利用状況や今後の利用希望などの把握、およびこどもの生活状況や保護者の子育てに対する考え、要望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

②調査対象および調査方法

| 区分 | 年齢 | 調査方法 |
|-----------------------------|-----|-----------------------------|
| 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 | | |
| 就学前児童保護者 | — | 郵送配布・郵送回収 |
| 小学生保護者 | — | 学校配布・学校回収 |
| 生活実態に関するアンケート調査 | | |
| 小学5年生 | 10歳 | 学校配布・学校回収 (こどもと保護者を結び付け) |
| 中学2年生 | 14歳 | |
| 小学5年生保護者 | — | |
| 中学2年生保護者 | — | |

③調査期間

・令和6年2月7日～令和6年2月20日

④回収状況

| 区分 | 配布数 | 回収数 | 有効回収数 | 有効回収率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|-------|-------------------|
| 就学前児童保護者 | 788件 | 353件 | 352件 | 44.7% | |
| 小学1～3年生保護者 | 982件 | 825件 | 816件 | 83.1% | |
| 小学5年生 | 393件 | 326件 | 320件 | 81.4% | うち254件は、保護者と結び付け可 |
| 中学2年生 | 370件 | 270件 | 266件 | 71.9% | うち245件は、保護者と結び付け可 |
| 小学5年生保護者 | 393件 | 325件 | 320件 | 81.4% | |
| 中学2年生保護者 | 370件 | 271件 | 266件 | 71.9% | |

⑤結果を見る際の注意事項

- ・ 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、グラフ中の比率の合計が100.0%にならない場合や、グラフ中の比率の合計と文中の比率の合計が一致しない場合があります。
- ・ 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・ グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

子ども・子育て支援に関するアンケート調査、生活実態に関するアンケート調査のすべての調査結果は、市ホームページをご覧ください。

アドレス：

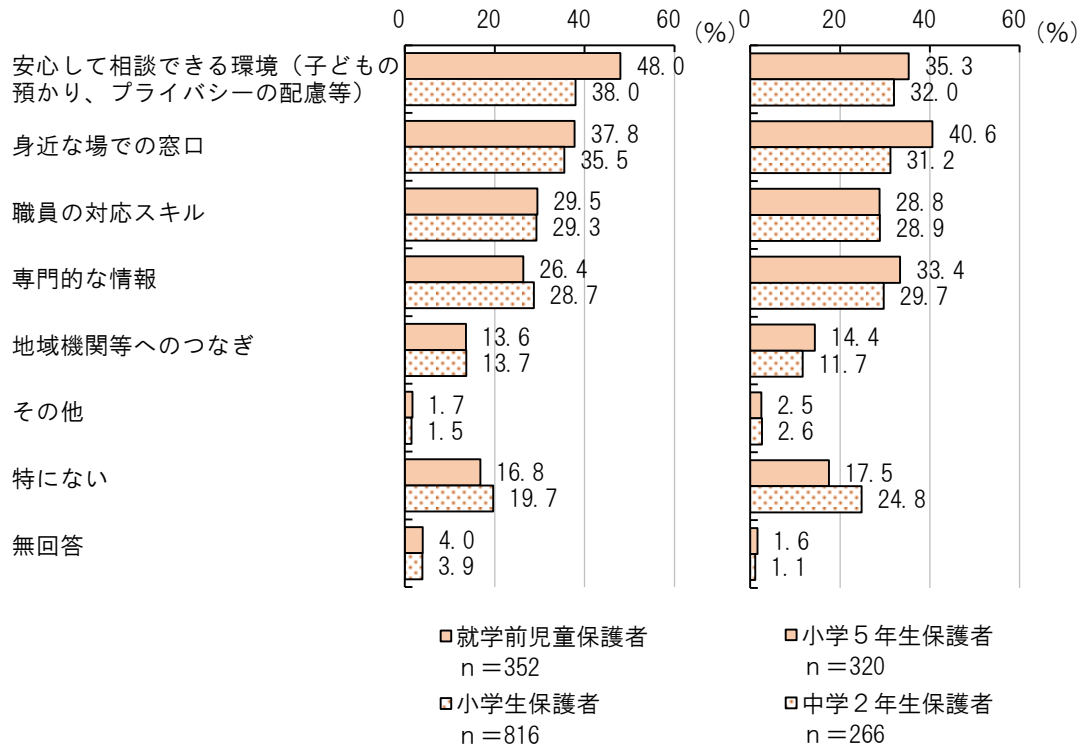
<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/14/54243.html>



(2) 調査結果の抜粋

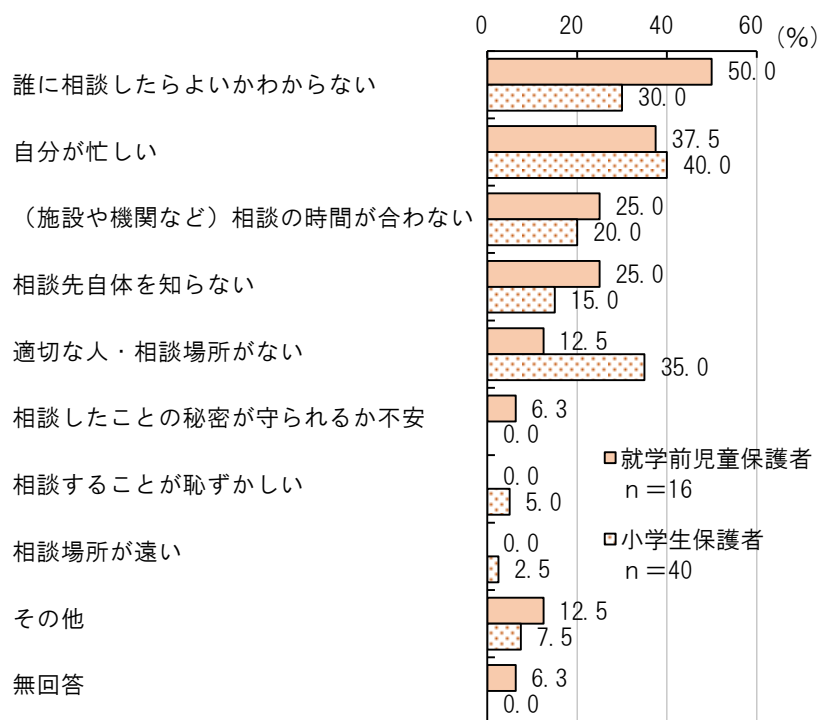
①子育てに関する相談について

・子育てに関する相談で充実してほしいこと



子育てに関する相談で充実してほしいことについては、「安心して相談できる環境 (子どもの預かり、プライバシーの配慮等)」が、就学前児童保護者において48.0%、小学生保護者においては38.0%、中学2年生保護者においては32.0%と最も多くなっています。小学5年生保護者においては「身近な場での窓口」が40.6%と最も多くなっています。

・子育てに関して相談できない理由（子育てに関して気軽に相談できる人・場所がない方）

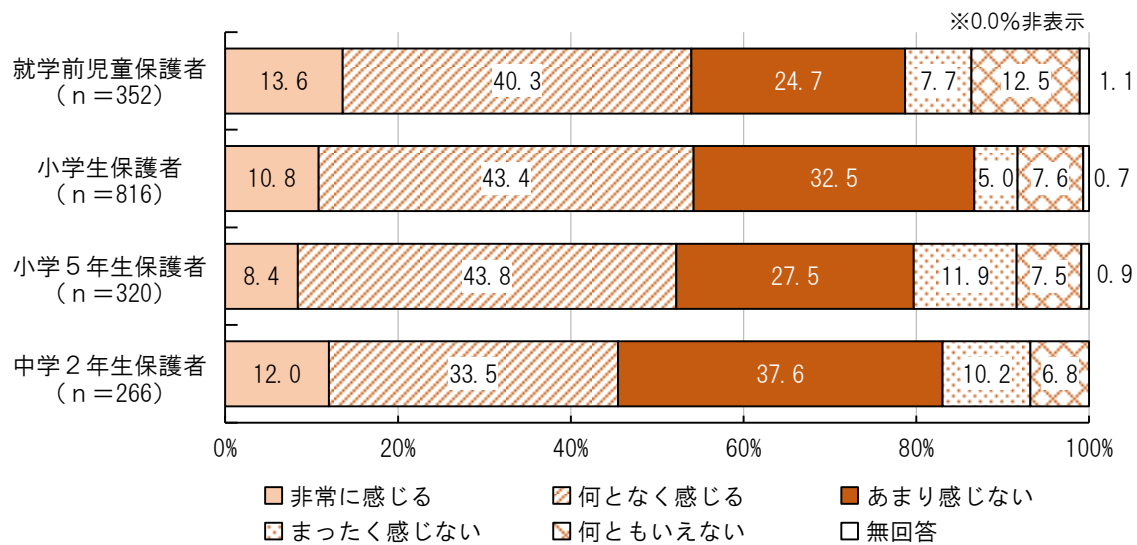


※ 就学前児童保護者においては、回答者数が少ないため、参考掲載とする。

子育てに関して気軽に相談できない理由については、小学生保護者において「自分が忙しい」が40.0%と最も多く、次いで「適切な人・相談場所がない」が35.0%、「誰に相談したらよいかわからない」が30.0%などとなっています。

②子育てに関する負担・不安について

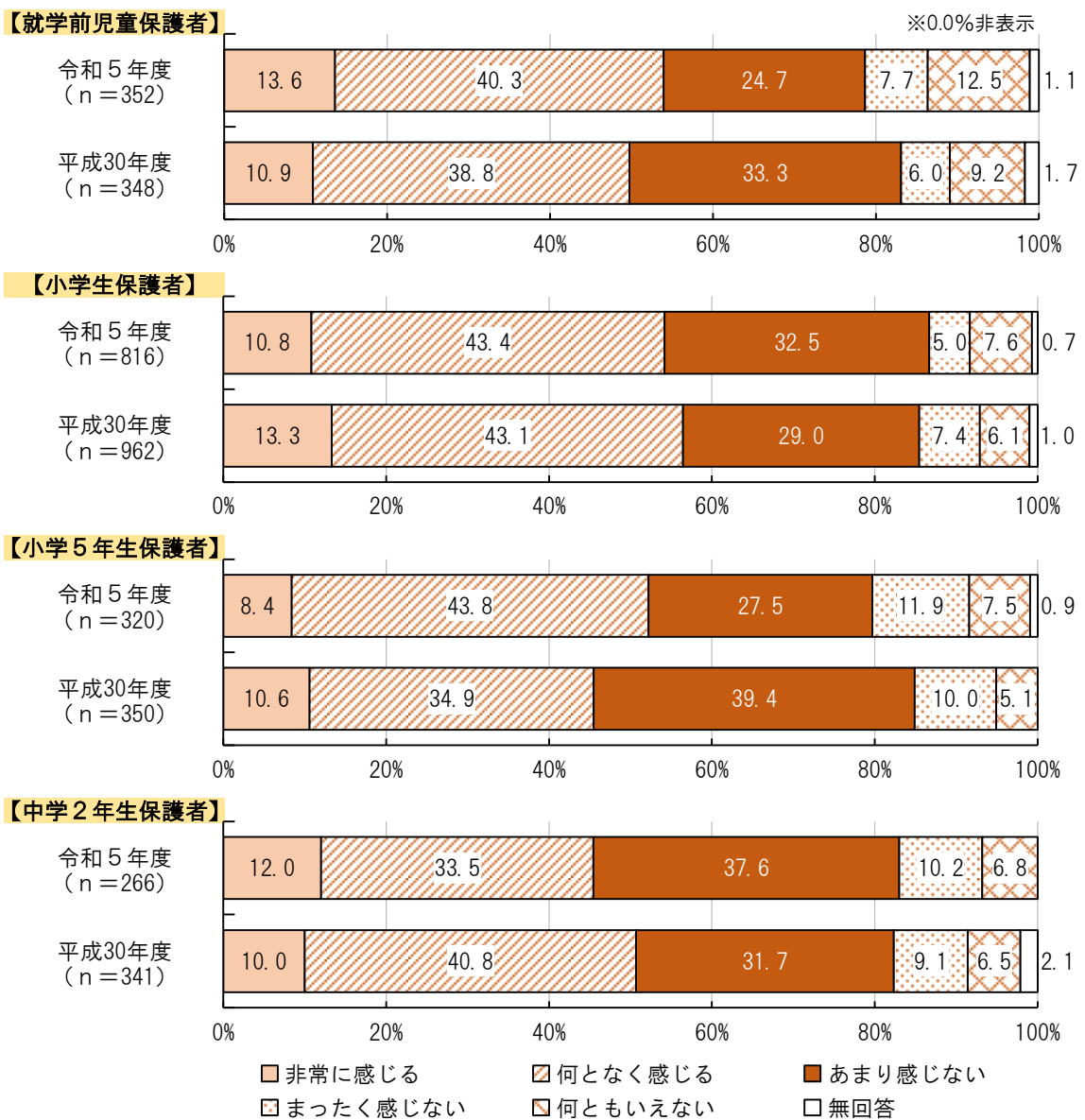
・子育てに関する不安や負担の有無



子育てについて不安や負担の有無については、「非常に感じる」と「なんとなく感じる」を合わせた『感じる』が、就学前児童保護者において 53.9%、小学生保護者においては 54.2%、小学5年生保護者においては 52.2%、中学2年生保護者においては 45.5%となっています。「あまり感じない」と「まったく感じない」を合わせた『感じない』は、就学前児童保護者において 32.4%、小学生保護者においては 37.5%、小学5年生保護者においては 39.4%、中学2年生保護者においては 47.8%となっています。

就学前児童保護者～小学5年生保護者において『感じる』が約半数となっていますが、中学2年生保護者においては 45.5%と4割台となっています。こどもの年齢が高くなるにつれ、不安や負担を感じる保護者は少なくなる傾向にあります。

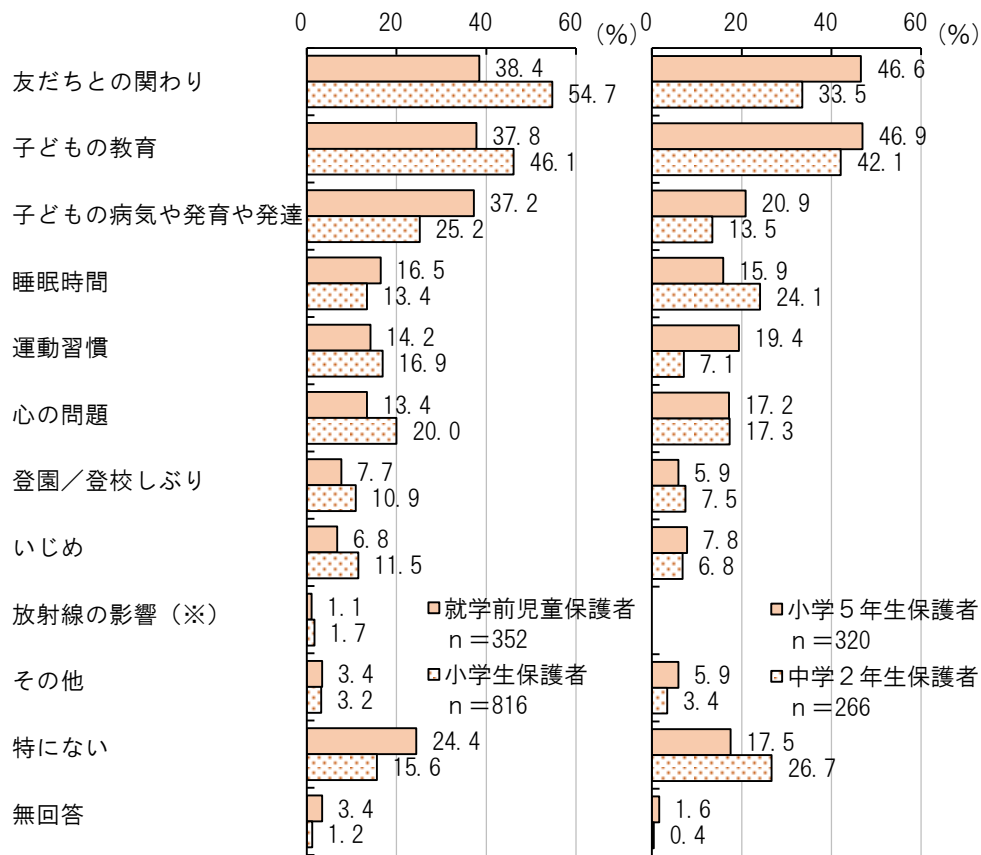
(経年比較)



平成30年度の調査結果と比較すると、『感じない』が、中学2年生保護者において7.0ポイント増加しており、就学前児童保護者においては6.9ポイント、小学5年生保護者においては10.0ポイント減少しています。

③子育てに関する悩みについて

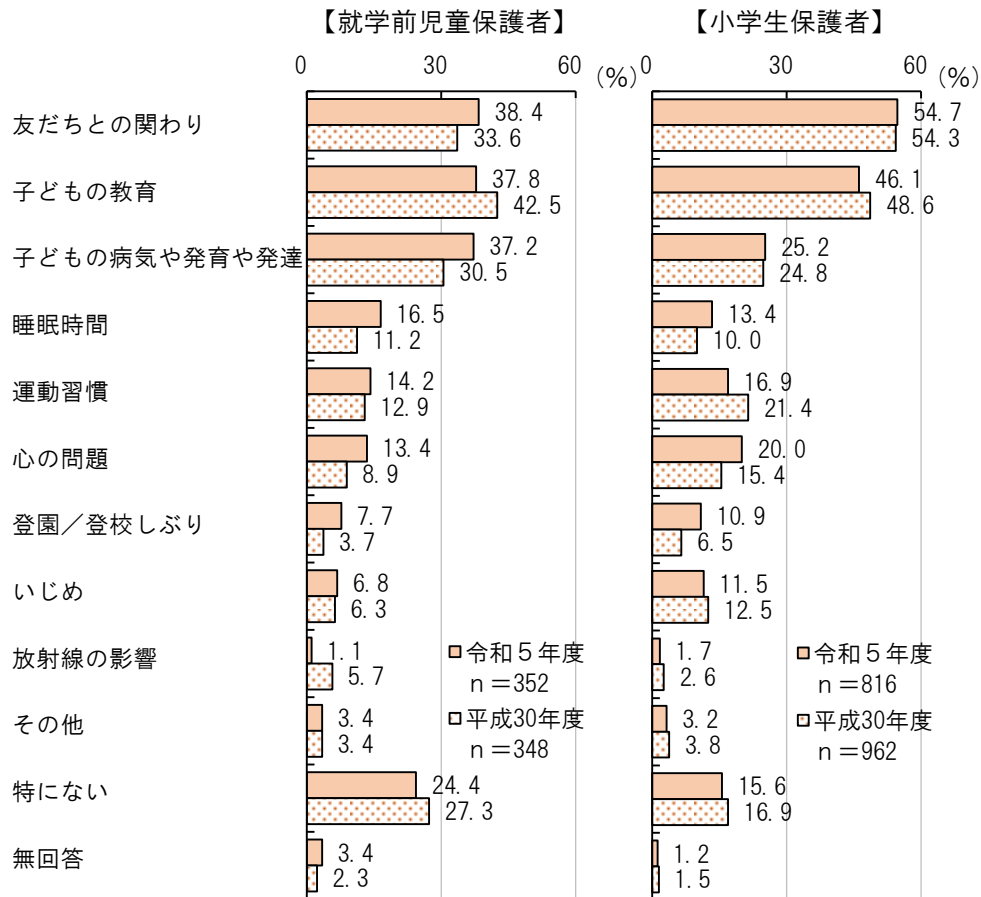
・日頃、子育てについて悩んでいることや、気になること（子ども自身に関すること）



※ 令和6年度の調査の小学5年生保護者・中学2年生保護者においては「放射線の影響」を選択肢として設けていない。(以下同)

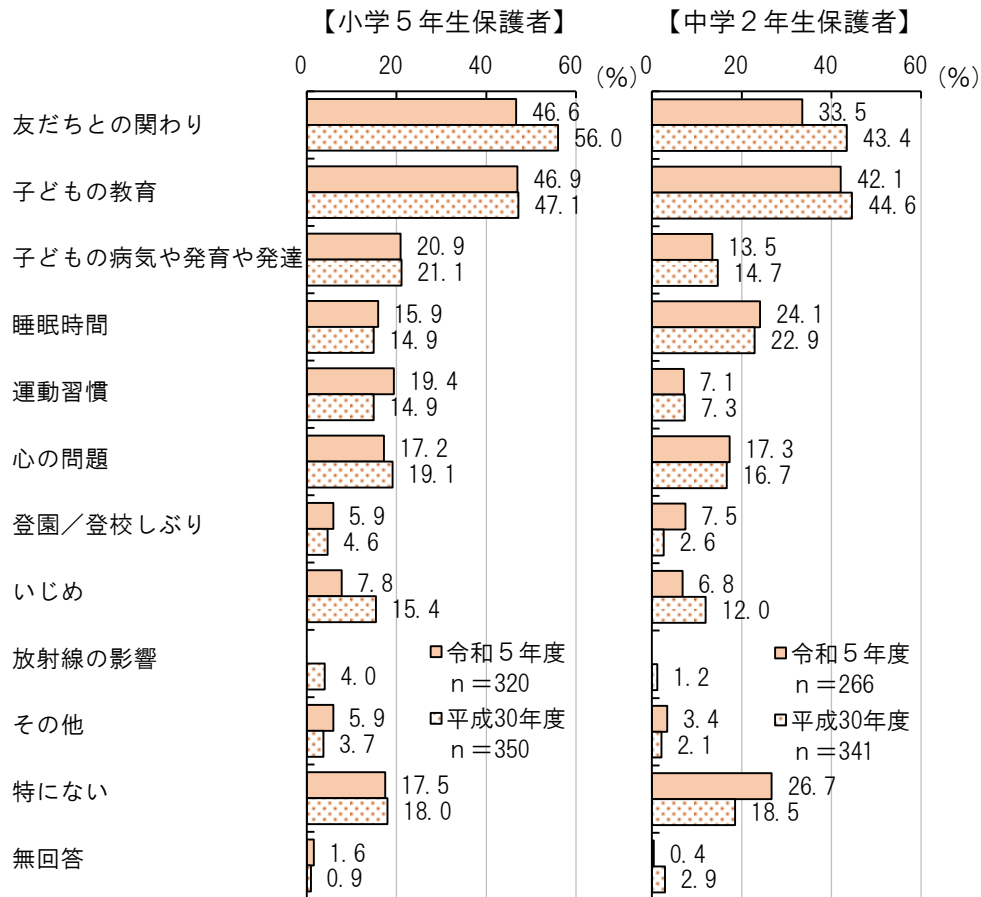
子ども自身に関することについては、「友だちとの関わり」が、就学前児童保護者において38.4%、小学生保護者においては54.7%と最も多くなっています。また、「子どもの教育」が、小学5年生保護者においては46.9%、中学2年生保護者においては42.1%と最も多くなっています。

(経年比較)



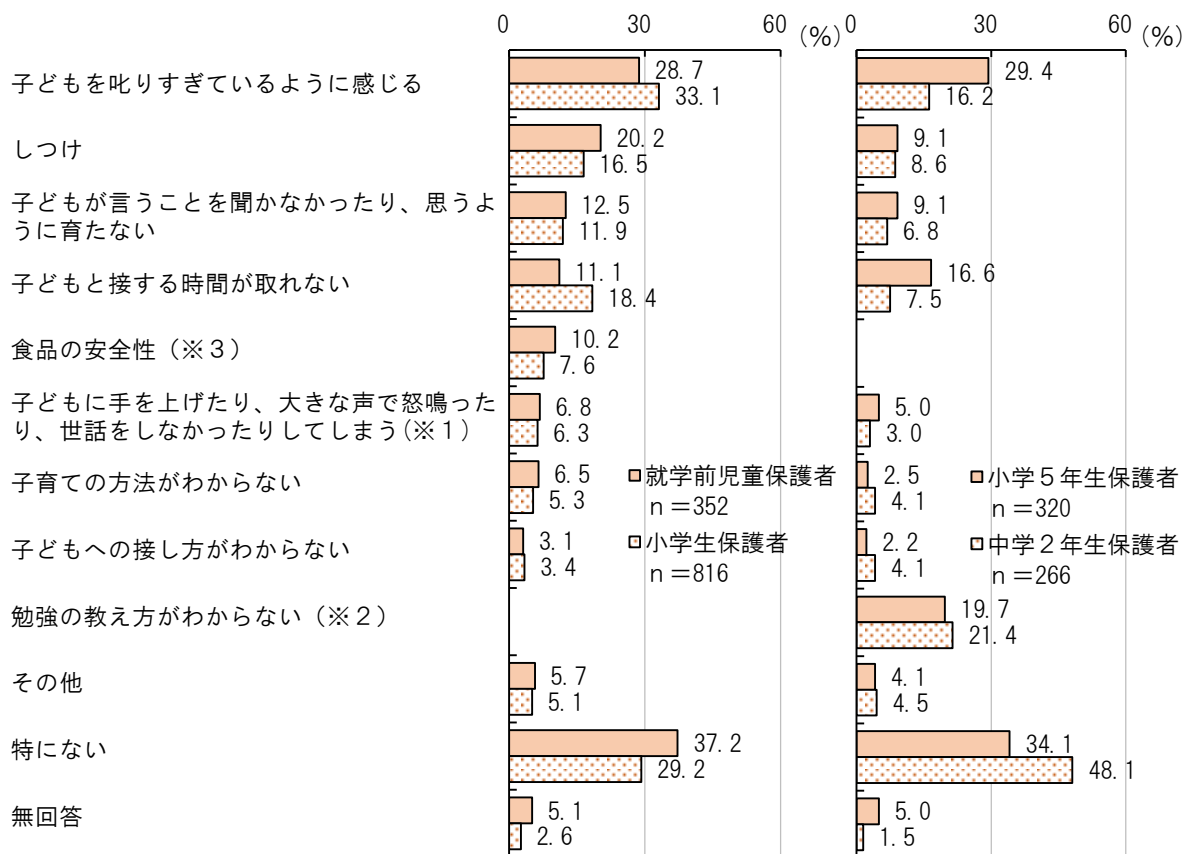
平成30年度の調査結果と比較すると、就学前児童保護者において「子どもの病気や発育や発達」が6.7ポイント、「心の問題」が4.5ポイント増加しています。小学生保護者においては「心の問題」が4.6ポイント増加しており、こどもの発達やこころの問題について悩んでいる保護者が増加傾向にあります。

(経年比較) つづき



平成30年度の調査結果と比較すると、小学5年生保護者において「友だちとの関わり」が9.4ポイント、「いじめ」が7.6ポイント減少しています。中学2年生保護者においては、同じく「友だちとの関わり」が9.9ポイント、「いじめ」が5.2ポイント減少しています。

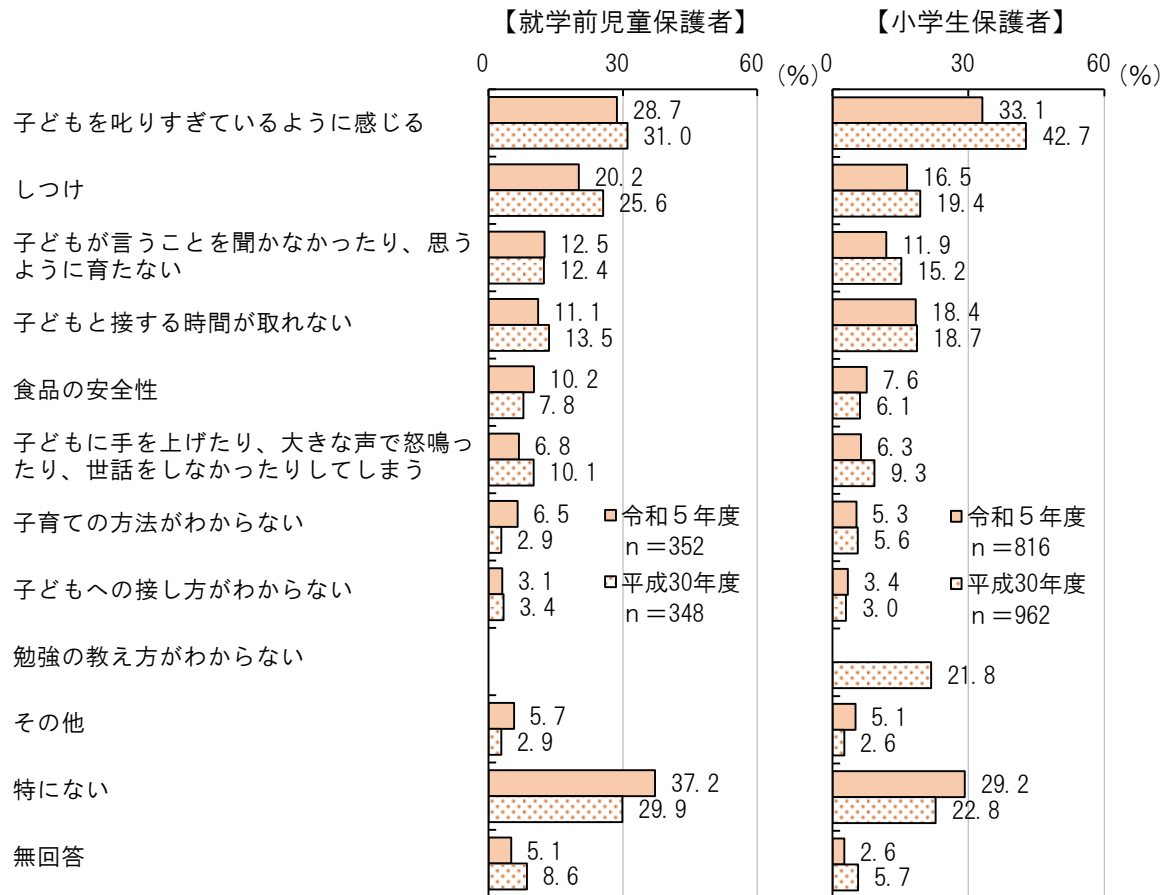
・日頃、子育てについて悩んでいることや、気になること（育児に関すること）



- ※1 「子育てのストレスが溜まって、子どもに手を上げたり、大きな声で怒鳴ったり、世話をしなかつたりしてしまう」を省略して表記している。（以下同）
- ※2 令和6年度と平成30年度の調査の就学前児童保護者・令和6年度の調査の小学生保護者においては「勉強の教え方がわからない」を選択肢として設けていない。（以下同）
- ※3 令和6年度の調査の小学5年生保護者・中学2年生保護者においては「食品の安全性」を選択肢として設けていない。（以下同）

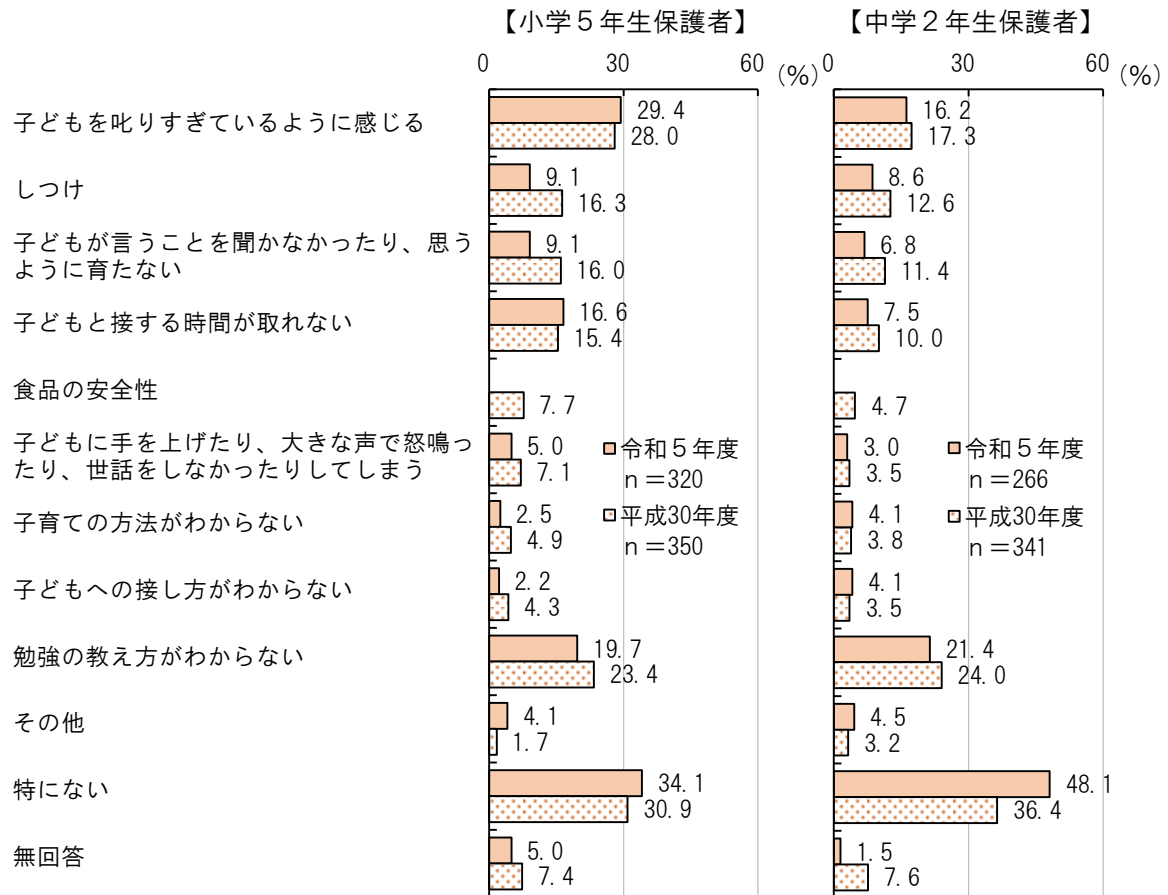
子育てについては、「子どもを叱りすぎているように感じる」が、就学前児童保護者において28.7%、小学生保護者においては33.1%、小学5年生保護者においては29.4%と最も多くなっています。また、「勉強の教え方がわからない」が、中学2年生保護者において21.4%と最も多くなっています。

(経年比較)



平成30年度の調査結果と比較すると、就学前児童保護者において「しつけ」が5.4ポイント減少しています。小学生保護者においては「子どもを叱りすぎているように感じる」が9.6ポイント減少しています。

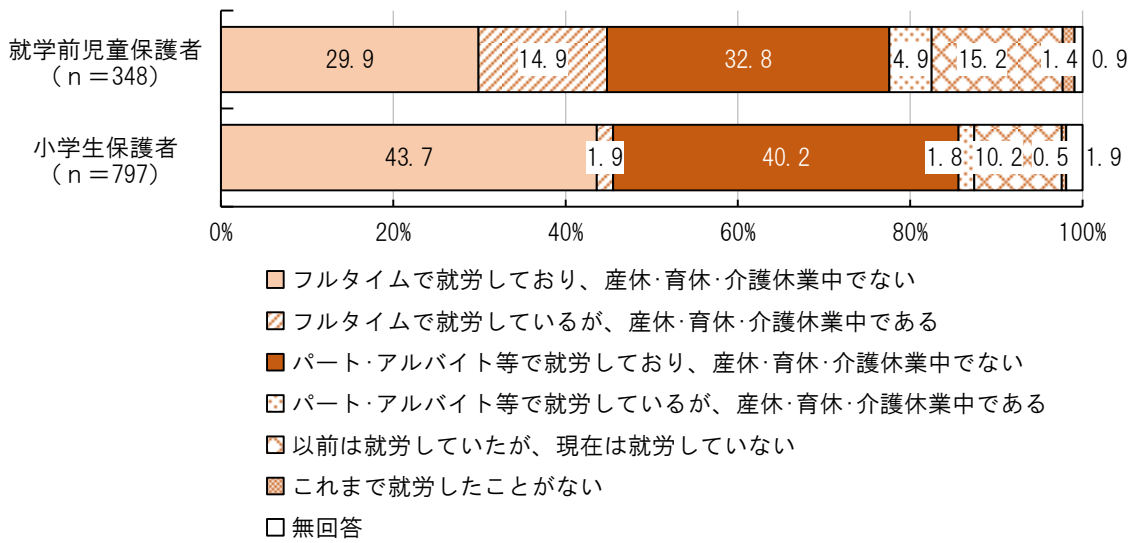
(経年比較) つづき



平成30年度の調査結果と比較すると、小学5年生保護者において「しつけ」が7.2ポイント減少、「子どもが言うことを聞かなかったり、思うように育たない」が6.9ポイント減少しています。

④保護者の就労について

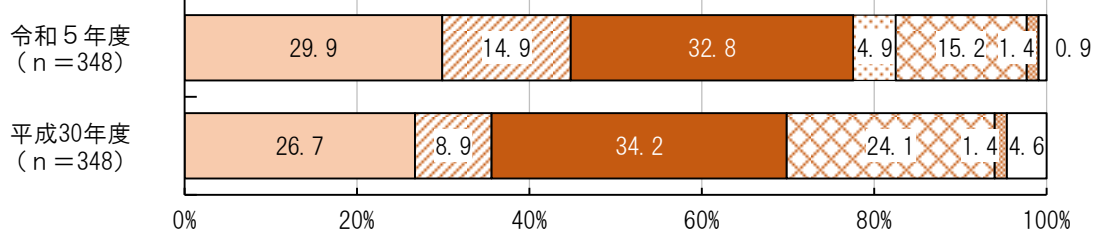
・母親の就労状況



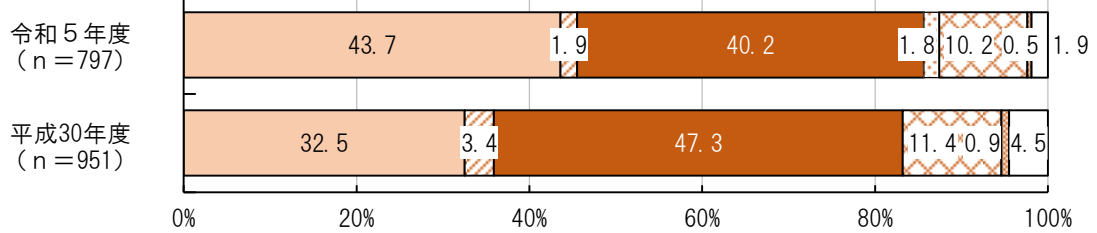
母親の就労状況については、就学前児童保護者において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が32.8%と最も多く、小学生保護者においては「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が43.7%と最も多くなっています。

(経年比較)

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



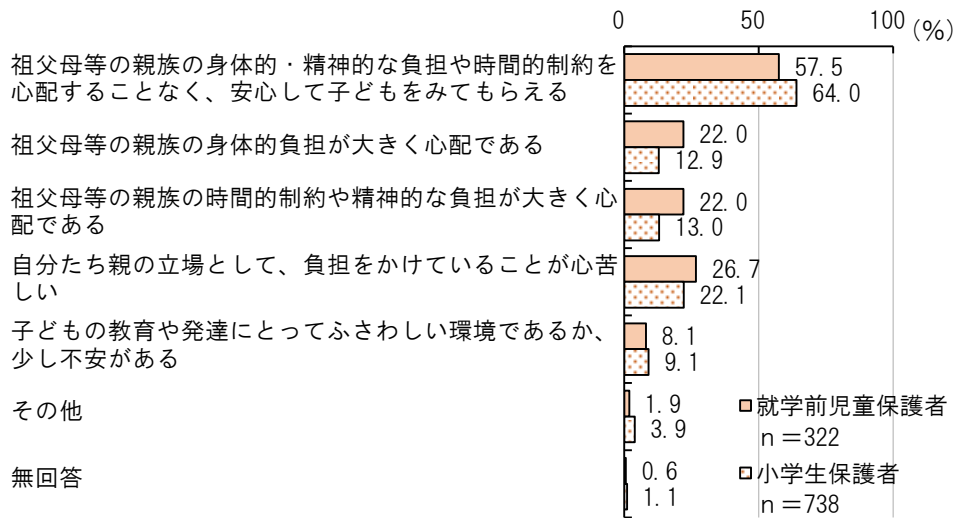
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない
- ▨ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答

※ 平成30年度の調査においては「パート・アルバイト」に関する選択肢が「パート・アルバイトで就労している」の1種のみであった。上記グラフにおいては「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」に置き換え、数値を表記している。

平成30年度の調査結果と比較すると、就学前児童保護者において「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が6.0ポイント増加、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.9ポイント減少しています。小学生保護者においては「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が11.2ポイント増加しています。

⑤日頃、こどもをみてもらっている状況について

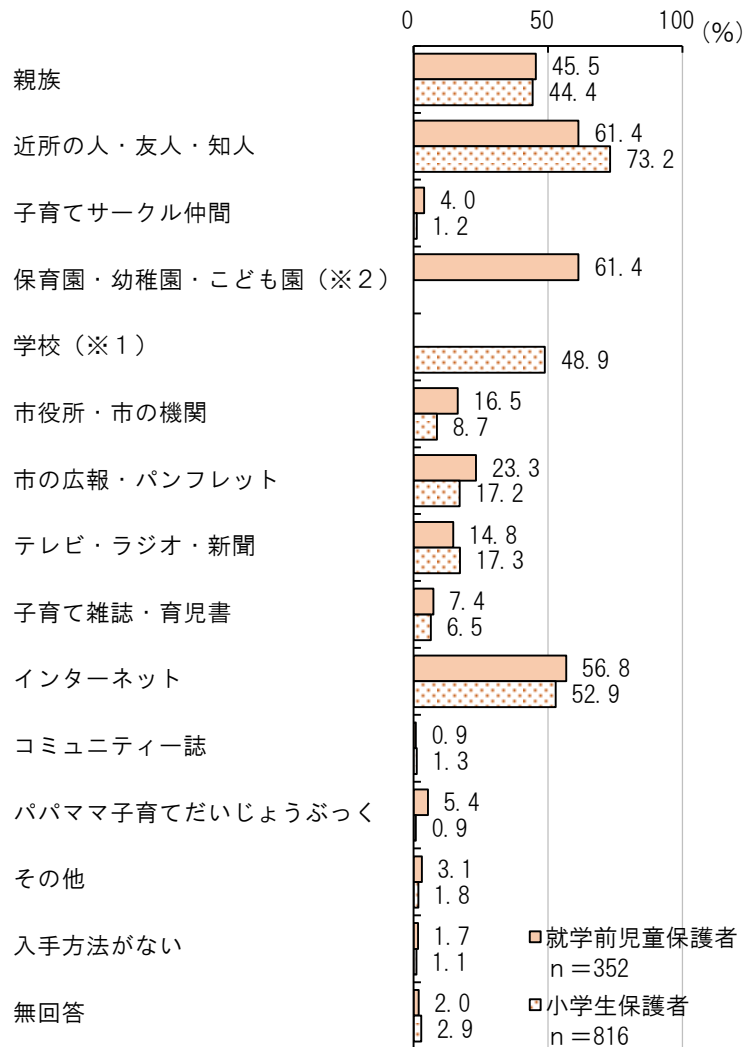
・祖父母など親族にお子さんをみてもらっている状況



祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が就学前児童保護者において57.5%、小学生保護者においては64.0%と最も多くなっています。一方、就学前児童保護者においては「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が小学生保護者よりやや多く、いずれも2割を超えています。

⑥子ども・子育てに関する支援策や情報について

・子育てに関する情報の入手先

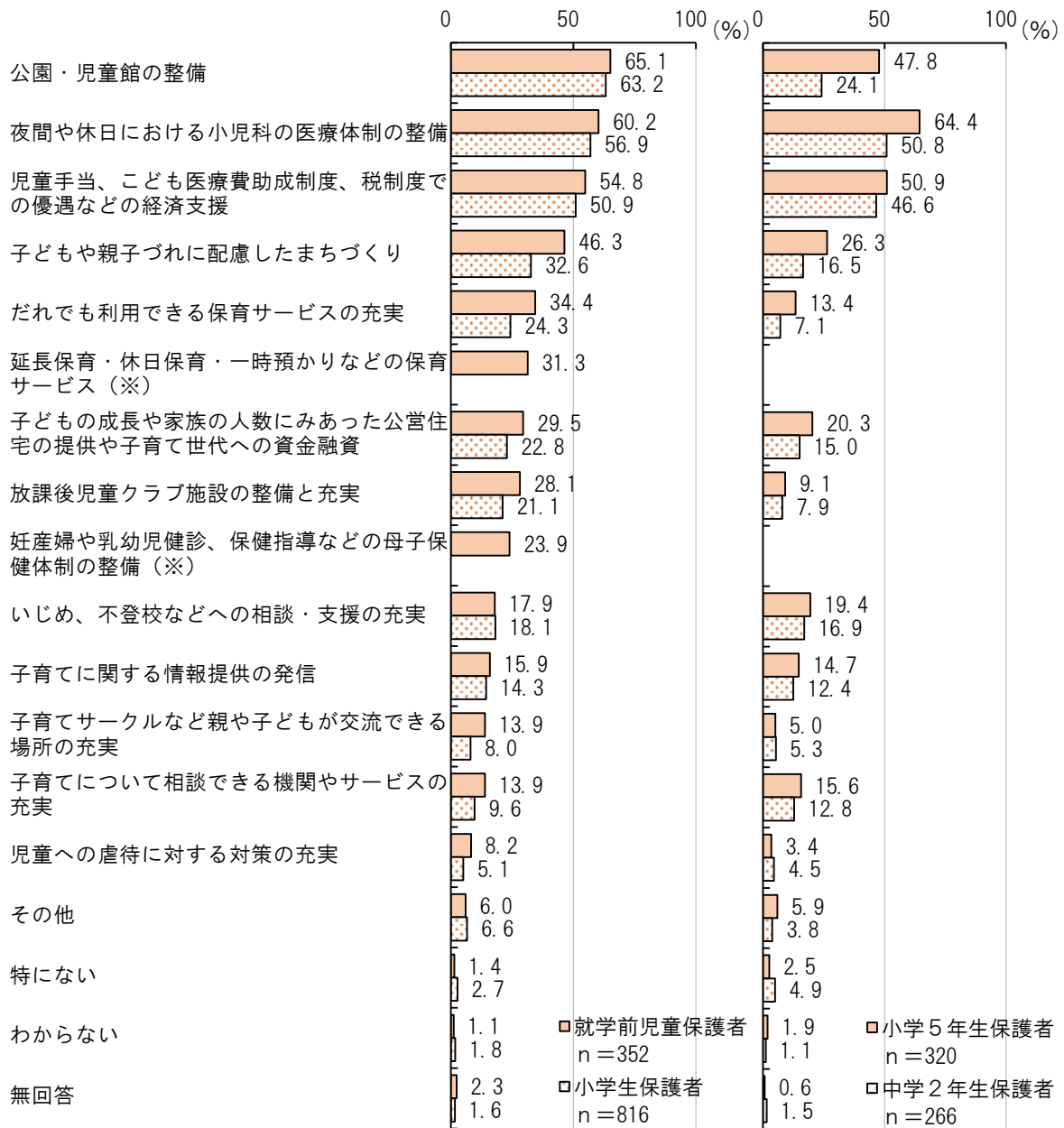


※1 就学前児童保護者においては「学校」を選択肢として設けていない。

※2 小学生保護者においては「保育園・幼稚園・こども園」を選択肢として設けていない。

子育てに関する情報源については、就学前児童保護者において「近所の人・友人・知人」「保育園・幼稚園・こども園」がともに61.4%と最も多く、次いで「インターネット」が56.8%などとなっています。小学生保護者においては「近所の人・友人・知人」が73.2%と最も多く、次いで「インターネット」が52.9%、「学校」が48.9%などとなっています。

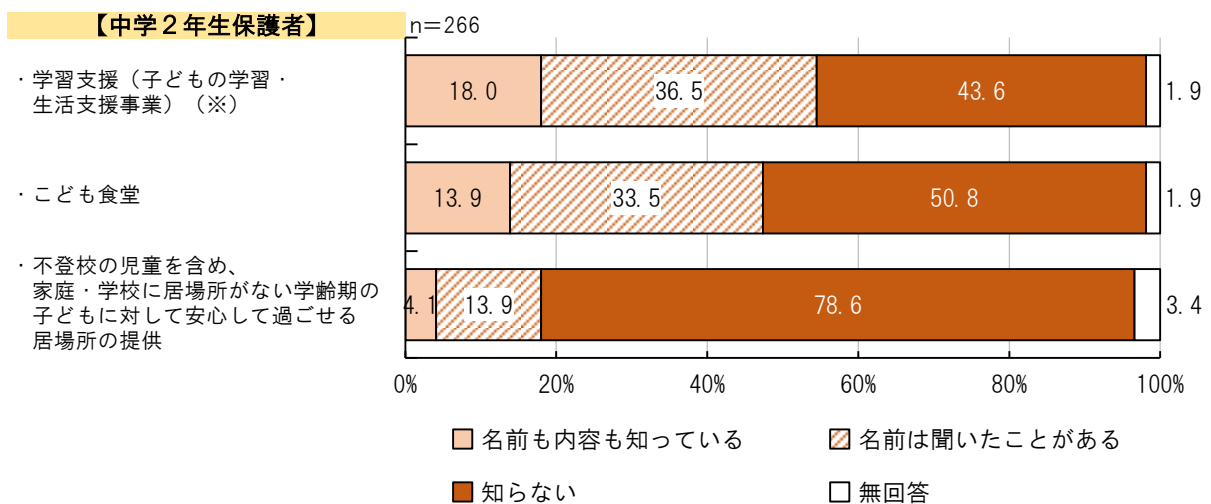
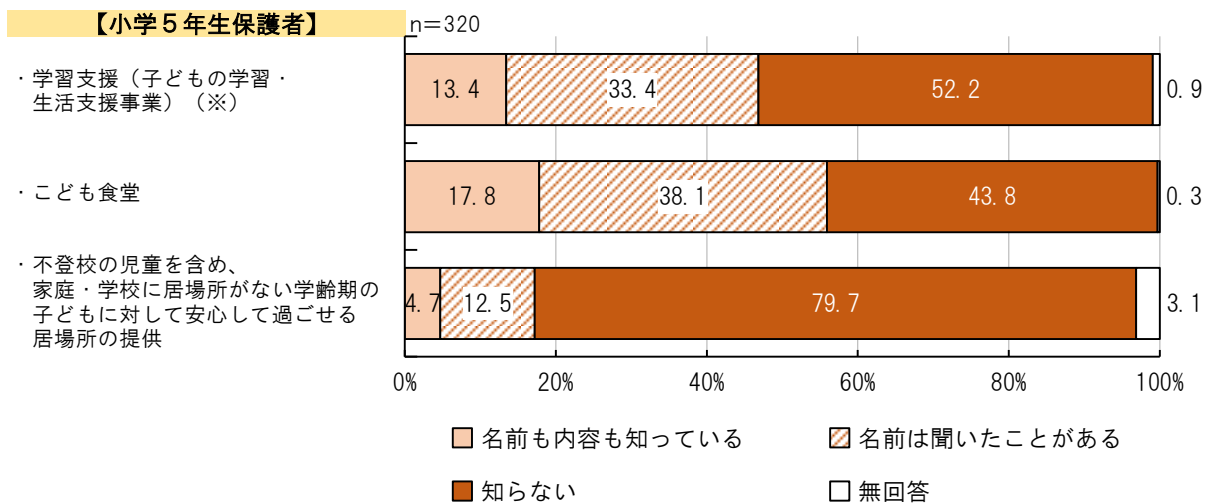
・市に対してどのような子育て支援策の充実を図ってほしいか



※ 小学生保護者および小学5年生保護者・中学2年生保護者においては「延長保育・休日保育・一時預かりなどの保育サービス」「妊産婦や乳幼児健診、保健指導などの母子保健体制の整備」を選択肢として設けていない。

充実を図ってほしい子育て支援策については、「公園・児童館の整備」が、就学前児童保護者において65.1%、小学生保護者においては63.2%と最も多くなっています。また、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が、小学5年生保護者においては64.4%、中学2年生保護者においては50.8%と最も多くなっています。

・市役所または民間が行っている各事業の認知度

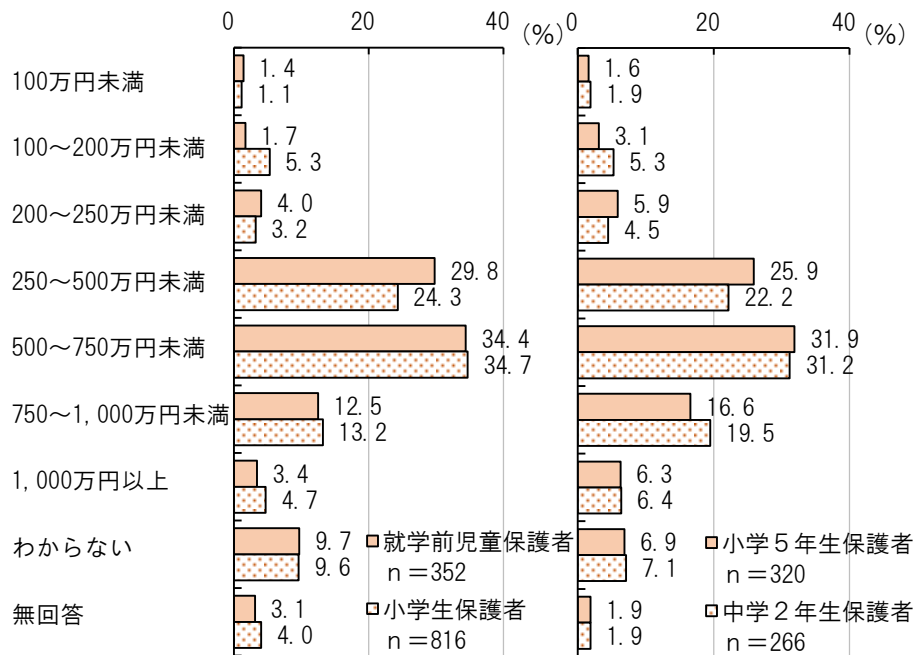


※ 学習支援：中学生のいる生活困窮世帯に対し、学習習慣や基礎学力が身につくよう、無料の学習教室を開催。自主学習の支援のほか、生徒と保護者が個別に相談を行うための家庭訪問なども行う。

市役所または民間が行っている各事業の認知度については、「名前も内容も知っている」が、【学習支援（子どもの学習・生活支援事業）】において、小学5年生保護者は13.4%、中学2年生保護者は18.0%となっています。【こども食堂】において、小学5年生保護者は17.8%、中学2年生保護者は13.9%となっています。【不登校の児童を含め、家庭・学校に居場所がない学齢期の子どもに対して安心して過ごせる居場所の提供】において、小学5年生保護者は4.7%、中学2年生保護者は4.1%となっています。

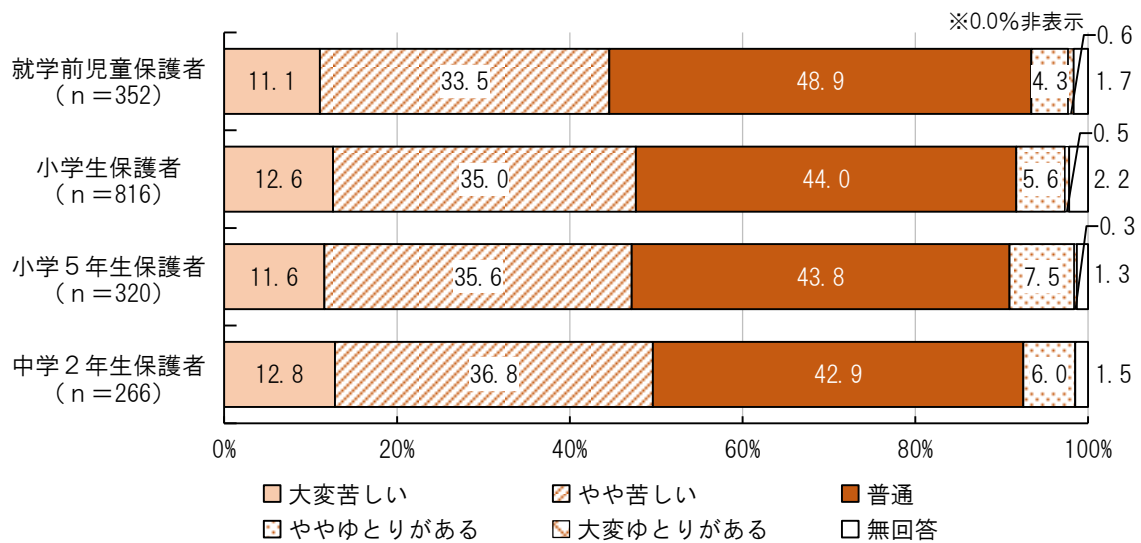
⑦世帯の経済状況について

・令和5年分の世帯全体で把握している収入



令和5年分の世帯収入については、「500～750万円未満」が就学前児童保護者において34.4%、小学生保護者においては34.7%、小学5年生保護者においては31.9%、中学2年生保護者においては31.2%と最も多くなっています。

・現在の暮らしの状況に対する所感



現在の暮らしの状況については、「大変難しい」と「やや難しい」を合わせた『難しい』が、就学前児童保護者において44.6%、小学生保護者においては47.6%、小学5年生保護者においては47.2%、中学2年生保護者においては49.6%となっています。「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」を合わせた『ゆとりがある』は、就学前児童保護者において4.9%、小学生保護者においては6.1%、小学5年生保護者においては7.8%、中学2年生保護者においては6.0%となっています。

(家族類型別)

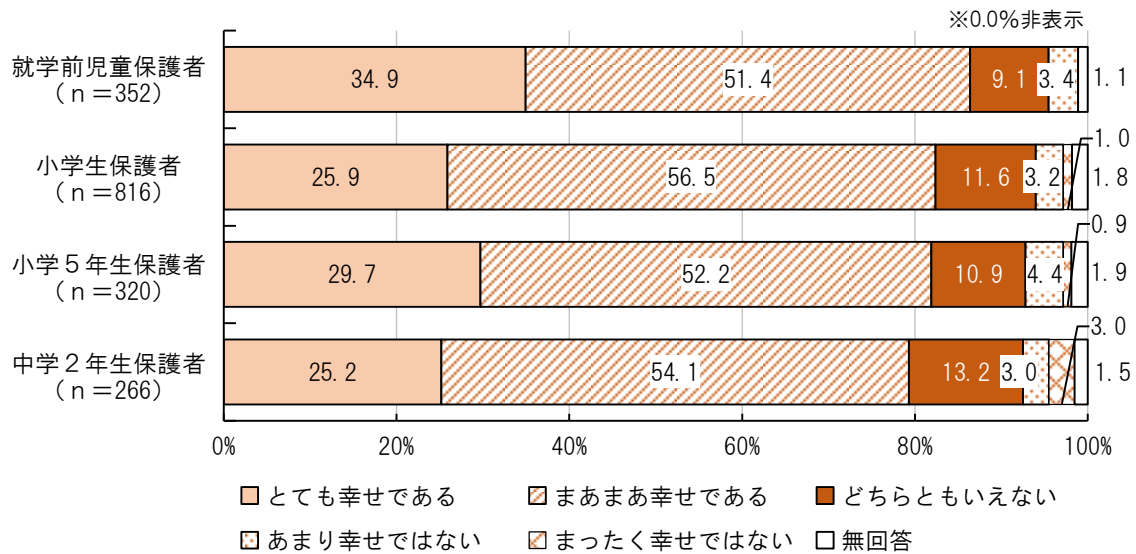
単位：%

| | | 全体 (件) | 大変難しい | やや難しい | 普通 | ややゆとりがある | 大変ゆとりがある | 無回答 |
|----------|--------|--------|-------|-------|------|----------|----------|-----|
| 小学5年生保護者 | 核家族 | 163 | 9.2 | 34.4 | 45.4 | 9.8 | 0.6 | 0.6 |
| | ひとり親家族 | 21 | 28.6 | 42.9 | 19.0 | 4.8 | — | 4.8 |
| | 三世代家族 | 116 | 9.5 | 35.3 | 47.4 | 6.0 | — | 1.7 |
| 中学2年生保護者 | 核家族 | 146 | 11.0 | 36.3 | 45.2 | 6.2 | — | 1.4 |
| | ひとり親家族 | 21 | 19.0 | 61.9 | 14.3 | 4.8 | — | — |
| | 三世代家族 | 82 | 14.6 | 30.5 | 47.6 | 6.1 | — | 1.2 |

小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに、ひとり親家族において『難しい』がほかに比べ多くなっています。(※ の網かけ部分)

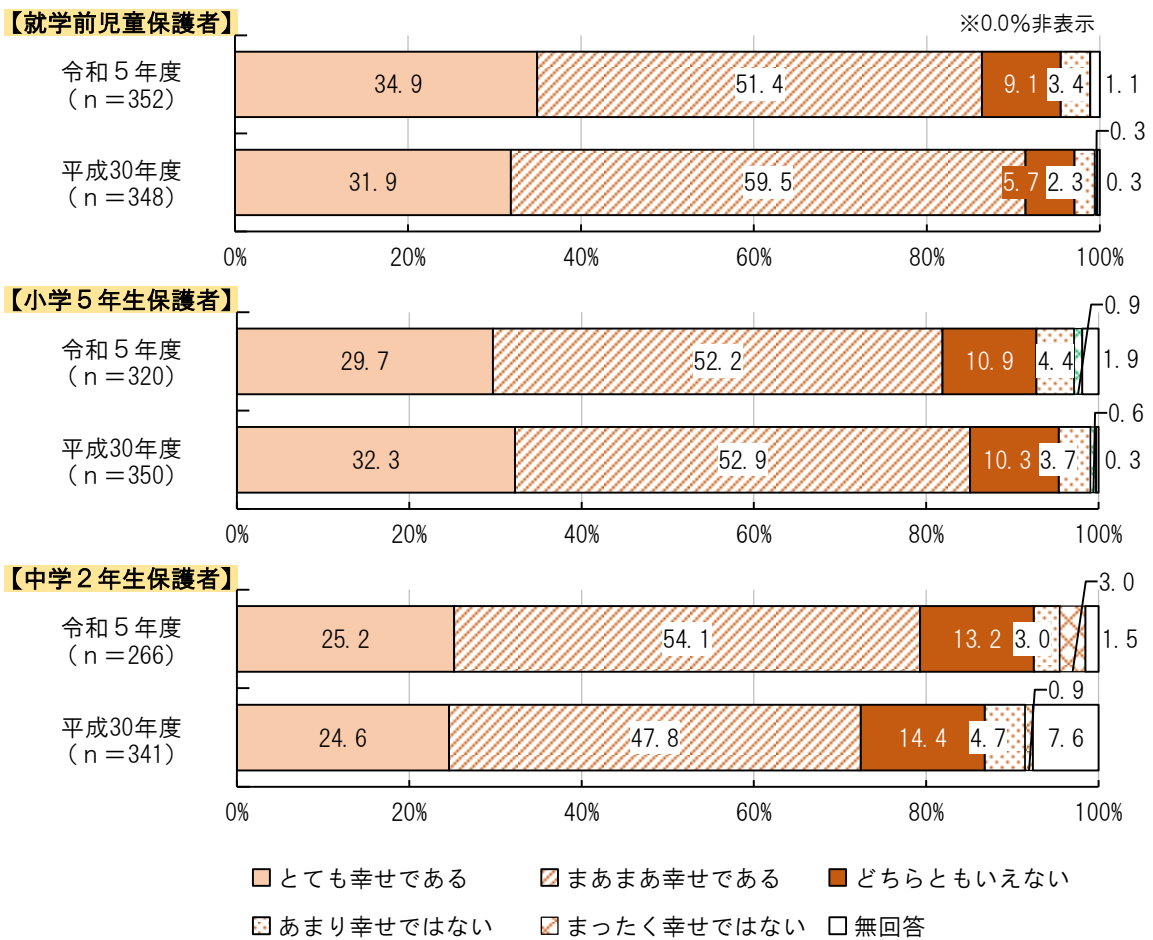
⑧現在の幸福度について

・現在幸せだと思うか



現在の幸福度については、「とても幸せである」と「まあまあ幸せである」を合わせた『幸せである』が、就学前児童保護者において86.3%、小学生保護者においては82.4%、小学5年生保護者においては81.9%、中学2年生保護者においては79.3%となっています。「あまり幸せではない」と「まったく幸せではない」を合わせた『幸せではない』は、就学前児童保護者において3.4%、小学生保護者においては4.2%、小学5年生保護者においては5.3%、中学2年生保護者においては6.0%となっています。『幸せである』が、どの年代・学年においてもおおむね8割程度ですが、年代・学年が上がるにつれ、わずかに低くなる傾向にあります。

(経年比較)



平成30年度の調査結果と比較すると、『幸せである』が、就学前児童保護者において5.1ポイント減少、中学2年生保護者においては6.9ポイント増加しています。

3 第2期計画の評価と達成状況

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの評価を行いました。

評価にあたっては、取り組みを実施する担当課が、計画策定時に掲げた目標（値）に対する達成状況のほか、各取り組みの実施内容を加えた総合評価を行いました。

(1) 全体の評価結果

第2期計画の各基本目標における取り組みの評価については、全140件中、129件(92.1%)がAおよびB評価となりました。CおよびD評価の取り組みについては、第3期以降の計画期間において改善していきます。

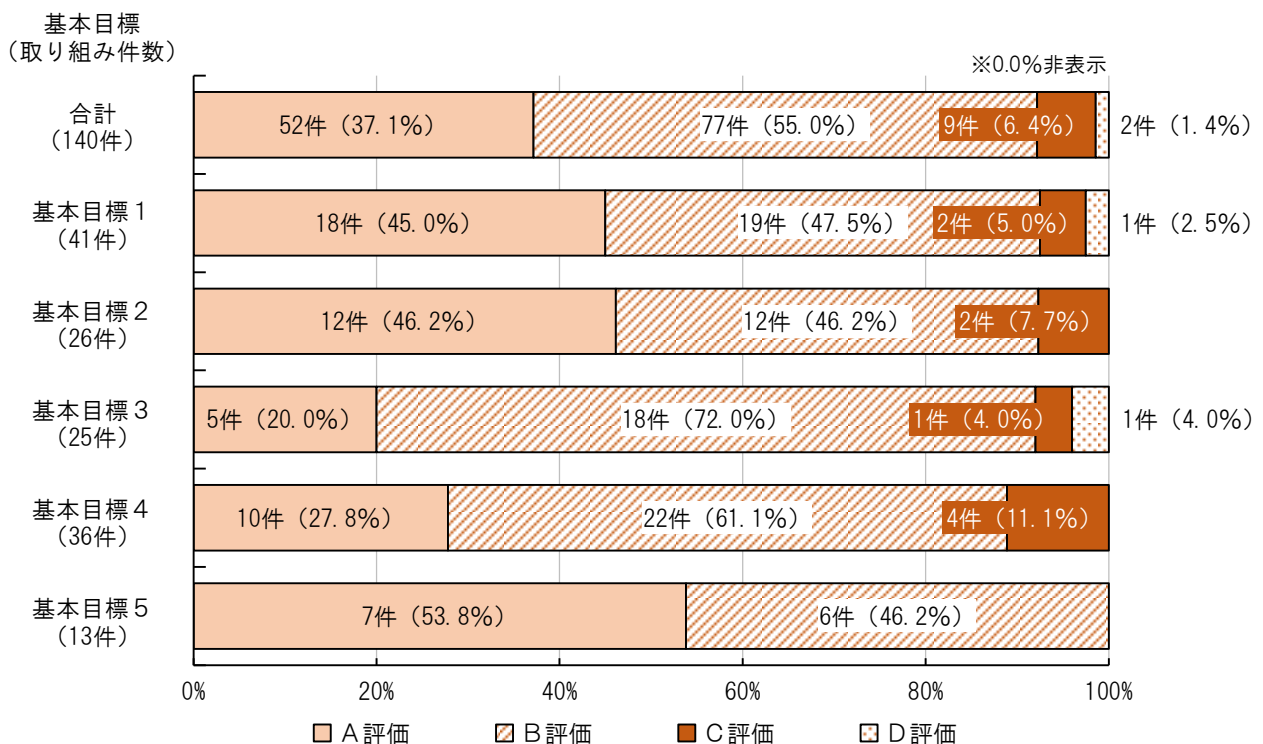
<評価区分>

- A：目標を大きく上回る
- B：目標を達成、目標に向けて順調
- C：目標を下回る
- D：目標を大きく下回る

【基本目標ごとの取り組み評価結果】

各取り組みの評価結果から、基本目標ごとの結果をグラフに示します。

※全140件中、再掲24事業



(2) 基本目標別の評価

<基本目標1 愛情をもって 子どもや子育て世帯を 地域で見守り支援する>

「保育事業」においては待機児童ゼロの継続を達成するとともに、保護者の多様なニーズに対応するための延長保育や一時預かりの実施により、子育て世帯の負担を軽減し、こどもを産み育てやすい環境の整備を図ることができました。

「ファミリー・サポート・センター事業」では、目標を超える会員数の確保を達成しました。また、援助活動件数も着実に増加し、保護者が安心して仕事に専念できる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支える意識の高まりにつながりました。

「乳児家庭全戸訪問事業」は、令和5年度の実施率が99.5%という結果となっています。母の心身の状況の確認のほか、産後間もない保護者からのニーズを踏まえて、子育て支援サービスや制度に関する情報提供の充実を図るとともに、相談内容に応じて子育てコンシェルジュ等との連携を図るなど、ほかの取り組みへ展開することで、保護者の不安や悩みを軽減することができました。

「子育てだいじょうぶつく作成事業」は、カラー冊子にリニューアルするとともに、「子育て支援連携システム事業（まきはぐ）」（基本目標2の取り組み）との連携により電子版を掲載することにより、子育てに関する情報を子育て家庭に幅広く周知することができました。

<基本目標2 誰もが安心して 子供を産み育てられる 環境づくり>

「医療体制整備事業・地域医療対策事業」については、榛原総合病院の小児科は常勤医師が複数名配置され、医療体制の整備は進んでいます。引き続き、地域の魅力の発信等を通じて、医療従事者の確保を図っていきます。

「地域医療振興事業」については、医師等が開業するための資金を助成する取り組みで、計画期間中に3件の実績があり、地域医療の拡充につながりました。今後は、さらに活用しやすい助成制度となるよう見直しを行うとともに情報発信の強化に努め、継続して取り組んでいきます。

<基本目標3 子どもの確かな学力と健全な心を育む教育の充実>

「図書館機能拡充事業」では、計画期間内に図書交流館「いこっと」の開館、図書館オンラインシステムの導入、文化の森図書館「いろ葉」の開館が実施され、図書館の機能が大きく拡充されました。これにより、今まで以上に多様な書籍や資料へのアクセスが可能になり、こどもたちが自らの興味を広げ、新しい知識を得るための読書の機会が増えるとともに、学習スペースの拡充により集中して学習に取り組める環境を提供することができました。また、図書館で開催するさまざまなイベント等へ参加するこどもたちの、社会性やコミュニケーション能力を育む場としての機能も向上しました。

「学校再編事業」については、計画期間（令和2年度～令和6年度）においては主に、内容検討や計画策定に取り組みました。第3期計画期間では、「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」に基づき、義務教育学校の開校（榛原地域：令和12年度、相良地域：令和15年度）に向けて、設計・建築を進めていきます。

<基本目標4 すべての子どもが 安心・安全に のびのびとすごせる環境づくり>

「障がい児保育事業」は、集団保育が可能な中・軽度な障がいのあるこどもを保育する事業で、市内のすべての園で実施し、こどもたちの発達を支援するとともに、育児に対する保護者の不安を軽減し、安心感を与える役割を果たすことができました。

「子育て相談会開催事業」については、庁内に常勤心理士を配置したことにより、相談会を開催しなくても保護者が随時、より身近で気軽に相談をすることができるようになり、サービスの向上につながりました。

<基本目標5 子どもが愛情につつまれ 子育て家庭が笑顔で暮らせるまちづくり>

「生活困窮者子どもの学習支援事業」、「小中学校就学援助事業」、「母子家庭等自立支援給付事業」、「フードドライブ事業」など経済的困難を抱える家庭に対する負担軽減等の施策を実施し、家庭の経済的な安定、こどもの学力向上や保護者の不安の解消などにつながる支援ができました。

※各取り組みの評価については、資料編「2 第2期計画の評価（詳細）」に記載しています。

(3) 基本理念および各基本目標における数値目標の評価

本市のこども・子育て支援の取り組みの成果を測る指標として、総合計画における方向性を踏まえ、市民意識調査等を用いた数値目標を掲げて計画を推進してきました。評価は、以下のとおりとなっています。

第2期計画における基本理念・基本目標

【基本理念】のびのびと子どもが育ち 今と未来と子育てを地域で支え合う まきのはら

【基本目標1】愛情をもって子どもや子育て世帯を地域で見守り支援する

【基本目標2】誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくり

【基本目標3】子どもの確かな学力と健全な心を育む教育の充実

【基本目標4】すべての子どもが安心・安全にのびのびとすごせる環境づくり

【基本目標5】子どもが愛情につつまれ子育て家庭が笑顔で暮らせるまちづくり

| 目標 | 指標 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和6年度) | 実績値 (令和6年度) | 評価※4 |
|-------|-------------------------------------|------------------------|----------------|------------------------|--------|
| 基本理念 | 子どもを育てやすい環境だと感じる割合(★) | 40.1% | 55.8% | 29.2% | D |
| 基本目標1 | 待機児童数 | 0人 | 0人を維持 | 0人 | B |
| | 子育て支援の取り組みに対する市民満足度(★) | 55.8% | 65.2% | 46.2% | C |
| | 幼稚園・保育園・認定こども園等の充実への取り組みに対する満足度(★) | 64.2% | 72.4% | 44.6% | D |
| 基本目標2 | こども医療費制度への取り組みに対する市民満足度(★) | 74.8% | 77.5% | 76.8% (R3)※1 | B |
| | | | | 41.0% (R6)※2 | D |
| 基本目標3 | 子どもを通わせたいと思える学校づくりへの取り組みに係る市民満足度(★) | 49.6% | 67.9% | 48.9% | C |
| 基本目標4 | 幼児健康診査の年間受診率 | 1歳6か月児：98% 3歳児：103% | 100%に近づける | 1歳6か月児：98% 3歳児：103% | B A |
| 基本目標5 | 現在の生活の幸福度(★) | 73.8% | 83.8% | 82.6%※3 | B |

(★) 令和6年度 牧之原市市民意識調査結果より

※1：牧之原市総合計画の見直しに伴い、市民意識調査において当該設問が削除されたため、最新の結果(令和3年度)で評価を実施。

※2：従来の指標を引き継ぐ指標である、令和6年度 牧之原市市民意識調査における「妊娠・出産・子育てについての経済的支援に対する市民満足度」の結果を用いて評価を実施。

※3：「現在の生活の幸福度」は、市民意識調査において当該設問が削除されたため、参考値となる「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」および「生活実態に関するアンケート調査」にて算出した「幸福度」を用いて評価を実施。

※4：目標値に対する実績値について、次のとおり評価を実施。

A：目標を大きく上回る

B：目標を達成、目標に向けて順調

C：目標を下回る(20%以内)

D：目標を大きく下回る(20%以上)

4 本市のこども・子育てを取り巻く課題

統計データやアンケート調査結果、第2期計画の実施状況および評価、子育て家庭を取り巻く現状等を踏まえた、本市のこども・子育てを取り巻く課題について整理しました。

整理した課題において示している方向性をもとに、第3章にて第3期計画の基本目標を定めるとともに、第4章にてそれぞれの施策・事業の充実を図っていきます。

(1) 地域における子育て支援の充実

- ☞ 令和6年度時点で、市内に待機児童はいません。引き続き、待機児童ゼロを維持するとともに、それぞれの子育て家庭の利用希望に応える体制づくりが求められます。
- ☞ 幼稚園の利用者（＝教育ニーズ）が減少傾向にあるのに対し、保育園・認定こども園の利用者（＝保育ニーズ）は変わらず高い傾向にあることから、こうした希望を叶える受け入れ体制を整備することが必要です。
- ☞ 主に子育てを行う世代である20代後半から40代前半の女性の労働力率が上昇傾向にあります。保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育や放課後児童健全育成事業、一時預かりなどの事業の実施体制の充実が必要です。
- ☞ 本計画の根拠法である子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正に伴い、本計画から、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業があります。これらの事業の実施体制を整備するとともに、子育て支援に係るサービスの円滑な利用を図る利用者支援事業（コンシェルジュ）の実施体制の充実に努めることが必要です。

(2) 安心してこどもを産み育てられる環境の充実

- ☞ 心身のケアを必要としていたり、生活困窮等の生活課題を抱えている妊産婦が増加傾向にあることを踏まえて、妊産婦健康診査の受診勧奨や妊婦訪問事業の適切な実施によって、妊産婦の状況を正確に把握する体制を整えることが重要です。加えて、支援を必要とする家庭への継続的な支援を図ることが必要です。
- ☞ 子育て家庭が抱える生活課題が複雑化しているとともに、悩み・不安が多様化している現状を踏まえて、令和6年度から設置している「こども家庭センター」を中心とした全庁的な相談支援体制を整備することが必要です。
- ☞ また、アンケート調査結果をみると、子育てに関する相談において、こどもの預かりやプライバシーへの配慮等による「安心して相談できる環境」や、身近な場で相談できることを求める声が多くなっていることから、こうしたニーズを踏まえることも必要です。
- ☞ こどもと保護者が揃って出かけることができる施設や遊び場等の充実を求める意見が多くあることから、市内3箇所の地域子育て支援センターや児童館について、利用促進を図るとともに、それぞれの拠点で実施しているイベントや相談支援体制の充実を図ることが必要です。
- ☞ 「こども大綱」では、こども施策における重要事項のひとつとして、こども・若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを掲げています。この考えに沿って、本市においても、こどもたちが気軽に集まることのできる居場所を整備していくことが必要です。

(3) 一人ひとりの心身の豊かさを育む教育の充実

- ☞ 社会経済状況が予測困難となり、子どもを取り巻く環境が著しく変化している現代においては、子どもたちが単なる学力のみにとどまらず、答えのない問いに対応でき、持続可能な社会の作り手となる「次代を切り拓く力」を身につけられる教育を展開することが求められます。
- ☞ 本市が推し進める、小中学校の9年間の課程を一貫して行う「義務教育学校」の設置や牧之原におけるキャリア教育「起郷家教育」などを通じて、生まれ育った地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材を育てる教育の推進が必要です。
- ☞ SNSの普及やコロナ禍による生活様式の変化、いじめ・不登校の増加等、こどもの生活に大きな変化が生じていることを踏まえて、子どもたちが抱える悩み・不安を受け止める体制を整備することが必要です。

(4) すべての子どもが安全・安心に生活を送るための支援の充実

- ☞ 出生数の減少に歯止めをかけるためのひとつの方策として、子どもを持つことを希望する夫婦が受ける不妊治療への支援を図ることが必要です。
- ☞ アンケート調査結果をみると、子育てに関する悩みについて、就学前児童保護者において「子どもの病気や発育や発達」がほかの保護者に比べ多く、かつ平成30年度の調査結果よりも増加傾向がみられます。こどもの病気や障がいの早期発見・早期治療・早期療育を図る体制の充実が求められています。
- ☞ 児童虐待等への対応を行う要保護児童対策地域協議会に寄せられる相談件数や、家庭相談事業で対応した虐待に関する相談件数が増加傾向にあることから、虐待防止に向けた啓発を重点的に行うことが必要です。
- ☞ 本市の子育て家庭全体に占める、ひとり親家庭の割合が増加傾向にあります。ひとり親家庭の保護者には仕事と子育ての両面で大きな負担がかかることから、各種経済的支援を図るとともに、利用が可能な支援制度について周知を図ることが必要です。

(5) こどもの貧困対策の充実

- ☞ アンケート調査結果をみると、対象者の約1割が世帯収入を『250万円未満』と回答しています。また、1割強が現在の暮らしに対する所感について「大変苦しい」と回答しています。
- ☞ 子育て家庭の経済状況は、こどもの自己肯定感や満足度に影響を与えます。また、経済状況によって、子どもが得られる学力向上の機会が制限され、その将来に影響を与えることもわかっていることから、経済的支援だけでなく、貧困家庭の子どもを対象とした学習支援を充実させることが重要です。
- ☞ 貧困家庭に限らず、児童手当や医療費助成制度、税制度での優遇等の子育て家庭の経済的支援へのニーズは大きいことから、支援に係る制度を適切に運用していくとともに、必要とする世帯の利用につながるよう、制度について広く周知していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国の「こども大綱」が目指している「こどもまんなか社会」は、こども・若者が自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かせるようになることや、こどもを産み育てたいと考える個人の希望が叶うことによって、こども・若者と子育て当事者の幸福を追求することを重要視しています。そして、その結果として少子化・人口減少の流れを転換し、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにより、こども・若者と子育て当事者をはじめとするすべての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることを最終的な目標としています。

この目標を達成するために、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、その健やかな成長を地域全体で後押しすることが、今後のこども・子育て施策において求められています。

「第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」では、「のびのびとこどもが育ち 今と未来と子育てを 地域で支え合う まきのはら」を基本理念に掲げ、こども・子育て施策の推進を図ってきました。この基本理念に込められたメッセージは、「こどもまんなか社会」が目指す目標を実現するうえで求められている「こども・若者の健やかな成長を地域全体で後押しする」ことを体現したものであるといえます。

よって、本計画においても、この基本理念を引き継ぎ、こどもを産み育てやすいまちづくりを推進していくものとします。

基本理念

のびのびとこどもが育ち 今と未来と子育てを
地域で支え合う まきのはら

2 基本目標

国や県の動向、本市の課題および方向性、アンケート調査結果、こども・子育てを取り巻く課題等を踏まえて、本計画においては5つの基本目標を設定し、多様なこども・子育て施策を展開していきます。

基本目標1 こどもの心身の健やかな成長を愛情をもって支える地域づくり

本市で生まれたこどもが安心して日々を過ごし、その健やかな成長を実現させるため、教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の充実に努め、こどもの養育環境の向上と子育て中の保護者の負担軽減を図ります。また、本市の教育・保育環境について、心身の豊かさを持ったこどもを育てるものとなるよう、ハード面とソフト面の双方における充実に図ります。

基本目標2 子育て世帯をあたたく見守り、安心して子どもを産み育てられる環境づくり

本市で子育てに励む保護者が、子育てに喜びを感じることでできるよう、妊娠・出産・子育てへと続く切れ目ない支援を提供し、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、保護者が抱える子育てに関する悩みや不安を取り除くとともに、子育て世帯の孤立を防ぐため、地域における相談支援・情報提供体制の充実と地域全体で子育て世帯を支える取り組みの推進を図ります。

基本目標3 次代を切り拓く力を育む教育を展開する体制づくり

「牧之原市教育大綱」が基本理念に掲げる「こころざしを持ち、夢あるひとづくり」を目指し、学校では、「次代を切り拓く力」を育成する教育内容の充実を図ります。また、コミュニティ・スクールを活用し学校と地域が協同して、子どもが地域のひと・もの・ことから学ぶことのできる機会を創造します。また、個に応じた指導・支援を充実させるなど、子ども一人ひとりを大切にした教育を充実させていきます。

基本目標4 すべての子どもを大切に、安全・安心な生活を保障する環境づくり

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもなどに対し、状況に応じた支援を提供していきます。また、児童虐待の防止・早期対応や近年の社会課題であるヤングケアラー支援等による子どもの権利擁護を図ります。

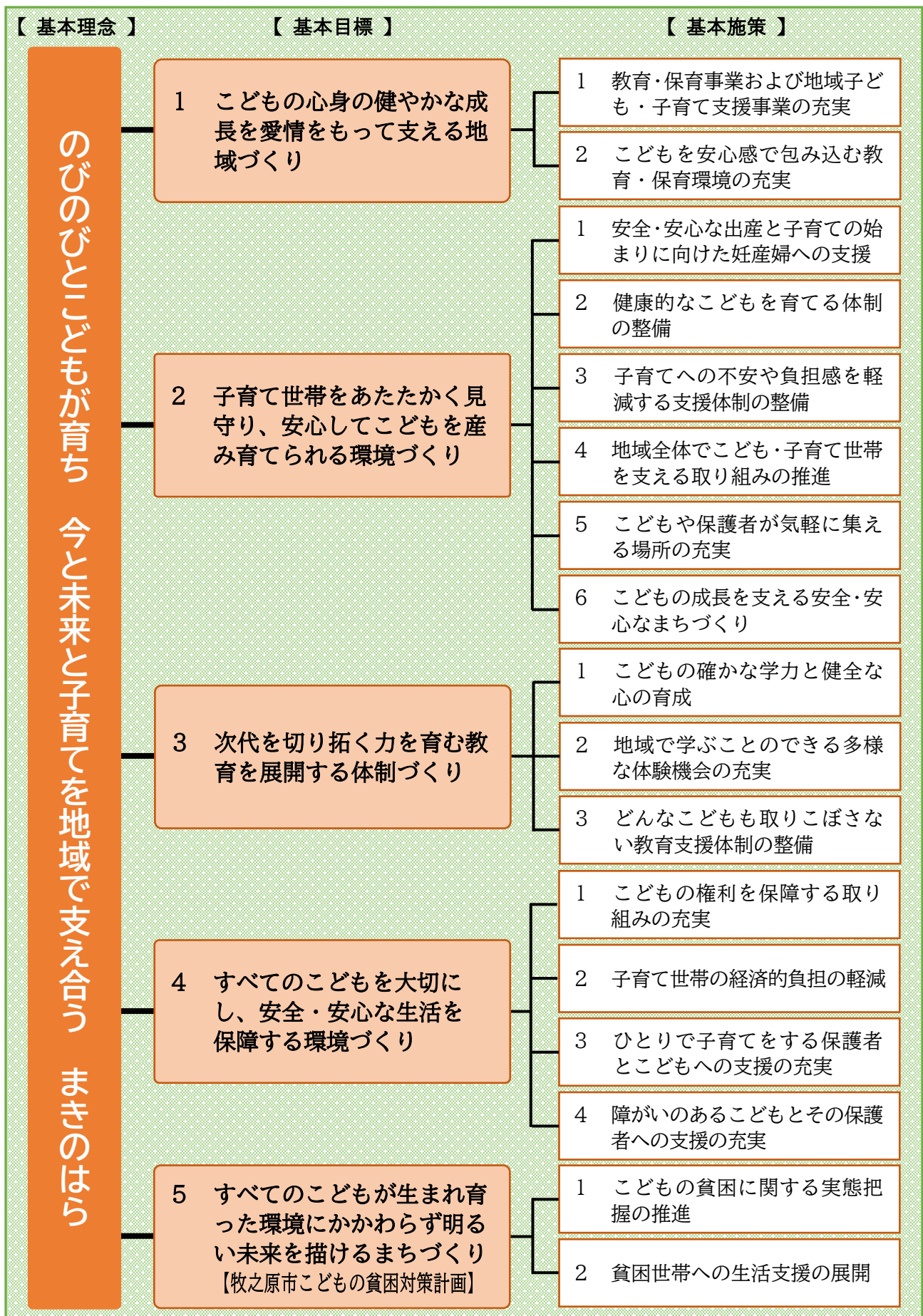
加えて、ひとり親家庭およびその子どもに対し、自立につながる経済的支援・就労支援等を提供します。

基本目標5 すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず明るい未来を描けるまちづくり【牧之原市子どもの貧困対策計画】

すべての子どもが、生まれた家庭の経済状況にかかわらず未来に希望を持って日々を送ることができるよう、「子どもの貧困対策」に向けて、配慮が必要な子どもや保護者に対し、関係機関が相互に連携を図りながら、相談対応の充実や各種負担の軽減等、それぞれの家庭が求める支援につなげる体制づくりを図っていきます。

また、基本目標5による施策を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「牧之原市子どもの貧困対策計画」として位置付けます。

3 施策の体系



4 数値目標

本市のこども・子育て施策の成果を測る指標として、「第3次牧之原市総合計画」における方向性等を踏まえ、以下の数値目標を設定します。

【区分の欄について】

区分「アンケート調査」は、本計画策定にあたり実施したアンケート（第2章）を指標としています。

区分欄に記載の①から⑥の表示は、次のアンケート調査結果に対応しています。

| 区分欄の表示 | 対象のアンケート | アンケート回答者 |
|--------|--------------------|------------|
| ① | 生活実態に関するアンケート調査 | 小学5年生 |
| ② | 生活実態に関するアンケート調査 | 中学2年生 |
| ③ | 生活実態に関するアンケート調査 | 小学5年生保護者 |
| ④ | 生活実態に関するアンケート調査 | 中学2年生保護者 |
| ⑤ | 子ども・子育て支援に関するアンケート | 就学前児童保護者 |
| ⑥ | 子ども・子育て支援に関するアンケート | 小学1～3年生保護者 |

現状値欄に記載の数値は、すべての回答を合算して算出したものです。

目標値欄の値は、次のとおり設定しました。

| 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----------|
| 80%未満 | 現状値+10.0% |
| 80%以上 90%未満 | 現状値+5.0% |
| 90%以上 | 現状値+3.0% |

| 目標 | 区分 | 指標 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) |
|------|-----------------|--|----------------|---------------------|
| 基本理念 | アンケート調査 ①② | 毎日の生活が楽しいと感じるこどもの割合 | 86.9% | 91.9%以上 (+5.0%) |
| | アンケート調査 ③④⑤⑥ | 幸せだと感じる保護者の割合 | 82.6% | 87.6%以上 (+5.0%) |
| 1 | 取り組み | 通常保育事業（保育・教育） | 待機児童ゼロ | 待機児童ゼロ |
| | アンケート調査 ⑤⑥ | 地域における子育ての環境や支援への保護者満足度 (10点満点評価の平均点) | 4.96点 | 5.96点以上 (+1.00点) |
| 2 | アンケート調査 ③④⑤⑥ | 子育てについて不安や負担を感じる保護者の割合 | 52.5% | 42.5%以下 (-10.0%) |
| | アンケート調査 ③④⑤⑥ | 地域ではこどもの安全が守られていると感じる保護者の割合 | 54.3% | 64.3%以上 (+10.0%) |
| 3 | アンケート調査 ①② | 将来の夢があるこどもの割合 | 53.8% | 63.8%以上 (+10.0%) |
| | アンケート調査 ①② | 努力すれば、できるようになると感じるこどもの割合 | 87.4% | 92.4%以上 (+5.0%) |
| | アンケート調査 ①② | 自分は誰かの役に立つことができると感じるこどもの割合 | 70.0% | 80.0%以上 (+10.0%) |
| | アンケート調査 ①② | 自分のことが好きだと感じるこどもの割合 | 62.8% | 72.8%以上 (+10.0%) |
| 4 | アンケート調査 ①② | 不安に感じることはないこどもの割合 | 49.1% | 59.1%以上 (+10.0%) |
| | アンケート調査 ③④ | 家庭や学校に居場所がないこどもが安心して過ごせる居場所の提供の保護者認知度 (「知らない」の回答割合) | 79.2% | 69.2%以下 (-10.0%) |
| 5 | アンケート調査 ③④ | 長期休暇中の食糧支援の保護者認知度 (「知らない」の回答割合) | 24.6% | 19.6%以下 (-5.0%) |
| | アンケート調査 ③④ | こども食堂の保護者認知度 (「知らない」の回答割合) | 46.9% | 36.9%以下 (-10.0%) |

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの心身の健やかな成長を愛情をもって支える地域づくり

○● 現状と課題 ●○

- 令和6年度現在、本市には保育園が9園、認定こども園が5園、小規模保育施設が2園あります。また、4園で延長保育事業を、4園で一時預かり事業を実施しています。
- 令和6年度までの5年間においては、市内に待機児童はおらず、教育・保育事業の利用を希望するすべてのこどもを受け入れることができます。
- アンケート調査結果をみると、平成30年度の調査結果と比較して、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している就学前児童の母親の割合が増加しています。また、こうした共働き世帯の増加や子育て世帯の経済状況の変化等を受けて、保育事業へのニーズが高まっており、特に0～2歳児の入所希望が増加傾向にあります。こうした利用ニーズの高まりに応える保育士の確保が課題となっています。
- 仕事などによって放課後に保護者が家庭にいない小学生に対し、安全・安心な居場所を提供する放課後児童クラブを、市内12箇所で開催しています。令和2年度以降の利用実績をみると、高学年の児童による利用が増加傾向にあり、特定の児童が長期間にわたって利用するケースが多くなっていることがうかがえます。
- 保育園・認定こども園のほかに、こどもが気軽に集まり、遊ぶことができる施設として、児童館1箇所と、地域子育て支援センター3箇所があります。これらの施設では、ブックスタートやベビーマッサージ、親子で一緒に行う運動教室や体験教室、リトミックなどの各種行事を実施するとともに、保護者に対して子育てに対する相談支援やセミナー等を実施しています。
- 児童館や地域子育て支援センターでは、こどもおよび保護者に向けた各種イベントを実施しており、保護者同士の交流促進や子育て世帯の孤立防止につながる取り組みであることから、事業について広く周知していくことが必要です。
- 地域社会に根差した学校づくりとこどもたちの地域への愛着の醸成を図るため、令和4年度までに市内の全小中学校をコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)化し、各学校におけるニーズや課題、地域の実態に即した学校運営を図っています。
- 情報技術の発展に加え、AIやロボットなどの先端技術を活用して人々のニーズに応える社会「Society5.0」への対応を見据え、教育現場におけるICT機器の整備が推進されています。今後は、ICTを活用することだけでなく、これからの社会で活躍するうえで必要不可欠である情報活用能力を育成する教育を展開することが必要です。

基本施策1 教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の充実

- 保護者の就労状況の多様化や共働き世帯の増加等の現状を踏まえて、市内の保育園・認定こども園、小規模保育施設等において、待機児童を出さない受け入れ体制の確保を図ります。また、受け入れ体制に必要な保育士等の人材確保を図ります。
- こどもに適切な遊びや学習の場、保育を提供する事業である地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の充実を図ることで、保護者の子育てにおける負担軽減を図ります。また、それぞれの子育て世帯が適切なサービスを受けられるよう、利用者支援事業（コンシェルジュ）の実施体制の確保に努めます。
- 教育・保育施設および地域型保育事業者の相互連携については、認定こども園・幼稚園・保育所と地域型保育事業者との契約等の締結等、両者の適切な連携を支援します。

○● 主な取り組み ●○

| 通常保育事業（保育） | |
|--|--------------------|
| 就労その他の理由により家庭での保育が困難な就学前のこどもについて、各園の規定に基づく保育を実施します。また、適切なサービス提供体制の整備による待機児童ゼロの継続に努めます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 定員 1,062 人（待機児童ゼロ） | 定員 1,062 人（待機児童ゼロ） |
| 通常保育事業（教育） | |
| 保育の必要性の低い3歳から小学校就学前のこどもを預かり、各園の規則に基づく幼児教育を実施します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 定員 292 人 | 定員 292 人 |
| 低年齢児保育事業 | |
| 生後8か月未満のこどもの保育の受け入れを実施します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1園で実施 | 2園で実施 |
| 延長保育事業 | |
| 多様なニーズに対応するため、市内4園にて、標準保育時間（11時間）以外の時間において、時間外保育を実施します。また、利用ニーズの高まりを踏まえた体制を検討していきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 213 人 | 200 人 |

| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ運営事業） | |
|---|---|
| 就労等の理由により、放課後に保護者が家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供します。また、運営にかかわるスタッフの確保とサービスの質の向上を図っていきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 全小学校（9校）に12箇所を設置・運営 | 全小学校（9校）12箇所の運営を継続 榛原地域義務教育学校放課後児童クラブを建設 |

| 子育て短期支援事業（ショートステイ） | |
|---|----------------|
| 保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となっている子どもについて、法人に委託することにより施設や里親にて預かり、必要な養育・保護を行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1箇所での実施（委託） | 1箇所での実施（委託）を継続 |

| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） | |
|--|---|
| 市内3箇所の子育て支援センターにて、こどもおよび保護者同士の交流の場の提供や育児に関する相談支援・講習会、ブックスタート等を実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 拠点3箇所 子育て支援センター榛原 子育て支援センター相良「あそぼっと」 みのり子育て支援センター | 拠点3箇所を維持 子育て支援センター榛原 子育て支援センター相良「あそぼっと」 みのり子育て支援センター |

| 一時預かり事業（教育） | |
|--|---------------|
| 幼稚園等における預かり事業として、通常の預かり時間を超えて園児を預かります。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 4園（延べ14,868人） | 4園（延べ14,000人） |

| 一時預かり事業（保育） | |
|---|-------------|
| 保護者の急病や私用等を理由とする、緊急または一時的な保育を実施します。今後も利用者のニーズに対応していきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 延べ利用者数 541人 | 延べ利用者数 500人 |



子育て支援センター相良「あそぼっと」のようす

| 病児・病後児保育事業（病後児保育） | |
|---|-------------|
| 病後の子どもを、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等による一時的な保育を実施します。また、病児保育の実施について、実施に向けて市内の病院等との協議・検討を行います。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 病後児保育のみ実施 | 病後児保育の実施を継続 |

| ファミリー・サポート・センター事業 | |
|--|---------------------|
| 援助を受けたい保護者（おねがい会員）および援助を行いたい人（まかせて会員）からなるファミリー・サポート・センターを運営します。制度の周知を通じて、会員数の増加および利用促進を図ります。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 会員数 293 人・支援数 286 件（令和5年度） | 会員数 350 人・支援数 340 件 |

| 利用者支援事業（コンシェルジュ） | |
|---|-------------|
| 子どもや保護者、妊婦等が教育・保育・保健その他の適切な子育て支援を円滑に利用できるよう、相談・助言を行います。また、相談・助言を行うために必要な体制を確保します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1 箇所での実施 | 1 箇所での実施を継続 |

基本施策2 子どもを安心感で包み込む教育・保育環境の充実

- 子どもたちに質の高い保育サービスを提供できるよう、子どもたちと日々接している保育士の活動に対する支援を充実します。また、公立保育園・認定子ども園の「牧之原市保育園等施設マネジメント計画」を推進し、安定した教育・保育提供体制の確保を図ります。
- ICTを活用した教育に必要な設備の整備や人材活用、コミュニティ・スクールとしての小中学校の運営等を通じて、子どもたちの学力向上を支える教育環境を整備していきます。
- 子どもたちが安全かつ快適に過ごすことができる環境を整備するため、子育て関連施設の環境の改善に取り組んでいきます。また、屋内型子育て支援施設や幅広い年代の方々が交流できる場の整備についても、検討を進めていきます。
- 新たな通園給付である乳児等通園支援事業（「子ども誰でも通園制度」）について、現行の教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付を令和8年度から実施します。

○● 主な取り組み ●○

| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | |
|--|---|
| すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度です。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| （令和8年度から開始予定） | 0歳児延べ受け入れ人数 88人 1歳児延べ受け入れ人数 88人 2歳児延べ受け入れ人数 53人 |

| 児童館運営事業 | |
|--|------------|
| 就学前から18歳までの幅広い児童・生徒を対象に、児童館を運営します。また、こどもたちへの健全な遊びの機会の提供を通じて、心身の健康を増進するとともに、豊かな情操を養成することを目的とした事業を実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1館を運営 | 1館の運営を継続 |

| 保育士研修事業 | |
|--|---------------|
| 市内で保育事業および地域こども・子育て事業に従事している保育士のスキルアップを図るため、定期的な研修会等を実施します。効果的な研修実施に向けて、研修の回数や開催時期・時間について随時検討していきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 年23回の研修会を実施 | 年20回以上の研修会を実施 |

| 教育・保育施設等に対する適切な指導監査の実施 | |
|---|------------|
| 教育・保育施設等において、法令に基づき実施する指導監査については、園児の安全、教育・保育の質の確保および適切な施設運営がなされるよう、年1回以上の指導監査を行います。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 年1回の実施 | 年1回の実施を継続 |



| 園巡回訪問事業 | |
|---|--|
| <p>保育園・認定こども園での生活への不応がある園児や発達に課題がある園児の早期支援、虐待予防を図るため、各園における臨床心理士による助言・指導を通じて、就学にあたり支援が必要とみられる園児の把握・観察・聞き取りを行い、就学支援へとつなげます。</p> | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>市内全園で実施 年中児 1回/年 年中児以下 1回/年</p> | <p>市内全園での実施を継続 年中児 1回/年 年中児以下 1回/年</p> |
| 公立保育園等施設マネジメント検討事業 | |
| <p>公立教育・保育施設の運営や適正配置などの目指すべき姿、そのための具体的な取り組みをまとめた「牧之原市保育園等施設マネジメント計画」に基づく、公立保育園の民営化・適正配置等のマネジメントに努めます。</p> | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 計画に基づく施設の民営化・適正配置等の実施 | 計画に基づく施設の民営化・適正配置等の実施 |
| 新しい学校づくり事業 | |
| <p>安全・安心で時代に対応した教育環境の実現を図るため、「未来の子どもたちの新しい学校づくり計画（学校再編計画）」や「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」に基づき、2校の義務教育学校を設置に向けた取り組みを推進します。</p> | 学校再編推進室 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>計画に基づき実施</p> | <p>計画に基づき実施 （榛原地域：令和12年度開校予定） （相良地域：令和15年度開校予定）</p> |
| 理科支援員配置事業 | |
| <p>市内のすべての小学校に理科支援員を配置し、実験の準備やこどもの学習支援を通じた理科の授業の質の向上を図ります。</p> | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>○理科支援員4名の配置 ○理科の授業を 「わかる」と回答した小学生95% 「楽しい」と回答した小学生90% （参加者アンケート・令和5年度実績）</p> | <p>○継続して配置（生徒数に応じて配置） ○理科の授業を 「わかる」と回答した小学生100% 「楽しい」と回答した小学生100% （参加者アンケート）</p> |

| ICT活用推進事業 | | |
|---|--|--|
| ICTを活用した授業の実践を図るため、児童・生徒に一人1台ずつのタブレット端末の支給や、ICT支援員による機器の使い方・管理へのサポート、学校施設におけるWi-Fi環境の整備、プログラミング教育の推進等に取り組みます。また、学習内容のさらなる向上に向けて、AI機能等も活用した効果的な学習支援ソフトの導入等についても検討していきます。 | | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| <ul style="list-style-type: none"> ○一人1台端末の導入 ○ICT支援員の配置 ○校内Wi-Fi整備 ○モバイルWi-Fiルーターの整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ○全校にICT支援員の配置 ○AIドリル・生成AIソフトの導入 ○特別教室を含む全教室へのWi-Fi整備 |

| 学校支援地域本部事業 | | |
|--|--|---|
| コミュニティ・スクールの整備や今後の義務教育学校開校等を踏まえながら、地域と学校の連携による、よりよい教育環境の整備を図ります。 | | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 市内全小中学校にCSD（コミュニティスクールディレクター）を配置 | | 義務教育学校の開校に向け、市内全小中学校のCSD（コミュニティスクールディレクター）を含めた会議の場を設置 |

| 学校図書館司書配置事業 | | |
|---|--|--------------|
| 学校図書館専門の司書を配置し、図書館の整備や本の貸し出し業務、学校の授業における本・資料の活用への支援を行います。 | | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 学校司書5名の配置 | | 学校司書5名の配置を継続 |

| 子どもの学びを共有できる場の創設・コミュニティ・スクールの運営 | | |
|---|--|---|
| 市内の全小中学校について、保護者や地域住民で構成される学校運営協議会の意見を踏まえながら運営するコミュニティ・スクールとし、地域とともにある学校を目指します。 | | 学校教育課 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 年間3～4回の学校運営協議会を実施 | | 各校の活動を継続するとともに、再編後のコミュニティ・スクールのあり方についても検討する |

基本目標2 子育て世帯をあたたく見守り、安心して子どもを産み育てられる環境づくり

〇● 現状と課題 ●〇

- 本市の出生数の減少は、若者世代の流出と合わせて、晩婚化・未婚化が進行していることが大きな要因であると考えられます。本市では、これらの課題の解決に向けて、令和5年度からスタートした「第3次牧之原市総合計画」に基づき、定住に関する魅力の向上に取り組んでいます。
- 本市の出生数は、平成30年において276人でしたが、令和5年には167人となっており、5年間のうちに約4割も減少しています。この減少幅は近隣市町と比較しても大きいものとなっており、子どもを産み育てることに希望を持てる環境づくりが重要になっています。
- 子どもを産み育てることをためらう要因としては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、親になる若者および子育て世帯の経済状況や、出産への不安、将来への不安、育児に対する不安等が挙げられます。子どもを持つことを望む人が前向きに考えられる支援体制を充実させることが、必要不可欠となっています。
- 安全・安心な出産と子育ての開始をサポートするため、妊産婦健康診査事業や妊娠・出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等を通じた妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を図っています。また、妊産婦特定疾病医療費助成や心身のケア等、何らかの支援を必要とする妊産婦が増加傾向にあることを踏まえて、医療機関等と連携した早期支援・早期把握を図る体制の充実を図っています。
- 乳幼児健康診査は、乳幼児の健全な発育・発達を図るうえで必要不可欠な取り組みであることから、訪問やはがき、メール等による受診勧奨を行っています。その結果、ほぼ100%に近い受診率を維持することができています。今後も引き続き、確実な受診につなげる取り組みが必要です。
- アンケート調査結果をみると、子育てについて不安や負担を感じていると回答した保護者の割合は、平成30年度の調査結果と比較してほぼ横ばいとなっています。また、充実を図ってほしい子育て支援策として「公園・児童館の整備」や、「夜間や休日における小児科の利用体制の整備」などが特に多く挙がっており、これらは優先順位の高いニーズであるといえます。
- 子育て世帯への相談支援体制の充実を図るため、令和6年度に「こども家庭センター」を設置しました。この「こども家庭センター」は、母子保健に係る相談支援と、児童福祉に係る相談支援をワンストップで行う総合相談窓口であり、本市の相談支援体制における中核的機能を担うことが期待されます。
- アンケート調査結果をみると、子育てに関する相談をする相手がいない保護者が一定数いることがうかがえます。このような子育て世帯の孤立を防ぐために、相談窓口について広く周知していくとともに、地域全体で子育て世帯を支える取り組みを充実させることが必要です。

- 子育て支援連携システム「まきはぐ」、SNS発信「マキココ」、「子育てだいじょうぶっく」配布などを活用した、子育て世帯への効果的な情報発信に取り組んでいます。「行政の相談窓口がどこにあるかわからない」といった意見等も踏まえながら、子育て世帯を確実に事業や支援につなぐわかりやすい情報発信を図ることが必要です。

基本施策1 安全・安心な出産と子育ての始まりに向けた妊産婦への支援

- 妊婦の安全・安心な出産が可能となるよう、妊婦健康診査を適切な時期に受診することの推進や妊婦訪問を通じて、妊娠期の不安の軽減を図るとともに、家庭が赤ちゃんを迎える準備を支援します。また、専門職による妊娠時からの継続的な相談支援を行います。さらに、妊娠から出産に至るまでの経済的支援として、通院のための交通費等の助成や妊娠に起因する疾病の医療費等の助成を継続していきます。
- 出産を終えた母親が疲れや不安なく子育てを開始することができるよう、産後の心身の回復をサポートする産後ケアの充実を図ります。また、何らかのケアが必要とみられる母親に対しては、関係機関と連携した早期介入・早期支援に努めます。
- 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を通じて乳幼児を育てる家庭の状況を把握し、子育てに関する相談支援・情報提供を行うとともに、支援が必要とみられる家庭の養育環境の改善を図ります。

○● 主な取り組み ●○

| 妊産婦健康診査事業 | |
|---|------------------|
| <p>妊娠期間中を健やかに過ごし、こどもを安全に出産できるよう、妊婦健康診査を着実に実施するとともに、健康診査を通して把握した妊婦の悩み・不安等について、医療機関と連携しながら対応します。</p> <p>また、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間と1か月の時期において産婦健康診査を医療機関で実施するとともに、エジンバラ問診票の結果に応じた早期介入および産後ケア事業等へつないでいきます。</p> | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 対象者に100%の周知・受診勧奨 | 対象者に100%の周知・受診勧奨 |

| 妊婦訪問事業 | |
|--|------------|
| <p>初妊婦および母子健康手帳交付時に訪問の必要性があると判断した妊婦の家庭を訪問し、妊娠期の不安を和らげるとともに、出産に向けた家庭環境を整える支援を行います。また、継続してフォローが必要とみられる妊婦については、訪問後も面談を継続し、出産および産後の生活への不安の軽減を図ります。</p> | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 85件（実施率85.9%） | 実施率85% |

| 妊娠・出産包括支援事業（妊婦等包括相談支援事業） | |
|--|----------------------------------|
| すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施します。また、支援が必要とみられるこどもおよび保護者については、関係機関による各種会議の場を活用して情報共有をし、適切な支援につなげます。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（介入率100%） | 実施（介入率100%） |
| 妊産婦通院等支援事業 | |
| 妊産婦の経済的負担の軽減を図るため、市内の産婦人科病院休診に伴う対応として、妊産婦の通院等に要する費用の一部を助成します。また、電子マネーによる支給の導入など、市民にとって使いやすい仕組みについても検討します。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（180人） | 実施（市民に使いやすい仕組み等の導入） |
| 妊産婦特定疾病医療費助成事業 | |
| 妊娠により起こりやすい病気の早期発見・治療のために、治療にかかった医療費の一部を助成します。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 対象者全員に助成 | 対象者全員への助成を継続 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| 生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育相談等を行います。また、産後間もない保護者からのニーズを踏まえて、子育て支援サービスや制度に関する情報提供の充実を図るとともに、相談内容に応じて子育てコンシェルジュ等との連携を図ります。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 184人・訪問実施率99.5% | 訪問実施率100% (生後4か月以内に全員への訪問を実施) |
| 養育支援訪問事業 | |
| 家庭での養育について支援が必要とみられる家庭を訪問し、養育に関する専門的相談支援を行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 相談支援28件 | 相談支援50件 |

| 産後ケア事業 | |
|--|-------------------|
| <p>出産後の不安が強い母親に対し、助産師等による宿泊型、日帰り型、訪問型の支援により、心身のケアや授乳へのケア、身体の回復や心のリフレッシュ等を図り、安心して育児に取り組めるよう支援します。</p> | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（17回） | 実施（必要な産婦への周知100%） |

基本施策2 健康的なこどもを育てる体制の整備

- 乳幼児健康診査を実施するとともに、栄養指導や歯科指導、健康相談等を通じて乳幼児の健康的な生活習慣の定着を図ります。
- 夜間・休日でも安心して受診することのできる小児医療体制の整備に努めます。また、地域の医療従事者の確保を図ります。

●● 主な取り組み ●●

| 乳幼児健康診査および相談事業 | |
|--|---------------|
| <p>1歳6か月児および3歳児を対象とする乳幼児健康診査や2歳児および2歳6か月児を対象とする歯科健診等の機会において栄養指導や歯科指導、健康相談等を実施し、保護者がこどもの成長・発達に応じた子育てができるよう支援します。また、心配のある児の早期発見・早期支援のため、臨床心理士と保健師がスクリーニングを実施します。</p> | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>1歳6か月児健診受診率：98% 3歳児健診受診率：103%</p> | 受診率を100%に近づける |

| 予防接種事業 | |
|--|---------------|
| <p>こどもの健康の保持および感染症のまん延防止を図るため、集団・個別接種による定期予防接種を実施するとともに、接種勧奨を行います。</p> | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>BCG接種率：97.9% MR1期接種率：99.0%</p> | 接種率を100%に近づける |

| 医療体制整備事業・地域医療対策事業 | |
|---|-----------------------------|
| こどもが地域で安心して医療を受けることができるよう、夜間・休日の診療を含む医療提供体制を整備します。また、地域の魅力の発信等を通じて、医療従事者の確保を図ります。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 休日当番医の実施 〔救急医療センターによる夜間診療の実施〕 〔榛原総合病院における小児診療の充実〕 | 体制を継続するとともに、近隣の各病院との連携を推進する |
| 地域医療振興事業 | |
| 医師等が本市にて開業する際、土地・建物・設備等の整備に必要な資金を助成します。また、より活用しやすい制度となるよう、補助金交付要綱の見直しを図ります。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 平成28年度から令和5年度までに交付3件 | 継続 （活用しやすい開業資金補助制度の導入） |

基本施策3 子育てへの不安や負担感を軽減する支援体制の整備

- 子育て支援連携システム事業「まきはぐ」を活用して、それぞれの子育て世帯に必要な情報や子育て関連制度に関する情報発信に努めます。また、子育て情報をガイドブックにまとめて子育て家庭に届けるとともに、本市で子育てをすることの魅力を市内外に向けて発信します。
- 「こども家庭センター」をはじめとする各種窓口における相談支援体制の充実に努めるとともに、どこに相談へ行けばよいか分かるよう、相談窓口に関する情報を広く発信します。また、相談窓口間の連携強化および相談窓口と専門的な支援を行う関係機関の連携強化を図ります。
- 新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた、こどもおよび保護者に専門的な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」について、実施体制の整備を図ります。
- 保護者に、子育てに関するノウハウを提供する講座・セミナーを開催し、夫婦が協力して子育てに取り組むことの重要性について啓発します。また、講座・セミナーの場における保護者同士の交流や情報交換を促進します。

●● 主な取り組み ●●

| 子育て応援システム（子育て支援連携システム事業（まきはぐ）） | |
|---|---------------------------|
| 妊婦から中学生までの保護者の子育て家庭への支援を図るため、保護者の登録によって本市と子育て家庭が情報を共有する「子育て応援システム」を運営し、各園や学校からのお知らせ、健康診査・相談・教室等の案内等を各子育て家庭に発信します。 | 子ども子育て課 健康推進課 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| ○妊婦～子が中学生までの登録者数 4,194 人 ○登録率 92.1% ※いずれも4月末日時点 | 登録率 95.0% ※4月末日時点 |

| まきのはら子育て総合サイト（子育て支援連携システム事業（まきはぐ）） | |
|---|---------------------------|
| 妊婦から中学生までの保護者の子育て家庭への支援を図るため、各子育て家庭が必要としている情報を取得し、サービスを利用できるよう、子育て関係情報を広く公開する「まきのはら子育て総合サイト」を運営します。 | 子ども子育て課 健康推進課 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施 | 実施を継続 |

| 子育てだいじょうぶつく作成事業 | |
|---|------------------------|
| 子育てにおいて役立つ情報を紹介するガイドブックを作成し、市役所や関係施設、市内の医療施設等を通じて子育て家庭に配布します。また、市ホームページにおいて電子版を掲載します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| カラー版冊子 1,200 部配布＋電子版掲載 | カラー版冊子 1,200 部配布＋電子版掲載 |

| 地域情報共有推進事業（マキココ） | |
|---|--|
| 本市で子育てをしている保護者（「ママ特派員」）の協力を得ながら、市内の子育て関係情報をSNSで発信し、子育て家庭との情報共有や子育て家庭同士の共感・交流の促進を図ります。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| ○Instagram フォロワー数：2,243 人 （令和6年4月時点） ○投稿数：119 件（令和5年度） | ○Instagram フォロワー数：3,000 人 （令和11年4月時点） ○投稿数：130 件（令和10年度） |

| こども家庭センター事業 | |
|---|----------------|
| こどもと妊産婦の健康保持についての相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、こどもの福祉についての相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ「こども家庭センター」を運営し、子育て家庭の悩み・不安を各部門の職員が連携・協力しながら、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目ない相談支援を行います。 | 福祉相談課 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 令和6年4月設置 | 実施を継続 |

| 利用者支援事業（コンシェルジュ）【再掲】 | |
|---|------------|
| こどもや保護者、妊婦等が教育・保育・保健その他の適切な子育て支援を円滑に利用できるよう、相談・助言を行います。また、相談・助言を行うために必要な体制を確保します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1箇所での実施 | 1箇所での実施を継続 |

| 育児相談事業 | |
|---|---|
| 子育て支援センターおよび児童館に保育士等の専門職を配置し、育児に関する相談対応を行います。また、専門性を要する相談内容に対しては、適切な支援機関につなげます。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 専門職の配置数 （子育て支援センター榛原2名 子育て支援センター相良6名 児童館3名） | 専門職の配置数を引き続き確保 （子育て支援センター榛原2名 子育て支援センター相良6名 児童館3名） |

| 家庭児童相談事業 | |
|--|--------------|
| 家庭児童相談員や女性相談支援員、社会福祉士、保健師等を配置し、児童虐待や家庭内暴力（DV）等に関する相談支援を行います。また、こどもがかかわる相談内容については、必要に応じて臨床心理士等と連携した対応を図ります。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 相談員6名 | 相談員6名を引き続き確保 |

| 福祉総合相談事業（社会福祉協議会事業） | |
|---|-------------------------|
| 社会福祉協議会が実施する福祉総合相談において、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携した対応を図ります。また、日々の相談業務を通じて、支援につながる地域活動についての把握を図ります。 | 社会福祉課 （社会福祉協議会） |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 相談事業の実施 | 相談事業の継続実施および各関係機関との連携強化 |

| 家庭教育学級推進事業 | |
|---|----------------------------------|
| 小中学生の保護者を対象に、家庭における教育についての学習会を開催するとともに、家庭教育に取り組む保護者同士の、悩みや不安を共有できる関係の構築を図ります。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内全小中学校において実施 | 親同士が仲良く活動できるようなカリキュラムを工夫し、提案実施する |

| つながるシート活用促進事業 | |
|---|--------------------------------------|
| 子育てや家庭教育について、親同士が話し合いをするときに使うワークシートである「つながるシート」を活用し、保護者同士が交流し、ともに学ぶことによる家庭教育の向上を図ります。また、保護者に向けて、「つながるシート」の正しい活用方法について周知し、利用促進を図ります。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内小中学生の保護者につながるシートを配布し、活用方法を周知 | 家庭教育学級実施説明会（年2回）でつながるシートの活用を紹介し活用を促す |

| 子育て世帯訪問支援事業 | |
|---|------------|
| 家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラーなどのいる家庭を訪問し、家庭が抱える悩みや不安を把握するとともに、家事・子育て等の援助、その他必要な支援を行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 家事育児支援4件 | 家事育児支援10件 |

| 児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所事業） | |
|--|--------------------------|
| 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行うことで、児童および家庭の状況を把握し、関係機関等の連携を含めて児童一人ひとりに応じた支援を包括的に提供します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 開設準備中（建設中） | 開所 3回/週 受け入れ人数 7人以上/日 |

| 親子関係形成支援事業 | |
|--|------------|
| 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 参加者 75人（令和5年度） | 参加者 102人 |

| 子育て支援セミナー開催事業 | |
|--|------------|
| 家事・子育てのスキル向上を支援することで育児における不安や負担の軽減を図るため、適切な家庭での保育への支援や孤立気味の保護者の仲間づくりを目的としたペアレントプログラムや、プログラム参加者のその後のフォローを行うペアレントプログラム・アゲインなどの参加者中心型プログラムを実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 参加者 75人 | 参加者 75人 |

| まきたまクラブ | |
|---|--------------|
| 育児に必要な知識や技術、父親の育児への参加の必要性について保護者に伝える講座を開催します。初めて子育てに取り組む保護者に対して伝えたい内容を扱っていることから、初産婦をはじめとする保護者に対して事業について周知し、参加促進を図ります。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 初妊婦参加率 50.7% | 初妊婦参加率 60%以上 |

基本施策4 地域全体でこども・子育て世帯を支える取り組みの推進

- 子育て支援グループや子育てサポーターの活動支援を通じて、地域全体でこどもを育てる機運の醸成を図ります。また、子育て支援の担い手の確保・育成に努めます。
- 子育てと仕事の両立を支えるとともに、必要な産前・産後休業や育児休業を取れる労働環境の構築に向けて、関連情報の周知を通じて事業者の理解促進を図ります。

○● 主な取り組み ●○

| 子育て支援グループ育成事業（「みらい子育てネット牧之原」） | |
|--|-------------|
| 地域で活動する子育て支援グループ「みらい子育てネット牧之原」が行うセミナーや保護者同士の交流会等の活動を支援します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 15サークルが活動中 | 15サークルの活動維持 |

| 子育てサポーター養成事業 | |
|--|-----------------|
| 子育てに関するセミナーのファシリテーターや、子育て支援センターなどにおける託児を担う託児サポーター等の、地域で子育てを応援するサポーターについて、担い手の確保・養成に努めます。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 登録サポーター51人 | 登録サポーター50人程度を維持 |

| しずおか子育て優待カード普及事業 | |
|---|------------------|
| 県内の協賛店舗で特典を得ることができる「しずおか子育て優待カード」について、対象となる年代の児童を持つ保護者への配布・利用説明を通じて普及を図るとともに、市内における協賛店の確保を図ります。 | 子ども子育て課 商工企業課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 協賛店 141店舗 | 協賛店 150店舗 |

| 労働環境整備事業 | |
|---|------------------------------|
| <p>子育て家庭が安心して働ける・必要な育児休業を取ることができるよう、市内の企業・事業所等に対し、育児・介護休業等の制度や関連法制度の改正に関する情報について提供し、普及・啓発を図ります。</p> <p>また、牧之原市ビジネスサポートデスク「まきサポ」に社会保険労務士を配置し、市内の企業・事業所等からの労働環境の整備に関する相談に対応します。</p> | |
| 商工企業課 | |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| まきサポにおける社会保険労務士による相談： 11回 | まきサポにおける社会保険労務士による相談： 15回 |

| 民生委員・児童委員声かけ事業 | |
|--|-------------------|
| <p>民生委員・児童委員による、子育て家庭への積極的な声かけと見守り活動を行います。</p> | |
| 社会福祉課 | |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 小学校の登下校時の見守り活動の実施 | 小学校の登下校時の見守り活動を継続 |

基本施策5 こどもや保護者が気軽に集える場所の充実

- こどもや保護者が、気軽に足を運び、遊びやりフレッシュ、交流することのできる施設の充実を図ります。
- こどもが、家庭以外に遊びや学習活動を行い、自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを図ります。

○● 主な取り組み ●○

| 児童館運営事業【再掲】 | |
|---|------------|
| <p>就学前から18歳までの幅広い児童・生徒を対象に、児童館を運営します。また、こどもたちへの健全な遊びの機会の提供を通じて、心身の健康を増進するとともに、豊かな情操を養成することを目的とした事業を実施します。</p> | |
| 福祉相談課 | |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1館を運営 | 1館の運営を継続 |

| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）【再掲】 | |
|--|---|
| 市内3箇所の子育て支援センターにて、こどもおよび保護者同士の交流の場の提供や育児に関する相談支援・講習会、ブックスタート等を実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 拠点3箇所 子育て支援センター榛原 子育て支援センター相良「あそぼっと」 みのり子育て支援センター | 拠点3箇所を維持 子育て支援センター榛原 子育て支援センター相良「あそぼっと」 みのり子育て支援センター |
| 児童放課後学習支援事業（放課後子ども教室） | |
| 小中学校において、放課後の時間を活用し、学校の教室において学習支援サポーターと連携しながら学習支援や学習相談を行い、基礎的な内容を身につけるための場を提供していきます。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 「わからないことがわかるようになった」 小学生：93%、中学生：91% (参加者アンケート・令和5年度実績) | 「わからないことがわかるようになった」 小学生：95%、中学生：95% (参加者アンケート) |
| こども食堂への支援 | |
| 貧困世帯のこどもや、家庭においてひとりで食事を取っているこどもに対し、ボランティアが主体となって食事と居場所を提供する「こども食堂」の、運営への補助を行います。また、周知を通して利用促進を図ります。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市ホームページに実施団体を掲出して周知 | 市ホームページに実施団体を掲出して周知のうえ、当該団体への補助事業を実施 |
| 児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所事業）【再掲】 | |
| 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行うことで、児童および家庭の状況を把握し、関係機関等の連携を含めて児童一人ひとりに応じた支援を包括的に提供します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 開設準備中（建設中） | 開所 3回/週 受け入れ人数 7人以上/日 |
| 多様なサロン事業（社会福祉協議会事業） | |
| こどもから高齢者まで、多世代が交流することのできる機会づくりを支援します。 | 社会福祉課 (社会福祉協議会) |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 高齢者とこどもたちの交流会を実施 | 多様な交流の場の提供を継続 |

基本施策6 こどもの成長を支える安全・安心なまちづくり

- こどもを犯罪の被害から守るため、パトロール等の活動を通じて、多くの市民の目で見守る体制づくりを図ります。また、学校における防犯体制の強化を図ります。
- こどものみならず、市民全体を交通事故等の被害から守るため、交通安全教室の実施による啓発や、市内の危険箇所の把握と改善に取り組みます。

○● 主な取り組み ●○

| 防犯体制整備事業 | |
|--|--|
| 小学生に防犯ブザーを配布するとともに、体験型防犯講座「あぶトレ」などを通じて防犯意識の向上と防犯ブザーの適切な活用方法の周知を図ります。また、スクールガードリーダーによる防犯活動を実施するとともに、その活動内容の周知を通じてスクールガードリーダーの担い手の確保を図ります。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内全小学校にて実施 | 市内全小学校にて実施を継続 |
| 青色防犯パトロール事業 | |
| 小中学生の下校時間帯等において、青色防犯パトロールを実施し、こどもの安全確保と非行防止を図ります。 | 危機管理課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施 | 年間100回以上の実施 |
| 青少年健全育成事業（青少年健全育成推進員・登下校見守りボランティア） | |
| 青少年の健全育成を図るため、地域でのあいさつ運動や軒先運動、登下校時の見守り、防犯パトロール等の青少年を見守る活動を実施します。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施 | ○あいさつ運動（年2回） ○防犯パトロール（年2回） ○軒先運動（通年）の実施を継続 |
| 商店等立ち入り調査事業 | |
| 青少年による商店の深夜利用について、コンビニエンスストアや書店等の商店等立ち入り調査を実施します。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施 | 年1回の実施を継続 |



| 「子ども110番の家」設置事業 | | |
|--|--|----------------------|
| <p>牧之原警察署と連携し、こどもの緊急避難先である「子ども110番の家」を市内全域に設置します。また、各学校にて「子ども110番の家」について説明し、周知を図るとともに、保護者や地域の方々にも周知することで、新たな登録先の確保を図ります。</p> | | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 警察署と連携して実施 | | 警察署と連携して実施 |
| 危険箇所情報提供事業 | | |
| <p>警察等と連携しながら、犯罪や事故等が発生した危険箇所について情報を提供します。</p> | | 危機管理課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 実施 | | 月1回実施 |
| 交通安全啓発事業 | | |
| <p>こどもの交通安全意識の向上を図るため、牧之原警察署と連携し、市内の全小中学校にて交通ルールについての講義や自転車の乗り方に関する講習等の交通安全教室を実施します。</p> | | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 市内全小中学校にて実施 | | 市内全小中学校での実施を継続 |
| 交通安全施設整備事業 | | |
| <p>通学路の安全の確保を通じて、こどものみならず市民全体を交通事故の危険から守るため、交通安全施設（カーブミラー、区画線、安全柵等）の設置・整備を推進します。</p> | | 建設課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 交通安全施設の設置・整備を実施 | | 実施を継続 |
| 生活道路整備事業 | | |
| <p>ユニバーサルデザインの視点に立った、通学路等の道路・歩道の整備・補修を進めます。</p> | | 建設課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 生活道路の整備を実施 | | 実施を継続 |
| 公園緑地管理事業 | | |
| <p>市内の公園を充実した機能と高い安全性を併せ持ったものとするため、施設・遊具の定期的な点検等や計画に沿った公園の整備を進めます。</p> | | 公園公共建築課 |
| 現状（令和6年度） | | 目標（令和11年度） |
| 定期的な点検と計画に沿った整備改修の実施 | | 定期的な点検と計画に沿った整備改修を継続 |

基本目標3 次代を切り拓く力を育む教育を展開する体制づくり

〇● 現状と課題 ●〇

- 本市の最上位計画である「第3次牧之原市総合計画」では、「次代を切り拓く力」の育成をテーマに、時代に対応した学校教育の充実を目指しています。また、令和3年度には、「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画」を策定し、市立小学校8校および中学校2校を、9年間の課程を一貫して行う義務教育学校2校に再編することを定め、魅力ある教育の内容や施設の検討、コミュニティ・スクールの実施等を含めた学校運営の研究を進めています。
- こどもの「次代を切り拓く力」を育むため、身につけた知識を実社会で活かす力を養うキャリア教育の重要性が高まっています。本市では、生まれ育った地域に愛着を持つとともに、地域から学び、自らの将来を見据えた行動を起こせる人材の育成を目指す「起郷家教育」を牧之原市版キャリア教育として掲げ、こどもたちが段階的に力を身につけることのできる9年間のプログラムを実践しています。
- こどもの確かな学力の育成を図るために、「牧之原市版9年間のカリキュラム」に基づいた学校教育を推進するとともに、学習支援サポーター等の配置によるこどもたちの学びの支援を図っています。
- アンケート調査結果をみると、日頃、こども自身に関して子育てについて悩んでいることや気になることとして、「子どもの教育」が小学5年生保護者・中学2年生保護者において最も多く、就学前児童保護者・小学生保護者においては2番目に多くなっており、保護者の教育への関心の高さがうかがえます。
- こどもの特性を踏まえた進学が可能となるよう、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携・情報共有し、円滑な進学をサポートする体制を築くことが必要です。
- 情報技術の発展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による価値観の変化等により、こどもを取り巻く環境は大きく変容しています。これらの影響もあり、いじめや不登校などの学校生活に不応を起すこどもが全国的に増加傾向にあります。教育を通じて相手を思いやる心を養うとともに、困ったときに適切に助けを求める方法について伝えることが重要です。
- 本市においても、外国籍の児童や、外国にルーツのある児童が増加傾向にあります。こうした児童の学校での学びを支える取り組みの充実と、多言語に対応可能な人材の確保が求められています。

基本施策1 こどもの確かな学力と健全な心の育成

- 読み聞かせ活動や魅力的な図書館づくりなどを通じて、こどもの読書習慣の定着と、自分の興味に応じて積極的に学ぶ姿勢の育成を図ります。
- 学校教育を通じて、社会に出るうえで身につけておくべき規範意識や情報活用能力の育成を図るとともに、こどもが自分自身も相手も大切に思い、適切な行動を取れるようになるよう、こども一人ひとりの自己肯定感を高めるための教育を推進します。

○● 主な取り組み ●○

| 児童放課後学習支援事業（放課後子ども教室）【再掲】 | |
|--|--|
| 小中学校において、放課後の時間を活用し、学校の教室において学習支援サポーターと連携しながら学習支援や学習相談を行い、基礎的な内容を身につけるための場を提供していきます。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 「わからないことがわかるようになった」 小学生：93%、中学生：91% （参加者アンケート・令和5年度実績） | 「わからないことがわかるようになった」 小学生：95%、中学生：95% （参加者アンケート） |
| 本に親しむ環境整備事業 | |
| 図書館での読み聞かせ会の開催や、市民読書活動推進団体「よもーね！マキノハラ」による市内各所での読み聞かせ活動等を通じて、こどもたちが本に親しむ環境づくりを図ります。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 図書館での読み聞かせ会の開催（月1回） および市民読書活動推進団体 「よもーね！マキノハラ」の活動支援を実施 | 図書館での読み聞かせ会の開催（月1回） および市民読書活動推進団体 「よもーね！マキノハラ」の活動支援を継続 |
| 図書館機能の充実 | |
| 図書交流館「いこっと」、文化の森図書館「いろ葉」および移動図書館「ひまわり号」の運営により、こどもの読書環境を支えます。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 図書交流館・文化の森図書館所蔵図書の 学校貸出（各校1回以上）および移動図書館 の小学校巡回（各校月1回）を実施 | 図書交流館・文化の森図書館所蔵図書の 学校貸出（各校1回以上）および移動図書館 の小学校巡回（各校月1回）を継続 |



移動図書館
「ひまわり号」

| 読書体験を豊かにするための図書館イベントの開催 | |
|---|---|
| <p>こどもたちの興味を引きやすい図書館の特集展示を実施するとともに、展示に関連した工作教室などのイベントを開催し、こどもたちが図書に触れ、読書を楽しむ機会を提供します。</p> | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>毎月の特集展示の更新 特集展示に関連した工作教室などの イベントの開催</p> | <p>特集展示の毎月更新および展示と連携 してのイベントを継続</p> |

| 図書資料の充実 | |
|---|--------------------------|
| <p>子育てに必要な知識や役立つ情報を取り扱った書籍を収集し、家庭・地域での子育て環境の向上を支援します。また、家庭での読書環境の向上を図るため、こどもの発育段階に合わせた児童書（絵本・ヤングアダルト類）の収集を図ります。</p> | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>子育て関連書籍・児童書の収集</p> | <p>子育て関連書籍・児童書の収集を継続</p> |

| ブックスタート | |
|--|------------------------|
| <p>赤ちゃんとその保護者に対して、本に親しむことで生涯にわたって読書を楽しむきっかけづくりを行うとともに、読み聞かせの実践についてのアドバイスを行います。</p> | <p>社会教育課 福祉相談課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>月1回の実施</p> | <p>月1回の実施を継続</p> |

| 英語力向上サポート事業 | |
|--|---|
| <p>A L T（外国人英語指導助手）を市内の小中学校に配置するとともに、長期休暇等を利用したイングリッシュキャンプを企画・実施します。</p> | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>A L T 5名の配置および イングリッシュキャンプの実施</p> | <p>A L T 5名の配置および イングリッシュキャンプの実施を継続</p> |

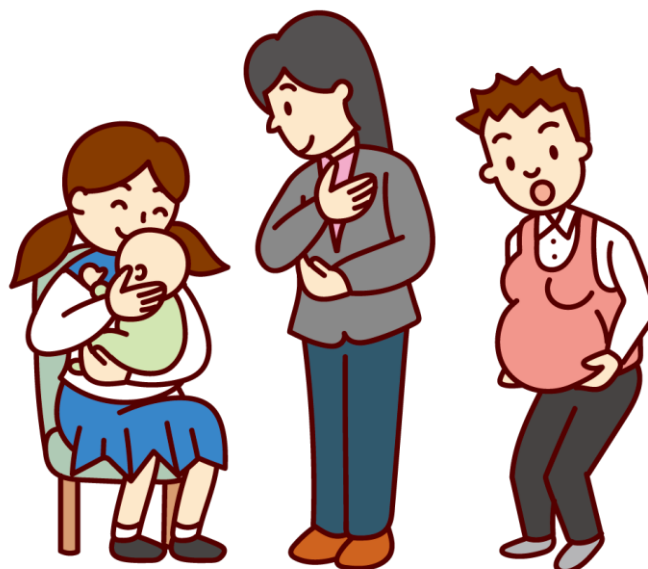
| こどもがつくるまち事業 | |
|---|------------------|
| <p>仮想都市で社会の仕組みなどを学ぶ機会を通して、こどもたちの自主性・社会性を育てます。</p> | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>年1回の実施</p> | <p>年1回の実施を継続</p> |

| 学校でのこころの教育 | |
|--|--|
| <p>道徳の授業を通して、他者を思いやる心や規範意識、情報モラルなどの社会に出るうえで必要な能力を養成します。また、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることの重要性について伝える「SOSの出し方教育」を実施するとともに、教職員に対し、こどものSOSのサインへの気付きを高めるための研修を実施します。加えて、「こころの健康相談統一ダイヤル」などの、こどもがSOSを発信する先となる相談窓口について周知します。</p> | <p>学校教育課 健康推進課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>「SOSの出し方教育」を3回実施 相談窓口等の周知</p> | <p>相談窓口等の周知をはじめ、児童・生徒が 相談しやすい雰囲気づくりの実施を継続</p> |
| 自己肯定感を高める取り組み | |
| <p>こどもたちが学校以外の場において自分の役割や得意なことを見つけ、自己肯定感を高めることにつながるよう、地域住民とかかわることのできる機会を充実させていきます。</p> | <p>学校教育課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>市内小中学校のCSD（コミュニティスクールディレクター）と協力してさまざまな場面で実施</p> | <p>市内小中学校のCSD（コミュニティスクールディレクター）と協力してさまざまな場面での実施を継続</p> |
| 小中一貫教育のためのプログラム | |
| <p>本市における小中一貫教育の導入・推進に向けて、「牧之原市版9年間のカリキュラム」に基づく教育を実践するとともに、必要な知識の習得に向けた教職員向けの研修等を実施します。また、小学校の教育および中学校の教育の9年間の課程を一貫して行う学校である「義務教育学校」の開校に向け、教育課程の見直しや必要となる施設の整備等を推進します。</p> | <p>学校教育課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>「牧之原市版9年間のカリキュラム」 全教科分の完成</p> | <p>榛原地域義務教育学校の令和12年度開校に 向けた準備の実施</p> |
| 未来のパパママ子育て体験事業Ⅰ | |
| <p>プレコンセプションケア（将来的な妊娠を踏まえた健康づくり）の一環として、中学生を対象に、助産師による妊娠や出産の仕組みについての学習や妊婦体験等を実施します。また、パパママのゲストを招き、妊娠中の体験や気持ちについて話を聞くことで、妊婦への理解や正しい配慮について学ぶ機会とします。</p> | <p>健康推進課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>市内全中学校（3校10クラス）で実施</p> | <p>市内全中学校で実施</p> |

| 未来のパパママ子育て体験事業Ⅱ（保育体験） | |
|---|------------|
| <p>子どもと接することの喜びや命の大切さを学び、子育てについてのイメージを描き未来の親を育てる取り組みとして、中学3年生を対象とした乳児とふれ合う子育て体験会を開催します。</p> | |
| 健康推進課 福祉相談課 | |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内全中学校（3校10クラス）で実施 | 市内全中学校で実施 |

| 思春期講座 | |
|--|------------|
| <p>プレコンセプションケアの一環として、中学3年生を対象に、産婦人科医によるライフデザインや性行為および性感染症、望まない妊娠への対応等に関する講座を実施し、妊娠・出産や性についての正しい理解を促進します。</p> | |
| 健康推進課 | |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内全中学校（3校10クラス）で実施 | 市内全中学校で実施 |

| 幼児プライベートゾーン教育 | |
|---|------------------|
| <p>幼児期からのプレコンセプションケアとして、保育園・認定こども園の保育士と連携しながら、幼児へのプライベートゾーン教育を実施することで、性をポジティブに捉えられる意識の土台づくりを図ります。</p> | |
| 健康推進課 | |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| モデル園1園で実施 | 市内全保育園・認定こども園で実施 |



基本施策2 地域で学ぶことのできる多様な体験機会の充実

- こどもが地域から学び、豊かな自主性・社会性・行動力を身につけることができるよう、地域におけるさまざまな体験機会を充実させます。
- 牧之原市版キャリア教育「起郷家教育」の推進を通じて、こどものキャリア観形成を図り、こども一人ひとりの自己実現と、地域での将来的な活躍を支えます。

○● **主な取り組み** ●○

| 子ども自然体験推進事業 | |
|---|--------------------------|
| 土曜日・日曜日に市内の小中学生を対象に、自然体験等を行う教室を開催します。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 活動団体 5団体 「子どもまきのはら塾」に替わり、 令和6年度から開始 | 活動団体 5団体 継続して活動を推進・支援 |

| 職場見学・職業体験事業 | |
|---|--------------------------|
| こどもたちのキャリア観形成を図るため、市内の企業・事業所・公共施設等の協力のもと、小中学生の職場見学・職業体験を実施します。また、本市が目指すキャリア教育の目的を踏まえて、事業の取り組み内容について検討を図ります。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 小学校：3年生社会科・生活科において地域の企業等での見学・体験を実施 中学校：職業体験を実施 | キャリア教育プログラム（起郷家教育）で、実践する |

| 牧之原市版キャリア教育「起郷家教育」の推進 | |
|--|------------|
| 将来社会的・職業的に自立し、活躍していくうえで必要となる自己や他者を理解する力、コミュニケーションスキル、情報が適切に活用できる力、学ぶことや働くことの意義を理解する力等をこどもたちが段階的に身につける小中学校9年間のプログラム「起郷家教育」を推進します。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 段階的な実施 | 段階的な実施を継続 |



自然体験教室
のようす

| 市民学習推進事業 | |
|--|--|
| こどもの成長促進を図るため、地域で大人と交流しながら、さまざまな学習活動や自然体験活動に参加できる機会を充実させていきます。また、こどもに限らず、生涯学習の一環として市民が文化芸術・教養・スポーツなどについて学ぶことのできる「まきのはら塾」を開講し、こどもの学びを促進します。 | 社会教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 過去の参加者を対象にアンケートを実施し、意見を取り入れたカリキュラムを策定 | カリキュラムに基づき、まきのはら塾の子ども講座の充実、体験学習事業、郷土を慈しむ心を育てる事業を実施 |

| 健康被害防止啓発事業 | |
|---|---------------------|
| 市内の小中学校において保健体育の授業等を活用し、たばこの害や薬物乱用防止に関する講座を開催し、こどもの健康被害防止を図ります。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内全小中学校において年1回開催 | 市内全小中学校において年1回開催を継続 |

| 地域活動参加促進事業 | |
|---|--|
| 起郷家プログラムの一環である「命と防災」についての事業を通じて、小中学生の地域防災訓練への参加を促進します。また、地域の良さを見つける活動である「アースランチ」を通じて、地域行事に参加することの意義や地元の魅力、地域の人とのつながりの大切さを伝え、地域の祭典や清掃・奉仕活動への参加促進を図ります。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災訓練への参加呼びかけ ○総合的な学習の時間における地域の方と児童・生徒の学び合いの機会の設定 ○市内全校（小5）で「アースランチ」実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災訓練への参加呼びかけ ○総合的な学習の時間における地域の方と児童・生徒の学び合いの機会の設定 ○市内全校（小5）で「アースランチ」実施 |

| スポーツ推進事業 | |
|--|------------|
| スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携しながら、体操教室や水泳教室、地区でのスポーツ大会等のこどもがスポーツを体験できる機会を提供します。 | スポーツ推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 年14事業 | 年16事業 |

基本施策3 どんな子どもも取りこぼさない教育支援体制の整備

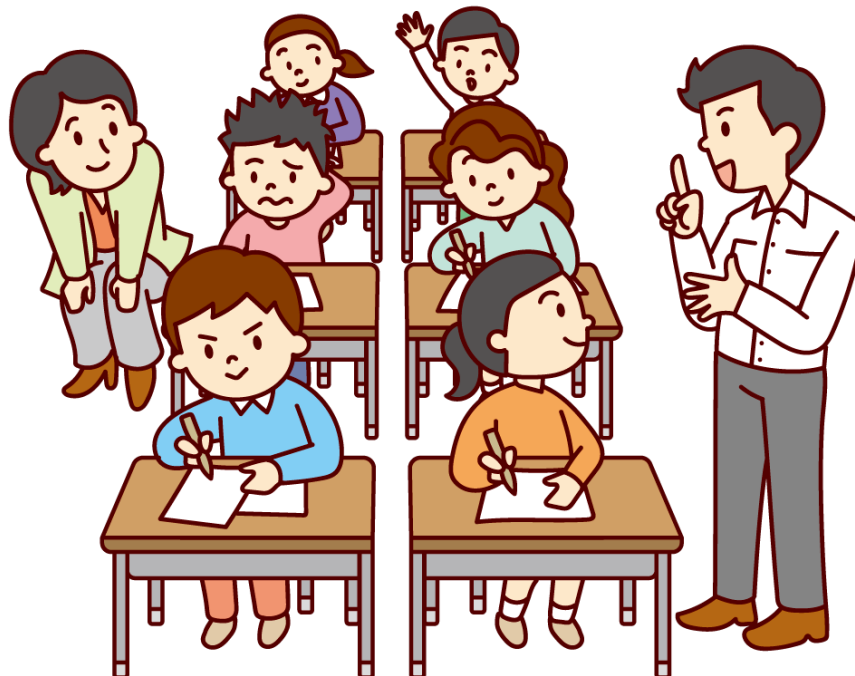
- 子どもの心身の成長に大きな悪影響を及ぼすいじめの未然防止・早期対応を図るため、関係機関との連携体制による対応に努めます。
- 不登校等の学校生活への不適応を起こす児童・生徒およびその保護者を支援するため、学習不振等の防止に向けた学習機会の提供や、学校生活への復帰に向けた包括的な相談支援を行います。

●● 主な取り組み ●●

| 特別支援教育推進事業 | |
|---|--|
| 特別支援教育体制の充実を図るため、臨床発達心理士等の発達障がいの専門家による巡回学習相談を市内の保育園・子ども園、小中学校において実施し、発達に課題のみられる児童・生徒の観察や就学支援への助言、検査等を行います。発達に課題のみられる子どもが増加している現状を踏まえて、支援体制の充実に努めます。 | 学校教育課 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| すべての公立園において、年1回、専門家による巡回相談・アドバイザー事業の実施 | すべての公立園において、年1回、専門家による巡回相談・アドバイザー事業の実施を継続 |
| 教育支援センター推進事業 | |
| 教育支援センター「フルール」を設置し、学校生活への不適応を起こしている児童・生徒や不登校状態にある児童・生徒に対し、学習機会を提供します。また、教育相談員・巡回相談員・臨床心理士等の専門職を配置して、教育相談に応じ、当該児童・生徒の学校への復帰や希望する進路の実現を支援します。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 教育相談員4名、巡回相談員1名、臨床心理士1名を配置 | 教育相談員4名、巡回相談員1名、臨床心理士1名の配置を継続 スクールカウンセラー、フリースクール等との連携協議会を実施 |
| いじめ問題対策連絡協議会 | |
| いじめ事案等への迅速な対応と被害の拡大防止、再発防止を図るため、対策連絡協議会において関係機関との連携・情報共有・対応の検討等を行います。 | 学校教育課 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 年1回開催 | 年1回の開催を継続 |

| スクールソーシャルワーカー配置事業 | |
|---|---|
| <p>社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、長期間の欠席や不登校、問題のある児童等に関するケース会議を中心とした福祉的視点に立ったアセスメント・プランニング等の手法を用いて児童・生徒および保護者を支援します。また、養育環境に課題のみられる子育て家庭については、関係機関へのつなぎを図りながら、学校と連携した支援を行います。</p> | <p>学校教育課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>スクールソーシャルワーカー1名の配置</p> | <p>スクールソーシャルワーカー1名の配置を継続</p> |
| 外国人児童生徒教育支援事業 | |
| <p>日本語での会話や読み書き等に支援を必要とする外国籍の児童・生徒に対し、学習への適応指導を図るため、相談員による日本語習得への支援および学習支援、保護者に対する相談支援を行います。対応が必要な言語が増加していることを踏まえて、新たに開校した日本語初期支援教室と連携した支援を図ります。</p> | <p>学校教育課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>○初期支援教室「いっば」との連携（定員15名） ○バイリンガル相談員3名の配置</p> | <p>○初期支援教室「いっば」の定員維持 ○バイリンガル相談員3名の配置を継続</p> |
| 学習支援サポーター配置事業 | |
| <p>児童・生徒の基礎学力の定着に向けて、学習支援サポーターを各小中学校に配置し、児童・生徒の特性に応じた学習支援を行います。また、学習支援サポーターの指導力向上に向けた研修等を実施します。加えて、学習支援サポーターと各学校の教職員の連携強化を図ります。</p> | <p>学校教育課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>○学習支援サポーター23名の配置 ○「わかるようになった」 小学生：96%、中学生：94% (参加者アンケート・令和5年度実績)</p> | <p>○学習支援サポーター25名程度の配置 ○「わかるようになった」 小学生：95%、中学生：95% (参加者アンケート)</p> |

| 保育園・認定こども園と小学校との円滑な接続の推進 | |
|--|--|
| <p>保育園・認定こども園と小学校との円滑な接続と幼保小架け橋プログラムを推進する観点から、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や接続期カリキュラムの作成・実施を行うなど、円滑な接続に向けた取り組みの推進を図ります。</p> | <p>学校教育課 子ども子育て課</p> |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| <p>幼保小連絡会を市内すべての小学校において開催（2回／年） 小学校の児童と保育園・認定こども園の園児との交流事業を市内4校で実施</p> | <p>幼保小連絡会を市内すべての小学校において開催（2回／年） 小学校の児童と保育園・認定こども園の園児との交流事業を市内5校で実施 小学校教諭と保育士・保育教諭の合同研修会の開催（1回／年）</p> |



基本目標4 すべての子どもを大切に、安全・安心な生活を保障する環境づくり

〇● 現状と課題 ●〇

- 児童虐待は、子どもに身体的な傷を与えるだけでなく、自己肯定感の低下や学力の低下、健全な人間関係の構築が難しくなるなどのさまざまな悪影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。児童虐待の未然防止のため、広く啓発を実施するとともに、養育環境に課題のある子育て世帯に対して早期支援を図る体制を構築することが必要不可欠です。
- アンケート調査結果をみると、日頃、子育てについて悩んでいることや気になることとして、「子どもを叱りすぎているように感じる」が小学生以下の保護者において最も多くなっており、子どもへの接し方に悩む保護者が多いことがうかがえます。
- また、子育てに関する相談で充実してほしいこととして、「安心して相談できる環境（子どもの預かり、プライバシーの配慮等）」が平成30年度の調査結果と比較して増加しており、さまざまな支援を必要とする保護者が、その課題について不安なく打ち明けられることのできる、相談環境が求められていることがうかがえます。
- 近年、本来大人が担っている家事や家族の世話、介護等を日常的に行っている子どもを指す「ヤングケアラー」の存在が社会課題として認識されつつあります。ヤングケアラーは、その責任と負担の大きさにより、学業や課外活動、友人関係の構築等に悪影響を受けやすいことから、子育て・教育・福祉・介護等の関係分野の連携による、ヤングケアラーとみられる児童・生徒の存在の把握と個別ケースに応じた適切な支援を図ることが求められます。
- 令和元年10月から、全国一律で幼児教育・保育の無償化が実施され、教育・保育事業の利用に対する経済的負担の軽減が図られています。
- 本市で子育てをしている家庭のうち、約1割がひとり親世帯に該当します。ひとり親世帯は、経済的負担の大きさや保護者の時間的な制約の大きさから、保護者が子どもと向き合う時間を十分に取れなくなることや、親の子育てにおける責任感・負担感の増大等が主な課題として挙げられます。また、ひとり親世帯は、ふたり親世帯と比較して貧困状態にある世帯の割合も高いことから、経済的自立に資する支援を図ることが必要です。
- 発達障がいがある・発達に課題のみられる子どもが増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられています。また、アンケート調査結果をみても日頃、子育てについて悩んでいることや気になることとして、「子どもの病気や発育や発達」が平成30年度の調査結果と比較して増加しており、関心の高まりがみられます。子どもの健全な発育・発達に向けた支援を図るとともに、発達に課題のみられる子どもの早期療育に向けた取り組みを充実させることが求められています。

基本施策1 こどもの権利を保障する取り組みの充実

- 児童虐待の未然防止に向けた啓発活動を行います。また、ヤングケアラーの実態やヤングケアラーが抱える生活課題・将来への影響について広く周知し、市民全体の理解促進を図ります。
- 被虐待児やヤングケアラーとみられるこどもの早期発見を図るとともに、関係機関と連携した実態把握・支援に努めます。

○● 主な取り組み ●○

| 要保護児童等対策地域協議会事業 | |
|---|--------------------------------------|
| 虐待の被害に遭うなどした要保護児童等への適切な支援を図るため、要保護児童等対策地域協議会にて関係機関間の情報共有や支援策の検討に係る協議等を行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 代表者会議 1回／年 実務者会議 10回／年 | 代表者会議 1回／年 実務者会議 10回／年 |
| 児童虐待防止広報事業 | |
| 関係機関へのポスターやリーフレットの配布、広報紙や市ホームページの活用、民生委員・児童委員と連携した街頭活動等を通じて、児童虐待防止について周知・啓発します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 街頭啓発 4回／年（市内スーパー4店舗） | 街頭啓発 4回／年（市内スーパー4店舗） |
| ヤングケアラーへの対応 | |
| 市内のヤングケアラーの実態を調査するとともに、ヤングケアラーについての周知を進めます。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 生活実態に関するアンケート調査を実施（令和6年2月） | 実態調査の実施 市ホームページ等での周知および学校等への周知を実施 |

基本施策2 子育て世帯の経済的負担の軽減

- 妊娠・出産を望む夫婦のこどもを持つ希望を支えるため、不妊治療に係る医療費助成を行います。
- 経済的負担を理由にこどもを持つことを諦めることのないよう、各種手当の支給や費用助成を行うとともに、それぞれの子育て世帯が利用できる手当・助成の周知に努めます。

○● 主な取り組み ●○

| 出産・子育て応援給付金事業（妊婦のための支援給付） | |
|--|------------|
| 妊婦および子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、妊娠届提出時および出産時に給付金を支給します。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 出産応援ギフト 186件 子育て応援ギフト 161件 （令和5年度実績） | 給付金の支給を継続 |

| 児童手当支給事業 | |
|--|-------------|
| 18歳到達後の最初の年度末までの児童に対し、国の制度に基づいて児童手当を支給します。また、転入届・出生届提出時に窓口にて事業について周知します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 国の制度に基づいて実施 （令和6年10月の法改正による拡充を実施） | 国の制度に基づいて実施 |

| こども医療費助成事業 | |
|--|-----------------------|
| こども（18歳到達後の最初の年度末まで）の入院・通院に係る医療費を助成します。また、近隣市町の動向や保護者からのニーズを踏まえて、入院時の食事標準負担額の助成について検討していきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 通院・入院に係る自己負担無料 | 通院・入院（食事代含む）に係る自己負担無料 |

| 不妊治療費助成事業 | |
|--|------------|
| 不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、高額な医療費を要する不妊治療について、保険適用後の自己負担分および先進治療費を助成します。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（36件） | 実施を継続 |

| 未熟児養育医療費助成事業 | |
|---------------------------------------|------------|
| 医療を必要とする未熟児のいる家庭に対して、養育に必要な医療費を助成します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 多子世帯経済的負担軽減事業 | |
|--|-------------|
| 多子世帯に対する本市独自の経済的負担の軽減を図るため、就学前児童の第3子以降の副食費（給食のおかず等に係る費用）を免除します。また、さらなる取り組みの拡充について検討していきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 就学前児童の第3子以降の副食費免除を実施 | 経済的負担軽減策の拡充 |

| 入学支援金支給事業 | |
|--|------------|
| 小学校へ入学する児童がいる家庭に対し、経済的な負担の軽減のため、入学支援金を支給します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 対象者全員（285人）に支給 | 対象者全員に支給 |

基本施策3 ひとりで子育てをする保護者と子どもへの支援の充実

- ひとりで親世帯が抱えるさまざまな生活課題に対応するため、各種経済的支援策を実施します。また、関係機関と連携しながら、保護者の経済的自立に向けた支援を図ります。

○● 主な取り組み ●○

| 児童扶養手当事業 | |
|---|------------|
| 18歳までの児童を看護している母子および父子家庭等を対象に、児童扶養手当を支給します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| ひとり親家庭等医療費助成事業 | |
|---|------------|
| 20歳未満の児童を扶養している母子および父子家庭等を対象に、医療費助成を行います。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | |
|---|------------|
| 母子家庭等を対象に、子どもが進学するために必要となる修学資金・生活補給資金等を貸与します（静岡県事業）。本市においては、県への申請手続きのサポートを行います。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 母子家庭等自立支援給付事業（高等職業訓練促進給付金の支給） | |
|--|------------|
| ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親世帯の保護者を対象に、指定教育訓練講座（パソコン、医療事務等）を受講する経費の一部を助成します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 母子家庭等自立支援給付事業（自立支援教育訓練給付金の支給） | |
|---|------------|
| ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親世帯の保護者を対象に、看護師や介護福祉士、保育士等の専門職を養成する機関に就学する経費の一部を助成します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 養育費請求への支援 | |
|--|---------------------|
| ひとり親世帯に対し、養育費の請求等に必要手続きについての情報提供を行います。 | 子ども子育て課 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 児童扶養手当等相談時に適切に案内 | 児童扶養手当等相談時の適切な案内を継続 |

| ひとり親家庭就労支援事業 | |
|---|--------------------------------------|
| 公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら、ひとり親家庭への就労支援を行います。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 求職相談を受けた場合にハローワークへ速やかに求職者情報を提供している | 相談者とハローワークを速やかにつなぐことにより、円滑な就労支援を継続する |

| ファミリー・サポート・センター事業（ひとり親家庭等子育て支援助成） | |
|---|------------|
| ファミリー・サポート・センターを利用したひとり親世帯に対し、利用料の半額を助成します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 市営住宅の提供 | |
|---------------------------------------|------------|
| ひとり親世帯を対象に、市営住宅入居に向けた抽選時に倍率優遇措置を行います。 | 都市住宅課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

基本施策4 障がいのある子どもとその保護者への支援の充実

- 発達に課題のみられる子どもが増加傾向にあることを踏まえて、一人ひとりに合った成長を促すため、療育教室等の充実を通じた早期支援を図ります。
- 障害福祉サービスの適切な給付を通じて、障がいのある子どもの在宅生活を支援します。また、障がいのある子どもの日常生活における動作や集団生活への適応に関する支援を行う児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等と連携し、支援の質の向上を図ります。

○● 主な取り組み ●○

| 言語指導教室（ことばの教室） | |
|---|-----------------------|
| 構音障がいなどがある園児・児童のことばの遅れの解消を図るため、発音訓練・言語指導等を行う言語指導教室（ことばの教室）を実施します。また、改善がみられない園児・児童については、臨床心理士や保健師等の専門職との連携による適切なアセスメントを行うとともに、必要となる支援へのつなぎを図ります。 | 学校教育課 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 支援を必要とする園児・児童に対し実施 | 支援を必要とする園児・児童に対し実施を継続 |

| 発達訓練指導教室事業 | |
|---|---|
| ことばや行動の発達の遅れが気になる乳幼児を対象に、保護者とともに訓練・指導を行うことで発達を促すプレ一次療育教室「の～びのび」を実施します。また、心身の発達に軽度の遅れや障がいがあるとみられる幼児に対し、療育指導を行う一次療育教室「わかめサークル」を実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施 〔の～びのび 6回×4クール〕 〔わかめサークル 22回/年〕 | 実施を継続 〔の～びのび 6回×4クール〕 〔わかめサークル 22回/年〕 |

| 療育教室（幼児SST）事業 | |
|--|--------------------|
| 発達障がいのある、または発達障がいがあるとみられる幼児に対し、幼児向けの療育教室「くれよん」にてコミュニケーションスキルを高め、園等での集団生活を円滑に送れることを目的とした指導を実施します。また、対象の幼児の就学に向けて、保護者への指導や適切な支援機関へのつなぎを行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 24回（2回×12か月）実施 | 24回（2回×12か月）の実施を継続 |

| 発達支援コーディネーター養成事業 | |
|--|------------|
| 市内の保育園・認定こども園において発達に課題のあるこどもの早期発見・早期支援を推進するため、支援の中核的役割を担う人材を養成する発達支援コーディネーター養成講座を実施するとともに、養成したコーディネーターを市内の各園に配置します。また、発達支援コーディネーターのスキルアップを目的とした研修を実施します。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 年3回の実施 | 年3回の実施を継続 |

| 発達支援セミナー開催事業 | |
|--|------------|
| 発達に課題のあるこどもの成長を支援するため、保育園・認定こども園や放課後等デイサービスの職員を対象に、発達支援に関する研修を実施します。また、発達に課題のあるこどもを直接支援している監護者や、就学後の発達障がいのあるこどもと接している人を対象とした研修等の充実を図ります。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 年3回の実施 | 年3回の実施を継続 |

| 特別支援教育就学奨励事業 | |
|--|------------|
| 小中学校の特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励費を助成します。 | 教育総務課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 特別児童扶養手当事業 | |
|--|------------|
| 身体、知的または精神に障がいや疾患のある20歳未満の児童を監護（養育）している方に対して、特別児童扶養手当を支給します。また、各種障害者手帳交付時に手当について周知します。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 障がい児保育事業 | |
|--|-------------------------|
| 集団保育が可能な中・軽度の障がいのあるこどもの保育を、市内のすべての園で実施します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 市内のすべての公立園および私立園で実施 | 市内のすべての公立園および私立園での実施を継続 |

| 障害児福祉手当事業 | |
|--|------------|
| 在宅の重度障がいのある児童に対し、障害児福祉手当を支給します。また、対象児童がもれなく手当を受けられるよう、広報紙や市ホームページなどを通じて事業の周知を図ります。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 放課後等デイサービス事業 | |
|--|--------------|
| 就学している児童に対し、放課後等デイサービス事業所において、学校での授業終了後や長期休暇期間に、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（定員80人/日） | ニーズに応じた定員の確保 |

| 児童発達支援事業 | |
|--|--------------|
| 障がいのある未就学の児童を対象に、児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（定員50人/日） | ニーズに応じた定員の確保 |

| 日常生活用具給付事業 | |
|--|------------|
| 障がいのある児童等が、日常生活を送るうえで必要とする福祉用具等を給付・貸与します。また、対象者が事業を利用できるよう、広報紙や市ホームページなどを通じて広く周知します。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 (令和5年度実績 80件) | 制度に基づいて実施 |

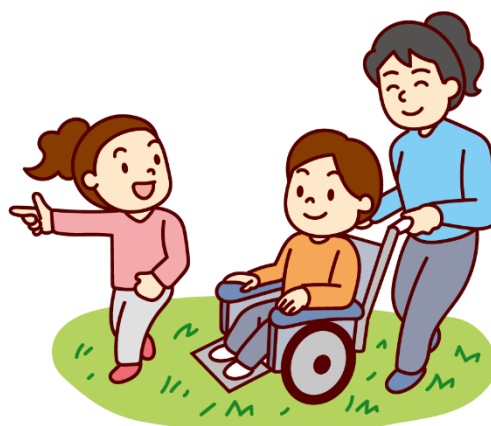
| 身体障害者・児補装具給付事業 | |
|---|------------|
| 身体障がいのある子ども（人）の身体機能を補完・代替する用具（車椅子、歩行器、姿勢保持装置、補聴器等）を給付します。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 児童発達支援センター機能の確保 | |
|---|------------------------|
| 児童発達支援のほか、施設の専門性を活かして地域の障がいのある児童やその家族への相談と障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行う児童発達支援センターの機能を、既存の関係機関との連携により確保します。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 既存の事業所との連携により機能を確保している | 既存の事業所との連携により機能を引き続き確保 |

| 保育所等訪問支援の活用 | |
|--|--------------------------|
| 障がいのある児童が日中利用している保育園や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を活用しながら、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 保育所等訪問支援の周知 | 保育所等訪問支援を活用した社会参加促進事例：5件 |

| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 | |
|---|-----------------|
| 重症心身障がいのある児童を支援する専門機関である児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を確保するため、市内事業所への働きかけや他市町の調整を図ります。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 確保済み（一部他市町利用） | 引き続き確保（一部他市町利用） |

| 医療的ケア児への支援の推進 | |
|--|--------------------------|
| 障害者自立支援ネットワークに設置する「重症心身障がい児者支援部会」を医療的ケア児等支援のための協議の場として位置付け、必要な支援を図ります。また、医療的ケア児等への支援において中核的役割を担う医療的ケア児等コーディネーターの役割や連携方法について、検討を進めます。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 重症心身障がい児の実態把握 | 医療的ケア児等コーディネーターとの連携体制の構築 |



基本目標5 すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず明るい未来を描けるまちづくり【牧之原市子どもの貧困対策計画】

〇● 現状と課題 ●〇

- 〇厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、日本の子どもの貧困率は令和3年において11.5%となっており、こどもの約8.7人に1人が貧困状態にあります。
- 〇アンケート調査結果をみると、現在の暮らしに対する所感について、1割強が「大変苦しい」と回答しています。また、世帯収入について、約1割が『250万円未満』と回答しています。
- 〇家庭が「相対的貧困」の状態にあることは、こどもが十分な栄養のある食事を取ることができない、家庭で正しい生活習慣を身につけることができない、経済的な理由で希望する進路に進めない、将来への希望を抱けず学習への意欲を持ってないといったさまざまな悪影響をもたらします。
- 〇貧困状態にある世帯のこどもが、教育や就労の機会を限られることにより貧困を継承してしまうことを指す「貧困の連鎖」が、社会全体の問題となっています。こどもの将来が成育環境によって左右されることのないよう、包括的な支援を展開することが求められています。
- 〇貧困状態にある世帯は、その背景に複合的な生活課題を抱えていることが多いため、こどもが必要とする支援も学習支援や健康管理、居場所づくりなど多岐にわたります。支援の対象となる世帯の状況を的確に把握し、個別ケースに応じたサービスを提供する体制を整備することが重要です。
- 〇市内においては、学習支援や食糧支援等の貧困世帯のこどもに向けた取り組みを実施していますが、まだその認知度は十分とはいえないことから、各取り組みについて広く周知し、必要とするこどもが利用できるようにしていくことが必要です。

※多くの子育て支援に係る取り組みは、子育て家庭の経済状況にかかわらず広く展開されるものですが、貧困状態にある子育て世帯への支援として、特に関係の深いものを再掲する形でこの基本施策にまとめます（一部の取り組みを除く）。

基本施策1 こどもの貧困に関する実態把握の推進

- 妊娠届・出生届提出時や各種相談事業等の機会を通じて、貧困状態にある子どもおよびその世帯が抱える生活課題の実態の把握を図ります。

○● 主な取り組み ●○

| 安全確認が必要な児童の把握 | |
|---|-----------------|
| 乳幼児健康診査の未受診者や未就園児、就学していない児童などの実態の把握に努めるとともに、未受診者への受診勧奨や、家庭に必要な支援につなげるための体制構築に努めます。 | 福祉相談課 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |
| 重層的な見守り体制の構築 | |
| 地域における重層的な見守り体制の構築を図るため、市民に対し、子どもおよび子育て家庭を見守ることの重要性について周知し、理解促進を図ります。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 第4次地域福祉計画に基づき実施 | 第5次地域福祉計画に基づき実施 |
| こども家庭センター事業【再掲】 | |
| こどもと妊産婦の健康保持についての相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、こどもの福祉についての相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持つ「こども家庭センター」を運営し、子育て家庭の悩み・不安を各部門の職員が連携・協力しながら、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目ない相談支援を行います。 | 福祉相談課 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 令和6年4月設置 | 実施を継続 |
| 妊娠・出産包括支援事業（妊婦等包括相談支援事業）【再掲】 | |
| すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施します。また、支援が必要とみられる子どもおよび保護者については、関係機関による各種会議の場を活用して情報共有をし、適切な支援につなげます。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（介入率100%） | 実施を継続（介入率100%） |

| 乳幼児健康診査および相談事業【再掲】 | |
|---|---|
| 1歳6か月児および3歳児を対象とする乳幼児健康診査や2歳児および2歳6か月児を対象とする歯科健診等の機会において栄養指導や歯科指導、健康相談等を実施し、保護者がこどもの成長・発達に応じた子育てができるよう支援します。また、心配のある児の早期発見・早期支援のため、臨床心理士と保健師がスクリーニングを実施します。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1歳6か月児健診受診率：98% 3歳児健診受診率：103% | 受診率を100%に近づける |
| 予防接種事業【再掲】 | |
| こどもの健康の保持および感染症のまん延防止を図るため、集団・個別接種による定期予防接種を実施するとともに、接種勧奨を行います。 | 健康推進課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| BCG接種率：97.9% MR1期接種率：99.0% | 接種率を100%に近づける |
| 利用者支援事業（コンシェルジュ）【再掲】 | |
| こどもや保護者、妊婦等が教育・保育・保健その他の適切な子育て支援を円滑に利用できるよう、相談・助言を行います。また、相談・助言を行うために必要な体制を確保します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 1箇所での実施 | 1箇所での実施を継続 |
| 育児相談事業【再掲】 | |
| 子育て支援センターおよび児童館に保育士等の専門職を配置し、育児に関する相談対応を行います。また、専門性を要する相談内容に対しては、適切な支援機関につなげます。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 専門職の配置数 子育て支援センター榛原2名 子育て支援センター相良6名 児童館3名 | 専門職の配置数を引き続き確保 子育て支援センター榛原2名 子育て支援センター相良6名 児童館3名 |
| 家庭児童相談事業【再掲】 | |
| 家庭児童相談員や女性相談支援員、社会福祉士、保健師等を配置し、児童虐待や家庭内暴力（DV）等に関する相談支援を行います。また、こどもがかかわる相談内容については、必要に応じて臨床心理士等と連携した対応を図ります。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 相談員6名 | 相談員6名を引き続き確保 |

| 福祉総合相談事業（社会福祉協議会事業）【再掲】 | |
|---|-----------------------------|
| 社会福祉協議会が実施する福祉総合相談において、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携した対応を図ります。また、日々の相談業務を通じて、支援につながる地域活動についての把握を図ります。 | 社会福祉課 (社会福祉協議会) |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 相談事業の実施 | 相談事業の継続実施および 各関係機関との連携強化 |

| 要保護児童等対策地域協議会事業【再掲】 | |
|---|---------------------------|
| 虐待の被害に遭うなどした要保護児童等への適切な支援を図るため、要保護児童等対策地域協議会にて関係機関間の情報共有や支援策の検討に係る協議等を行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 代表者会議 1回/年 実務者会議 10回/年 | 代表者会議 1回/年 実務者会議 10回/年 |

基本施策2 貧困世帯への生活支援の展開

- 貧困状態にあるこどもの、心身の健やかな成長を保障するため、教育への支援や健康的な生活習慣の確保に向けた支援を充実させます。
- 貧困状態にある世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、各種法制度に基づく適切な支援を提供し、その自立を支援します。

○● 主な取り組み ●○

| こどもの学習・生活支援事業 | |
|---|------------|
| 家庭の経済状況により、十分な学習機会を得られないこどもに学習機会を提供し、こどもの高校進学や学歴の向上、将来の自立に向けた支援を図ります。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 実施（生徒数5名） | 実施（生徒数10名） |

| 小中学校就学援助事業 | |
|---|------------|
| 経済的理由により小中学校の教育費の負担が困難である家庭を対象に、給食費や学用品費、修学旅行費等の費用助成を実施します。 | 教育総務課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 児童放課後学習支援事業（放課後子ども教室）【再掲】 | |
|---|--|
| 小中学校において、放課後の時間を活用し、学校の教室において学習支援サポーターと連携しながら学習支援や学習相談を行い、基礎的な内容を身につけるための場を提供していきます。 | 学校教育課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 「わからないことがわかるようになった」 小学生：93%、中学生：91% （参加者アンケート・令和5年度実績） | 「わからないことがわかるようになった」 小学生：95%、中学生：95% （参加者アンケート） |
| フードドライブ事業 | |
| 生活困窮世帯に向けた食糧支援の一環として、回収ボックスを設置し、寄贈された食料を、フードバンクふじのくにを通じて提供するフードドライブ事業を実施します。また、社会問題となっているフードロス対策にも寄与する取り組みであることから、広報紙や市ホームページ、市公式LINEを活用した事業の周知を図ります。 | 社会福祉課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 広報まきのはらや市ホームページ、市公式LINE等での事業を周知する | 周知を継続実施 月1回 強化月間の周知 年2回 |
| こども食料支援事業 | |
| こどもの貧困対策の取り組みとして、さまざまな家庭環境により支援を必要とするこどもたちを対象に、給食のない長期休暇期間の前に「フードバンク事業」を利用した食料の提供、支援制度等の情報提供や、困りごとの個別相談を行います。 | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 夏休み・冬休み・春休みの前に延べ79世帯・164人に食料を提供（令和5年度実績） | 各長期休暇前の実施を継続 |

| こども医療費助成事業【再掲】 | |
|--|-----------------------|
| こども（18歳になった年度の年度末まで）の入院・通院に係る医療費を助成します。また、近隣市町の動向や保護者からのニーズを踏まえて、入院時の食事標準負担額の助成について検討していきます。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 通院・入院に係る自己負担無料 | 通院・入院（食事代含む）に係る自己負担無料 |

| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】 | |
|---|------------|
| 母子家庭等を対象に、こどもが進学するために必要となる修学資金・生活補給資金等を貸与します（静岡県事業）。本市においては、県への申請手続きのサポートを行います。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 母子家庭等自立支援給付事業（高等職業訓練促進給付金の支給）【再掲】 | |
|--|------------|
| ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親世帯の保護者を対象に、指定教育訓練講座（パソコン、医療事務等）を受講する経費の一部を助成します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 母子家庭等自立支援給付事業（自立支援教育訓練給付金の支給）【再掲】 | |
|---|------------|
| ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親世帯の保護者を対象に、看護師や介護福祉士、保育士等の専門職を養成する機関に就学する経費の一部を助成します。 | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 |

| 養育費請求への支援【再掲】 | |
|--|---------------------|
| ひとり親世帯に対し、養育費の請求等に必要手続きについての情報提供を行います。 | 子ども子育て課 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） |
| 児童扶養手当等相談時に適切に案内 | 児童扶養手当等相談時の適切な案内を継続 |

| 家計相談支援事業（法人等による委託事業） | | |
|--|--------------------------------------|--------------|
| お金の使い方に課題がある子育て世帯や借金に関する悩みを抱える子育て世帯に対し、家計相談支援員が関係機関と連携しながら助言を行うことで、家計管理能力の向上を図ります。また、困窮世帯に対し、利用可能な各種制度の紹介と利用申請への支援を行います。 | | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） | |
| 法人等への委託により実施 新規プラン数 11件 | 法人等への委託により実施 新規プラン数 14件 | |
| ひとり親家庭就労支援事業【再掲】 | | |
| 公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら、ひとり親家庭への就労支援を行います。 | | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） | |
| 求職相談を受けた場合にハローワークへ速やかに求職者情報を提供している | 相談者とハローワークを速やかにつなぐことにより、円滑な就労支援を継続する | |
| 放課後児童クラブ利用における負担軽減 | | |
| 生活保護世帯および市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯を対象に、放課後児童クラブの利用料を全額免除・半額免除とします。 | | 子ども子育て課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） | |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 | |
| 税金、保険料等の軽減・免除 | | |
| 所得条件等の理由に当てはまる国民健康保険加入者の国民健康保険料・国民年金保険料の軽減を行います。 | | 税務課 国保年金課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） | |
| 制度に基づいて実施 | 制度に基づいて実施 | |
| 生活保護 | | |
| 生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。 | | 福祉相談課 |
| 現状（令和6年度） | 目標（令和11年度） | |
| 実施 保護率 2.35% | 実施 保護率 2.9% | |

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業計画

本計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」第60条では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の円滑な実施に向け、総合的に施策を推進するための指針（以下、「基本指針」という。）を定めています。

本計画では、この「基本指針」に基づき、教育・保育事業等の現在の利用状況および潜在的な利用ニーズを把握したうえで、提供区域を設定し、区域ごとの教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期についてまとめます。

【教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の一覧】

教育・保育

- ① 1号認定（3～5歳）
- ② 2号認定（3～5歳）
- ③ 3号認定（0～2歳）

地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業
（地域子育て支援センター運営事業）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 利用者支援事業
- ⑨ 妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑬ 児童育成支援拠点事業
- ⑭ 親子関係形成支援事業
- ⑮ 産後ケア事業
- ⑯ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑱ 実費徴収に係る補給給付を行う事業
- ⑲ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

1 教育・保育提供区域

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる「教育・保育提供区域」を定め、区域ごとに「量の見込み【需要量】」と「確保の内容【供給量】」を設定することとしています。

以上の条件および第2期計画までの過程を考慮して、本市では教育・保育提供区域を「市全域」とします。

| 用語 | 説明 |
|-------------|--|
| 量の見込み【需要量※】 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内における子育てに係るサービスの必要量、ニーズ量 ○市内の子育てに係るサービスの「需要量」を意味する |
| 確保の内容【供給量※】 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内における子育てに係るサービスの提供量 ○市内の子育てに係るサービスの「供給量」を意味する |
| 需要量と供給量の差 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内の子育てに係るサービスの「サービス提供量（供給量）」から「サービスの必要量・ニーズ量（需要量）」を差し引いたもの ○この差がプラスであれば、子育てに係るサービスが「充足」していることを意味する ○この差がマイナスであれば、子育てに係るサービスが「不足」していることを意味する |

※需要量：子育て家庭が求める子育て支援に係るサービスの量

※供給量：教育・保育施設や事業所が提供可能な子育て支援に係るサービスの量

2 こどもの数の推計結果

計画期間中におけるこどもの数について、令和2年度～令和6年度の人口を基準として0～11歳のこどもの数を推計しました。

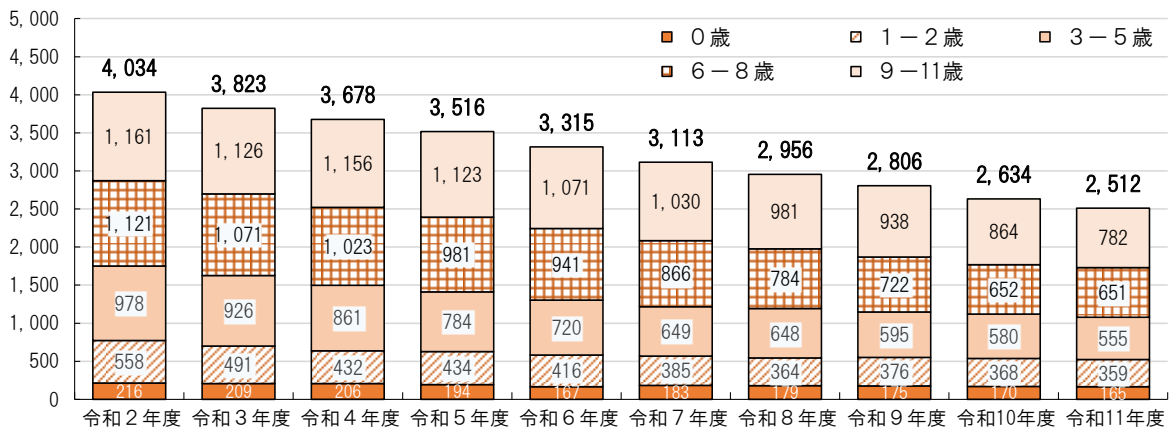
令和11年度までの各年4月1日現在における0～11歳のこどもの数の推計は以下のとおりです。こどもの数の推計は令和6年度においては3,315人ですが、計画最終年度である令和11年度においては2,512人まで減少するとの結果が出ています。

(単位：人)

| | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) | |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-----|
| 総人口 | 45,350 | 44,560 | 43,696 | 43,284 | 42,758 | 42,121 | 41,479 | 40,824 | 40,161 | 39,498 | |
| 0歳 | 216 | 209 | 206 | 194 | 167 | 183 | 179 | 175 | 170 | 165 | |
| 1～2歳 | 558 | 491 | 432 | 434 | 416 | 385 | 364 | 376 | 368 | 359 | |
| 3～5歳 | 978 | 926 | 861 | 784 | 720 | 649 | 648 | 595 | 580 | 555 | |
| 6～8歳 | 1,121 | 1,071 | 1,023 | 981 | 941 | 866 | 784 | 722 | 652 | 651 | |
| 9～11歳 | 1,161 | 1,126 | 1,156 | 1,123 | 1,071 | 1,030 | 981 | 938 | 864 | 782 | |
| 合計 | 4,034 | 3,823 | 3,678 | 3,516 | 3,315 | 3,113 | 2,956 | 2,806 | 2,634 | 2,512 | |
| 年齢別内訳 | 0歳 | 216 | 209 | 206 | 194 | 167 | 183 | 179 | 175 | 170 | 165 |
| | 1歳 | 274 | 219 | 218 | 207 | 211 | 174 | 190 | 186 | 182 | 177 |
| | 2歳 | 284 | 272 | 214 | 227 | 205 | 211 | 174 | 190 | 186 | 182 |
| | 3歳 | 299 | 286 | 278 | 217 | 229 | 208 | 214 | 176 | 193 | 189 |
| | 4歳 | 342 | 294 | 288 | 277 | 213 | 227 | 206 | 212 | 174 | 191 |
| | 5歳 | 337 | 346 | 295 | 290 | 278 | 214 | 228 | 207 | 213 | 175 |
| | 6歳 | 345 | 336 | 349 | 297 | 293 | 280 | 215 | 229 | 209 | 214 |
| | 7歳 | 397 | 342 | 333 | 351 | 296 | 291 | 279 | 215 | 229 | 209 |
| | 8歳 | 379 | 393 | 341 | 333 | 352 | 295 | 290 | 278 | 214 | 228 |
| | 9歳 | 388 | 386 | 397 | 341 | 334 | 355 | 297 | 292 | 280 | 215 |
| | 10歳 | 369 | 381 | 384 | 394 | 345 | 333 | 354 | 296 | 291 | 279 |
| 11歳 | 404 | 359 | 375 | 388 | 392 | 342 | 330 | 350 | 293 | 288 | |

※人口推計については、過去5年間の住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて行いました。

(人)



3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育の必要量は、教育・保育提供区域別に、認定区分ごとに見込むこととされています。

| 認定区分 | 対象者 | 利用先 |
|------|--|--------------------------|
| 1号認定 | ○3歳以上の、保育の必要性※が低く教育を希望するこども | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | ○3歳以上の、保育の必要性が高いこども ○3歳以上の、保育の必要性が高いが教育を希望するこども | 保育園 認定こども園 |
| 3号認定 | ○3歳未満の、保育の必要性が高いこども | 保育園 認定こども園 地域型保育事業 |

※「保育の必要性」は、保護者の就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働等）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待や家庭内暴力（DV）のおそれがあること、育児休業中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合を指します。
なお、就労については、本市では「月64時間」以上である場合に保育の必要性があるとしています。

（1）教育事業【1号認定】

●● 量の見込みと確保の内容 ●●

（単位：人（利用定員数））

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 270 | 245 | 245 | 225 | 219 | 210 |
| 確保の内容【供給量】 | 292 | 292 | 292 | 292 | 292 | 292 |
| 需要量と供給量の差 | 22 | 47 | 47 | 67 | 73 | 82 |

●● 確保の内容 ●●

本市においては、認定こども園5園にて、本事業を実施しています。
現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

(2) 保育事業【2号認定】

●● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人(利用定員数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 602 | 543 | 542 | 497 | 485 | 464 |
| 確保の内容【供給量】 | 621 | 621 | 621 | 621 | 621 | 621 |
| 需要量と供給量の差 | 19 | 78 | 79 | 124 | 136 | 157 |

●● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園9園および認定こども園5園にて、本事業を実施します。
現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

(3) 保育事業【3号認定(0歳児)】

●● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人(利用定員数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 70 | 77 | 75 | 73 | 71 | 69 |
| 確保の内容【供給量】 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 特定教育・保育施設 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| 特定地域型保育事業 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 需要量と供給量の差 | 15 | 8 | 10 | 12 | 14 | 16 |

●● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園9園および認定こども園5園、小規模保育施設2園にて、本事業を実施しています。

現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

(4) 保育事業【3号認定（1歳児）】

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人（利用定員数）)

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み【需要量】 | | 140 | 121 | 119 | 116 | 113 | 109 |
| 確保の内容【供給量】 | | 156 | 156 | 156 | 156 | 156 | 156 |
| 特定教育・保育施設 | | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 |
| 特定地域型保育事業 | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 需要量と供給量の差 | | 16 | 35 | 37 | 40 | 43 | 47 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園9園および認定こども園5園、小規模保育施設2園にて、本事業を実施しています。

現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

(5) 保育事業【3号認定（2歳児）】

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人（利用定員数）)

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み【需要量】 | | 170 | 144 | 158 | 154 | 151 | 147 |
| 確保の内容【供給量】 | | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 特定教育・保育施設 | | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| 特定地域型保育事業 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 需要量と供給量の差 | | 30 | 56 | 42 | 46 | 49 | 53 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園9園および認定こども園5園、小規模保育施設2園にて、本事業を実施しています。

現在の各園の利用定員から、量の見込みに対して十分な確保量があります。

【3号認定の保育利用率】

(単位：人(利用定員数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0～2歳児推計児童数 | | 568 | 543 | 551 | 538 | 524 |
| 3号認定の量の見込み | | 342 | 352 | 343 | 335 | 325 |
| 保育利用率 | | 60.2% | 64.8% | 62.3% | 62.3% | 62.0% |

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 延長保育事業

事業の内容

保育園および認定こども園において、標準保育時間(11時間)を超えて園児を預かる事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人(実利用人数))

| 項目 | 年度 | 実績 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み【需要量】 | | 80 | 75 | 73 | 70 | 69 | 66 |
| 確保の内容【供給量】 | | 80 | 75 | 73 | 70 | 69 | 66 |
| 需要量と供給量の差 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

本市においては、保育園4園にて、本事業を実施しています。

量の見込みに対して、既存の保育園および認定こども園の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

また、在園児全体を対象としている事業であるため、量の見込みを上回るニーズが生じた場合も、対応可能と想定しています。利用ニーズの推移を踏まえながら、受け入れ体制の充実に努めます。



(2) 放課後児童健全育成事業

事業の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象に、授業終了後に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びおよび生活の場を提供することで、その健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を図る事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人(登録人数))

| 項目 | 年度 | 実績 | | | | | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--|--|--|--|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | | | | |
| 量の見込み【需要量】 | | 459 | 482 | 461 | 444 | 416 | 403 | | | | |
| 低学年 | | 378 | 395 | 368 | 347 | 317 | 315 | | | | |
| | 1年生 | 150 | 154 | 118 | 126 | 115 | 117 | | | | |
| | 2年生 | 129 | 137 | 140 | 108 | 115 | 105 | | | | |
| | 3年生 | 99 | 104 | 110 | 113 | 87 | 93 | | | | |
| | 高学年 | 81 | 87 | 93 | 97 | 99 | 88 | | | | |
| | 4年生 | 56 | 50 | 53 | 56 | 57 | 44 | | | | |
| | 5年生 | 17 | 28 | 25 | 27 | 28 | 29 | | | | |
| 6年生 | 8 | 9 | 15 | 14 | 14 | 15 | | | | | |
| 確保の内容【供給量】 | | 570 | 570 | 570 | 570 | 570 | 570 | | | | |
| 需要量と供給量の差 | | 111 | 88 | 109 | 126 | 154 | 167 | | | | |

確保の内容

本市においては、12箇所の放課後児童クラブにて、本事業を実施しています。

量の見込みに対して、既存施設の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

今後も、共働き家庭の増加等による保育ニーズの高まりに対応できるよう、受け入れ体制の維持・拡充に努めます。



放課後児童クラブのようす

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○● 事業の内容 ●○

保護者の疾病等の理由により一時的に養育が困難な児童を対象に、児童養護施設で児童を預かる事業です。原則、1週間以内の利用制限があります。また、令和4年度の児童福祉法改正に伴い、親子入所の実施や対象年齢の拡充等が行われています。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

（単位：人日（年間延べ利用日数））

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 0 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 確保の内容【供給量】 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

市内に本事業を実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は近隣市の施設での受け入れが円滑に行われるよう、調整を図っています。実績を踏まえた量の見込みに対して、既存施設の受け入れ体制で対応可能と想定していますが、利用対象や実施内容の拡大等を踏まえた提供体制の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター運営事業）

○● 事業の内容 ●○

乳幼児およびその保護者が交流する場所を開設し、子育てについての相談支援や情報提供、助言等を行う事業です。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

（単位：人回（年間延べ利用回数））

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 11,487 | 10,729 | 10,500 | 10,103 | 9,856 | 9,512 |
| 確保の内容【供給量】 | 11,487 | 10,729 | 10,500 | 10,103 | 9,856 | 9,512 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、市内3箇所の施設（子育て支援センター2箇所・認定こども園内1箇所）にて、本事業を実施しています。

親子がともに遊べる・学べる場や保護者同士の交流の場の提供、育児に関する相談支援等を通じて、子どもが思い切り遊べる環境づくりと保護者への支援を図っていきます。

(5) 一時預かり事業

○● 事業の内容 ●○

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育園・認定こども園等の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における一時預かり

通常の預かり時間を超えて園児を預かる事業です。利用日数の制限は設けられていません。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日(年間延べ利用日数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 16,262 | 14,636 | 13,439 | 13,100 | 12,535 | 14,658 |
| 確保の内容【供給量】 | 16,262 | 14,636 | 13,439 | 13,100 | 12,535 | 14,658 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、認定こども園にて本事業を実施しています。

現在の各園における利用実績および実施状況から、量の見込みに対して十分な確保量があります。今後も利用者のニーズに対応して、必要な受け入れを行います。

②その他の施設における一時預かり

保育園等において、未就園児童を対象に、保護者の急な用事等により、一時的に保育を必要とする児童を預かる事業です。1か月あたり、1人10日間の利用制限があります。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日(年間延べ利用日数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 1,017 | 950 | 930 | 894 | 873 | 842 |
| 確保の内容【供給量】 | 1,017 | 950 | 930 | 894 | 873 | 842 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、保育園にて本事業を実施しています。

現在の各園における利用実績および実施状況から、量の見込みに対して十分な確保量があります。今後も利用者のニーズに対応して、必要な受け入れを行います。

(6) 病児・病後児保育事業

事業の内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：実施箇所)

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容【供給量】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

本市においては、保育園1園（坂部保育園）にて、本事業（病後児保育のみ）を実施しています。

継続して病後児保育を実施するとともに、病児保育については、市内の病院等との協議・調整を行いながら、事業の実施について検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の内容

こどもの送迎や預かりなど、子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）が会員となり、地域の中で子育ての助け合いをする事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日（年間延べ利用日数）)

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 273 | 284 | 295 | 305 | 316 | 327 |
| 確保の内容【供給量】 | 273 | 284 | 295 | 305 | 316 | 327 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

登録者数が増加傾向にあることを踏まえて、量の見込みも徐々に増加していくことを見込みます。また、預かり・送迎等の支援を行う「まかせて会員」の確保を図るとともに、事業内容について詳細に周知することで、本事業の利用促進を図っていきます。

(8) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）

○● 事業の内容 ●○

基本型は、子育て家庭が保育園・認定こども園等での教育・保育や一時預かり、地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

こども家庭センター型は、保健師等の専門職が妊娠・出産・子育て期における母子保健や育児に関する悩みに対して、相談や訪問等を行い切れ目ない支援を行う事業です。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：実施箇所)

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保の内容【供給量】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、総合健康福祉センターさぎんかにて、本事業を実施しています。

基本型については、子ども子育て課内に配置した利用者支援員（コンシェルジュ）による、子育てに関する相談支援や助言を行っています。また、こども家庭センター型については、専属の専門職が妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、健康状態や養育環境の把握を図っています。

今後も保護者等が適切な子育て支援サービスを選択し、円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、支援を必要とする妊婦に対し、医療機関等の関係機関と連携しながらきめ細かな支援を行う体制の確保に努めます。

(9) 妊婦健康診査事業

〇● 事業の内容 ●〇

妊婦の健康を保持し、安全・安心な出産を行うため、妊婦に対し医療機関等で健康診査を実施する事業です。

〇● 量の見込みと確保の内容 ●〇

(単位：回 (年間延べ回数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 3,500 | 2,562 | 2,506 | 2,450 | 2,380 | 2,310 |
| 確保の内容【供給量】 | 3,500 | 2,562 | 2,506 | 2,450 | 2,380 | 2,310 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〇● 確保の内容 ●〇

妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診券を交付し、健康診査に係る費用を助成します。また、未受診者に対する受診勧奨を行います。

量の見込みは、妊婦1人あたり14回の検診実施を想定して算出していますが、妊婦全員を対象とした事業であることから、量の見込みを上回るニーズにも、対応可能な実施体制を整備します。

母親の安全・安心な出産につながるよう、母子手帳交付時やまきたまクラブ、妊婦訪問等の機会を通じて周知し、健康診査受診率の向上を図ります。



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

乳児のいるすべての家庭を訪問し、健康や発育に関する相談支援等を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人(対象者数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 245 | 183 | 179 | 175 | 170 | 165 |
| 確保の内容【供給量】 | 245 | 183 | 179 | 175 | 170 | 165 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

本市においては、保健師、助産師等の専門職が本事業を実施しています。

量の見込みは、人口推計結果に基づいて算出していますが、本事業は基本的に乳児のいるすべての家庭を対象とした事業であることから、量の見込みを上回るニーズにも、対応可能な実施体制を整備します。

本事業は、母親と保健師等が初めて会う機会であり、信頼関係を築き切れ目ない支援を行ううえでとても重要な事業です。より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について検討していきます。また、子育て支援に関する情報を保護者に伝える機会としても、本事業を積極的に活用していきます。

(11) 養育支援訪問事業

事業の内容

子育てに対する不安やストレス・孤立感等から養育支援が必要とみられる子育て家庭を保健師・保育士等の専門職が訪問し、相談支援や指導を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人(延べ事業利用者数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 56 | 53 | 50 | 48 | 45 | 43 |
| 確保の内容【供給量】 | 56 | 53 | 50 | 48 | 45 | 43 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

本市においては、家庭児童相談員1人が本事業に従事し、専門的な相談支援を実施しています。

利用実績において、専門的相談支援に対するニーズの高まりがみられたことを踏まえて、今後もより効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について検討しながら、実施体制の充実に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業の内容

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラーなどのいる家庭を訪問し、家庭が抱える悩みや不安を把握するとともに、家事・子育て等の援助、その他必要な支援を行います。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日 (年間延べ利用日数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 29 | 27 | 26 | 24 | 23 | 22 |
| 確保の内容【供給量】 | 29 | 27 | 26 | 24 | 23 | 22 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

子ども家庭支援員2名が本事業に従事し、家事・子育て等の援助を行っています。量の見込みに対して十分な確保体制があり、ニーズが想定を上回った場合についても対応できる見込みです。

(13) 児童育成支援拠点事業

事業の内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人 (年間延べ利用人数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み【需要量】 | | | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 |
| 確保の内容【供給量】 | | | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 |
| 需要量と供給量の差 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

令和7年度に第3の居場所を開設します。週3日開所し、日に7人以上受け入れる体制を整備します。

(14) 親子関係形成支援事業

○● 事業の内容 ●○

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を実施します。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人(年間延べ利用人数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 75 | 90 | 94 | 103 | 102 | 102 |
| 確保の内容【供給量】 | 75 | 90 | 94 | 103 | 102 | 102 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

年度ごとに親子関係形成のためのプログラムを計画し、専門職による講義やワークショップを実施します。無料託児サービスを実施し、参加しやすい環境を整備します。

(15) 産後ケア事業

○● 事業の内容 ●○

出産後の不安が強い母親に対し、助産師等による支援により、心身のケアや授乳へのケア、身体の回復や心のリフレッシュ等を図り、安心して育児に取り組めるよう支援します。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人日(年間延べ利用日数))

| 項目 | 年度 | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 見込み | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 90 | 99 | 96 | 94 | 92 | 89 |
| 確保の内容【供給量】 | 90 | 99 | 96 | 94 | 92 | 89 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○● 確保の内容 ●○

申請者(出産後の母親)が助産院や産婦人科へ出向く宿泊相談型、日帰り相談型と、助産師等が申請者宅へ訪問して支援をする訪問相談型を実施しています。利用希望者のニーズに応えられるよう、市内・市外の8施設(宿泊相談型：6施設、日帰り相談型：6施設、訪問相談型：5施設)と連携しています。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

事業の内容

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施します。

量の見込みと確保の内容

(単位：人回(年間延べ利用回数))

| 年度 項目 | 見込み | 推計 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 量の見込み【需要量】 | 519 | 549 | 537 | 525 | 510 | 495 |
| 確保の内容【供給量】 | 519 | 549 | 537 | 525 | 510 | 495 |
| 需要量と供給量の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容

保健師等の専門職による相談支援を、母子手帳交付時、妊娠8か月後面談、出生後の3回(見望により追加実施)にわたって実施します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○● 事業の内容 ●○

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度です。

○● 量の見込みと確保の内容 ●○

(単位：人（月の延べ利用人数）)

| 項目 | | 年度 | 推計 | | | | | |
|----------------|----|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み 【需要量】 | 0歳 | | | | 78 | 76 | 74 | 72 |
| | 1歳 | | | | 82 | 81 | 79 | 77 |
| | 2歳 | | | | 44 | 48 | 47 | 46 |
| 確保の内容 【供給量】 | 0歳 | | | | 88 | 88 | 88 | 88 |
| | 1歳 | | | | 88 | 88 | 88 | 88 |
| | 2歳 | | | | 53 | 53 | 53 | 53 |
| 需要量と 供給量の差 | 0歳 | | | | 10 | 12 | 14 | 16 |
| | 1歳 | | | | 6 | 7 | 9 | 11 |
| | 2歳 | | | | 9 | 5 | 6 | 7 |

○● 確保の内容 ●○

本市においては、令和8年度から制度開始予定です。利用ニーズの推移を踏まえながら、受け入れ体制の充実に努めます。

(18) 実費徴収に係る補給給付を行う事業

○● 事業の内容 ●○

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、通園送迎日、給食費または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

○● 確保の内容 ●○

本事業は教育・保育施設が上乘せ徴収・実費徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。国が設定する対象範囲と上限額に基づいて、助成を行います。

また、幼児教育・保育の無償化における副食費の実費徴収については、新制度未移行園に対しても同様の負担軽減を行います。

加えて、市の単独事業として、「3歳児（各年度の4月1日時点で満3歳以上を迎えているこども）以上第3子以降」に該当する園児の副食費減免を併せて実施します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○● 事業の内容 ●○

認可外保育施設やその他の事業が無償化事業を行う場合の許認可は市が行う必要があります。これを踏まえ、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

○● 確保の内容 ●○

特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態を十分に把握し、検討を行います。

また、特別な支援を必要とするこどもを受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、適正な運営の確保を前提としつつ、保護者の利便性等を勘案した給付方法を検討し、実施していきます。

第6章 計画の推進体制

1 地域社会の役割

市内のあらゆる分野における子育て支援にかかわる人が、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。

(1) 保護者の役割

保護者は、子育てについて最も重要な責任を有しています。家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと子育てについて責任を果たしていかなければなりません。また、家庭の中だけでなく保護者同士や地域の人々とのつながりを保ちながら、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。家庭、地域、子育て支援に関連する施設、こどもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中でこどもを育てていきます。

(2) 地域の役割

子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに不安や負担を抱えることなく喜びや生きがいを感じることができ、すべてのこどもが大事にされ、のびのびと成長できるよう地域全体で取り組みます。

(3) 企業（事業主）の役割

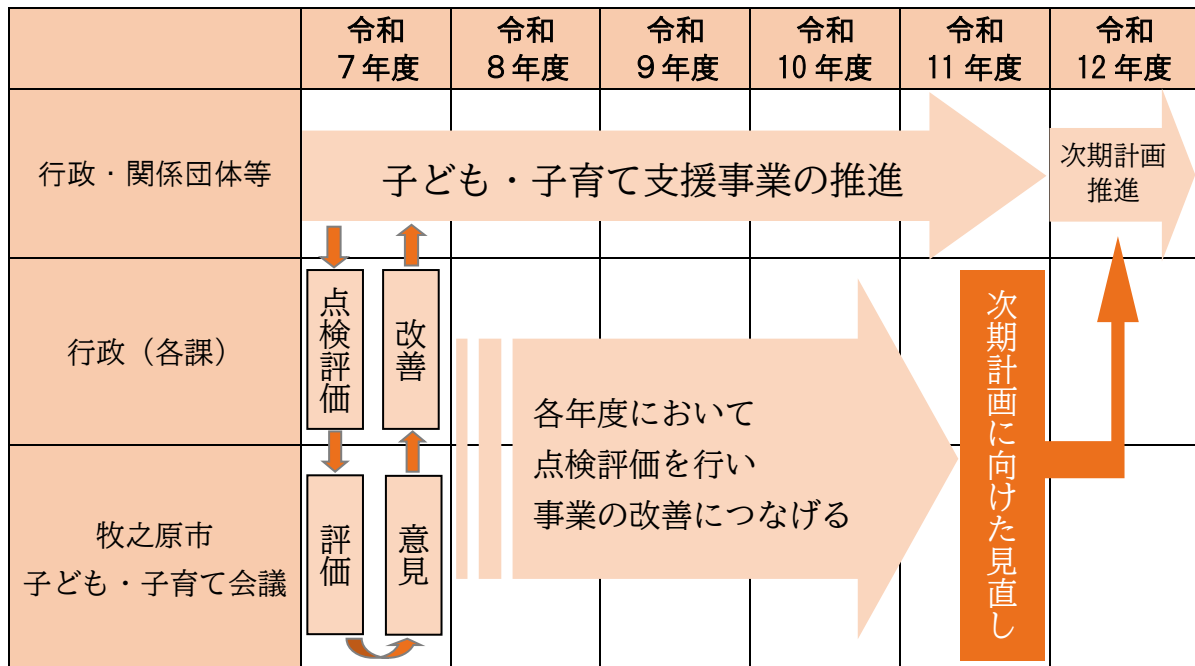
子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備に取り組みます。

(4) 行政の役割

こども・子育て支援を総合的に実施する主体として、現在の子育て家庭を取り巻く状況や地域、企業等の役割を踏まえ、子育て支援の質・量とも充実させるとともに、学校等の教育関係機関をはじめ関係機関と連携し、子ども・子育て支援事業の提供に取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく事業を着実に推進するため、各取り組みについては、毎年度、庁内の関係部局による点検・評価および牧之原市子ども・子育て会議による評価に基づき事業改善に努め、PDCAサイクルに基づく総合的・横断的な進行管理を行います。



資料編

1 用語解説

あ行

| 用語 | 内容 |
|-----------|---|
| ICT | 「Information and Communication Technology」の略で、情報処理および通信技術の総称。 |
| 青色防犯パトロール | 平成17年から運用が開始された新しい形の自主防犯パトロール。警察から、自主防犯パトロールを適正に行うことができるという認定を受けた団体が、青色回転灯を装備した自転車でパトロールをする。 |
| 医療的ケア児 | NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。 |
| 上乗せ徴収 | 施設・事業者が、保護者から教育・保育の質の向上のために必要な支払いを受けること。特定負担額ともいう。（例：国や自治体で定めた教職員配置基準を超えて配置したときの人件費、施設の環境維持・向上のための費用等）。 |
| MR1期 | 1歳代で1回接種するMR（麻しん風しん混合）ワクチン。 |
| M字曲線 | グラフの形がアルファベットの「M」のような形に見えること。 |

か行

| 用語 | 内容 |
|-------------|---|
| キャリア教育 | こども・若者の社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。 |
| 協働 | 市民や団体、行政等、複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携を図り同じ目的へ向かって活動すること。 |
| 構音障がい | 口腔・舌・咽頭等の発生発語機関のどこかに運動障がいが起こり、誤った発音となる障がい。 |
| 合計特殊出生率 | 一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する値。この数値が2.07（人口置換水準）を下回ると、将来人口が減少していくと考えられている。 |
| コーホート変化率法 | 「コーホート」は、同じ年や同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。 |
| 国民生活基礎調査 | 全国の世帯および世帯員を対象に、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査するもの。 |
| 子ども・子育て関連3法 | 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法」のこと。 |

| 用語 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 子ども・子育て支援新制度 | 子ども・子育て関連3法に基づいた、教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充および質の向上を目的とした制度。 |
| 子ども・子育て支援法 | こどもおよびこどもの養育者に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。令和6年に改正された。 |
| 子ども・若者育成支援推進法 | 日本国憲法および児童の権利に関する条約の理念にのっとり、その他の関係法律による施策と相まって、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。 |
| こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 | 日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約およびこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とした法律。 |
| こどもの権利擁護 | 児童福祉法第1条では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」としており、また、同法第3条では、これを「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」としている。 |
| こどもの貧困率 | 17歳以下のこどものうち、一定基準を下回る手取り所得の家庭で育つこどもの割合。一定基準を下回る手取り所得とは、国民生活基礎調査に準じて、同調査の世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割った所得の中央値の2分の1である。 |
| 子ども110番の家 | 本市では、牧之原警察署と連携して、不審者等に遭遇した場合にこどもたちが駆け込むことができる民家、事務所、店舗等の緊急避難先を市内全域に設置し、「子ども110番の家」としている。 |
| こども基本法 | こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本の法律。令和4年に成立し、令和5年に施行された。 |
| コミュニティ・スクール | 学校と保護者や地域住民がともに力を合わせて学校運営に意見を反映させることにより、「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政法第47条の6に基づいた仕組み。 |
| CSD（コミュニティスクールディレクター） | 学校運営協議会の運営や学校運営協議会委員との連絡・調整などを行う者。 |
| コンシェルジュ | 特定の分野や地域情報等を紹介・案内する人。本計画記載の利用者支援事業（コンシェルジュ）は、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等の地域子ども・子育て支援事業やさまざまなサービスから、こどもや保護者が適切にサービスを選択肢、利用することができる情報提供を行う。 |

さ行

| 用語 | 内容 |
|--------------|--|
| 里親 | さまざまな理由から親元で生活することのできない子どもを、児童福祉法に基づき自分の家庭に迎え入れ、子どもの成長のために大切な愛情や理解をもって養育する者。 |
| サロン | 地域で子どもと保護者、高齢者、障がいのある人などがふれ合い、つながりを深める居場所。住民が主体的に運営する。 |
| 自己肯定感 | どんな自分も受け入れ、自分の価値を感じ、自己承認できる力。自己肯定感が高いと自分に自信が持て、何事にも意欲的に取り組むことができる。 |
| しずおか子育て優待カード | 18歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の方が優待カードを協賛店舗・施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた「応援サービス」を受けられることができる事業。 |
| 次世代育成支援対策推進法 | 次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。令和6年に改正された。 |
| 児童館 | 児童福祉法第40条に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進、または情操をゆたかにすることを目的とする施設。18歳未満の子どもが自由に利用することができる。 |
| 児童養護施設 | 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する児童福祉施設。 |
| 社会福祉協議会 | 地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核としてさまざまな活動を行う非営利の民間組織。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。略して「社協」と呼ばれる。 |
| 就学奨励費 | 小中学校の特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、学校教育に係る費用の一部を援助するもの。 |
| 重症心身障がい | 重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。 |
| スクールガードリーダー | 学校安全ボランティアの活動として、あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内、通学路等の巡回パトロールや危険個所の監視を行うもの。 |
| 生活困窮者 | 生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。ただし、経済的な問題だけでなく、社会的な孤立などの複雑な課題を抱え、現行の制度のみでは自立支援が難しい人を指す。 |
| 生活保護 | 資産や能力等を活用するものの生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。 |

| 用語 | 内容 |
|-------|---|
| 相対的貧困 | 母集団の生活水準や経済環境と比較して困窮している状態、世帯の所得が母集団の等価可処分所得（世帯の生活水準）の中央値の半分（貧困線）に満たない状態。 |

た行

| 用語 | 内容 |
|-----------|---|
| 待機児童 | 希望する保育所に入所申請し、入所要件に該当しているものの、定員などの関係で入所することができない児童。 |
| つながるシート | シートは、将来親になる中・高・大学生を対象としたものや乳幼児、小中学生の親等を対象としたものがあり、それぞれ項目別に数枚のシートがある。項目には、生活習慣、親の心構え、規範意識、家庭学習、ネット社会等、子育てや家庭教育について保護者の関心が高いものを取り入れた。 |
| 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する認定こども園・幼稚園・保育所。 |
| 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業として確認する事業。 |
| 特別支援教育 | 障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う適切な指導および支援。 |

な行

| 用語 | 内容 |
|------|---|
| 軒先運動 | 牧之原市独自の事業。登下校時間帯における防犯パトロール、家の前（軒先）や通りに出て子どもたちを見守る活動。 |

は行

| 用語 | 内容 |
|--------------|--|
| バイリンガル相談員 | 電話相談における母国語での対応、学校訪問による適応指導や保護者面談時の通訳をする相談員。小学校等で活動している。 |
| 発達障がい | 脳機能の発達に関係する障がい（例：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい など）。 |
| P D C A サイクル | Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めるという概念。 |
| ファシリテーター | 会議やプロジェクト等の集団活動等において、中立的な立場からスムーズな進行の舵を取り、よりよい結論に到達するよう導く者。 |
| ペアレントプログラム | 子育てに不安を感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけるためのプログラム。 |

ま行

| 用語 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 牧之原市学校再編計画 | 計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間。市立小学校8校、市立中学校2校を対象とし、教育環境を整備するとともに、魅力的な学校をつくるために必要な学校像、再編の考え方、実現のための方策、施設の機能等を定める計画。 |
| 牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画 | 市立小学校8校および中学校2校を、9年間の課程を一貫して行う義務教育学校2校に再編するにあたり、学校施設整備に必要な学校のコンセプト、整備方針、施設計画、配置等の設計に係る基本的な考え方を示す計画。令和6年に策定。令和15年度の開校を目指す。 |
| 牧之原市教育振興基本計画 | 牧之原市教育大綱の理念や教育目標の下の計画。計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間。 |
| 牧之原市教育大綱 | 牧之原市および学校組合の教育、学術および文化の振興に関するさまざまな施策について、その根本となる考え方や目標を示すもの。教育大綱の期間は、第3次牧之原市総合計画と同様で、令和12年度まで。 |
| 牧之原市障がい児福祉計画 | 児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画。牧之原市第3期障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。障がい児に対する障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標数値と必要なサービス見込み量を定める計画。 |
| 牧之原市総合計画 | 牧之原市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を総合的・体系的に取りまとめた計画。令和4年策定の第3次牧之原市総合計画では、「RIDE ON MAKINOHARA 夢に乗るまち 牧之原」「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」というまちづくりの理念（将来都市像）が掲げられており、そのまちづくりの理念を実現するための施策が示されている。計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間。 |
| 牧之原市地域福祉計画（地域福祉活動計画） | 社会福祉法の第107条に規定する市町村地域福祉計画。第4次牧之原市地域福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間。地域における高齢者福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を示す計画。 |
| 牧之原市保育園等施設マネジメント計画 | 教育・保育環境の向上を目的として、公立保育園等の運営、適正配置など基本的な方向性を示す計画。計画期間は、令和2年度から令和9年度までの8年間。 |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員は、地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で訪問や相談、必要な援助など、あらゆる支援を行う者。厚生労働大臣から委嘱されている。 児童委員は、地域のこどもが元気に安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で見守り活動や子育ての相談、必要な援助など、あらゆる支援を行う者。民生委員と児童委員は兼務する。 |

や行

| 用語 | 内容 |
|-------------|---|
| ヤングケアラー | 家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来なら大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子ども。通学や仕事に影響が生じていることがある。 |
| ユニバーサルデザイン | 「すべての人のためのデザイン」を意味し、子どもから高齢者、障がいの有無、性別、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。 |
| 養育支援 | 育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対し、子育て経験者による育児・家事の援助または保健師による具体的な子育てに関する指導・助言を実施すること。 |
| 幼児教育・保育の無償化 | 幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の利用料が無料になること。 |
| 要保護児童 | 保護者のいない児童、または保護者に監護・保護させることが不相当であると認められる18歳未満の子ども。 |
| 余裕教室 | 現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に普通教室として使用されないと考えられる教室。 |

ら行

| 用語 | 内容 |
|---------|--|
| ライフデザイン | 将来、どのような人生を送りたいかという生き方に関する構想。 |
| 療育 | 障がいのある、またはその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や特性に応じて身体的・精神的機能の適正な発達を促し、将来の自立と社会参加を目指し支援すること。 |
| 量の見込み | その事業の利用状況やニーズ調査等から把握する需要量の見込み。 |

2 第2期計画の評価（詳細）

基本目標1 愛情をもって 子どもや子育て世帯を 地域で見守り支援する

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|-----|-----------------------------|--|--|--|---|------|---------------|
| 1-① | 通常保育事業(保育) | 定員1,259人 (待機児童ゼロ) | 定員1,259人 (待機児童ゼロ) | 定員1,062人 (待機児童ゼロ) | 保育を必要とする子どもに適切にサービスを提供するため待機児童ゼロを継続する。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-② | 通常保育事業(教育) | 定員610人 (待機児童ゼロ) | 定員610人 (待機児童ゼロ) | 定員292人 (待機児童ゼロ) | 教育を必要とする子どもに適切にサービスを提供するため待機児童ゼロを継続する。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-③ | 延長保育事業 | 99人 | 100人 | 213人 | 4施設にて標準保育時間(11時間)を超えて延長保育を実施している。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-④ | 一時預かり事業(保育) | 延べ利用者数 1,191人 (利用希望者は すべて受入済) | 延べ利用者数 1,191人 (利用希望者は すべて受入済) | 延べ利用者数 1,191人 (利用希望者は すべて受入済) | 4施設で基幹的に一時預かり事業を実施。 利用者数が減少しているが、ニーズには対応している。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-⑤ | 低年齢児保育事業 | 1園実施 | 2園実施 | 1園実施 | 低年齢児保育ニーズは高くないが、保護者の希望により施設を選択できるように体制を検討していく。 | C | 子ども子育て課 |
| 1-⑥ | 病児病後児保育事業 (病後児保育) | 病後児保育のみ 実施 | 継続 | 継続 | 病後児保育と1施設で実施している。 | B | 子ども子育て課 |
| 1-⑦ | 放課後児童クラブ運営事業(放 課後児童健全育成) | 全小学校で実施 (うち1校で共同実施) 約500人 (小1～小6) | 全小学校区単位で 施設を設置 | 全小学校(9校)に 12箇所(18支援単 位)を設置運営 | 利用希望者の受け入れ増加に対応し、待機児童ゼロを 継続している。 | B | 子ども子育て課 |
| 1-⑧ | 保育士研修事業 | 年20回 | 年20回 | 年23回 | 保育士の資質向上を図るため、研修会等を継続する。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-⑨ | 園巡回訪問事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 園生活に適切にくい園児への関わり方や、園・家庭での 具体的な対応方法等を助言し、早期支援及び虐待予防 につながる年中児以下巡回訪問と、就学にあたり支援が 必要と思われる園児の観察、聞き取りを行い、就学支援 へつなげる年中児巡回訪問を実施。 | B | 福祉相談課 |
| 1-⑩ | 公立保育園等施設マネジメント 検討事業 | 保育園等施設マネ ジメント計画を策定 | 計画に基づき施設 の民営化、適正配 置等の実施 | 計画に基づき施設 の民営化、適正配 置等の実施 | 計画に基づき施設の民営化、適正配置等を実施して いく。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-⑪ | 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) | 拠点4箇所 移動5箇所 | 拠点4箇所 移動5箇所 | 拠点3箇所 | さざんか内子育て支援センター榎原、ミルキウエイスク エア内子育て支援センター相良「あそぼっと」、みのり子 育て支援センターの3箇所を開設。 | B | 福祉相談課 |
| 1-⑫ | 児童館運営事業 | 2館 | 2館 | 1館 | 開所は1館(榎原児童館)。相良児童館が、子育て支援 センター相良「あそぼっと」に統合される形で閉館した。 | B | 福祉相談課 |
| 1-⑬ | コミュニティ施設開放事業 | 実施 | 継続 | 継続 | コミュニティ施設は、一般予約のほか、放課後児童クラブ でも利用している。 | A | 管理検査課 |
| 1-⑭ | しずおか子育て優待カード 普及事業 | 協賛店164店舗 | 協賛店165店舗 | 協賛店141店舗 | 市内協賛店が閉店等により減少傾向にある。 | B | 子ども子育て課 |
| 1-⑮ | ファミリーサポートセンター事業 | 会員数208人 | 会員数250人 | 会員数293人 (6月25日時点) | R5支援数286件。会員数、支援数共に増加傾向。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-⑯ | 子育て支援セミナー開催事業 | 参加者87人 | 参加者135人 | 参加者75人 | 育児における不安・負担軽減等を目的に、ペアレントプロ グラム(アゲイン)や、市民セミナーを実施した。 | B | 福祉相談課 |
| 1-⑰ | 利用者支援事業 (コンシェルジュ) | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | さざんか内に設置。教育・保育・保健その他の子育て支 援を円滑に利用できるよう、相談・助言を行う体制を 整備。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-⑱ | 子育てだいいょうぶつく作成事業 | 発行1,500部 | 発行1,500部 カラー化 | カラー版冊子 1,200部+ 電子版配布 | 冊子版に加え、電子版に対応した。 | A | 子ども子育て課 |
| 1-⑲ | 乳児家庭全戸訪問事業 | 279人 (実施率100%) | 実施率100% | 【令和5年度】 184人 (実施率99.5%) | 生後4か月までに全戸訪問を実施し、児の発育状況、 母の心身の状況の確認のほか、他の取組への展開を 実施。 | A | 健康推進課 |
| 1-⑳ | 育児相談事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 子育て支援センター榎原、子育て支援センター相良「あ そぼっと」、榎原児童館の3施設において、専門職を配置 し、相談できる体制を整えている。 | B | 福祉相談課 |
| 1-㉑ | 福祉総合相談事業 (社会福祉協議会事業) | 実施 | 継続 | 継続 | 社会福祉協議会の福祉総合相談において、子育て世帯 に関する相談に対応し、関係機関と連携を図っている。 | C | 社会福祉課 (社協) |
| 1-㉒ | 家庭児童相談事業 | 相談員6人 | 相談員6人以上 | 相談員7人 | 社会福祉士2名、保健師1名、家庭児童相談員1名、女 性相談支援員1名、事務職員2名の計7名を配置。さら に課内の臨床心理士1名と連携し、児童虐待やDVに関 する相談に対応している。 | B | 福祉相談課 |
| 1-㉓ | 子ども家庭総合支援拠点事業 | 未設置 | 1箇所設置 | 1箇所設置 | 子どもや妊産婦の福祉に関し、実情把握や情報提供を 行い、家庭その他からの相談に応じる。今後は、こども家 庭センター設置により、専門的な知識を有する職員が連 携しながら個々の家庭状況に応じた相談や支援を行って いく。 | B | 福祉相談課 |
| 1-㉔ | 子ども自然体験推進事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 市内の全小学校生徒を対象に、土曜日の教育活動として 、「子どもまきのほら塾」を開講し、その中で3つ程度の 自然体験学習を開催している。 | B | 社会教育課 |
| 1-㉕ | 職場見学・就業体験事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 職場体験は中学校3校で、2年生を対象に実施してい る。榎原中・相良中は60か所、牧之原中は15か所程度 の市内企業等に協力をいただいている。 | B | 学校教育課 |

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|------|-----------------|----------------|---------------|---------------|---|------|------------------|
| 1-26 | 青少年健全育成事業 | 実施 | 継続 | 継続 | (あいさつ運動)各年2回(7月、11月)に市内小中学校の正門や裏門で登校時に実施。 (軒先運動)軒先ボランティアが各個人で実施できる場所に立ち児童生徒を見守る。 (防犯ハトロール)花火大会、祭典、夏季冬季に登録車両を利用し、青少年健全推進員らと夜間ハトロールの実施。平日昼間は、職員がハトロール登録車両に乗車する際にハトロールを実施。 | A | 社会教育課 |
| 1-27 | 防犯体制整備事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 新1年生に防犯ブザーを配付し、低学年を中心に防犯について実践的に学んでいる。また、スクールガードリーダーと打合せを行い、校区内の防犯上危険個所について検討を行っている。 | B | 学校教育課 |
| 1-28 | 青色防犯ハトロール事業 | 実施(週2回) | 継続 | 継続 | 小中学生の下校時間帯(15時から16.30頃)の青ハトロールの防犯ハトロールを実施している。 | A | 危機管理課 |
| 1-29 | 危険箇所情報提供事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 警察と連携し、市の広報紙やまきはらTeaメール等を通じて、犯罪や事故が発生した危険な場所の情報を提供している。 | A | 危機管理課 |
| 1-30 | 健康被害防止啓発事業 | 実施 | 継続 | 継続 | タバコの害や薬物防止について、小中学校の授業の中で指導している。また、学校保健委員会でも取り扱って啓発に取り組んでいる。さらに薬学講座を小中で実施して、被害防止の啓発をしている。 | A | 学校教育課 |
| 1-31 | 商店等立入り調査事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 青少年の深夜利用について、コンビニ、書店等の商店立入り調査を実施している。 | A | 社会教育課 |
| 1-32 | 「子ども110番の家」設置事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 子ども110番の家の設置状況、更新状況を毎年確認し、学校の授業にて周知と場所の確認を行っている。 | B | 学校教育課 |
| 1-33 | 交通安全啓発事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 牧之原警察署と連携し、交通安全教室を市内全小中学校で行っている。 | A | 学校教育課 |
| 1-34 | 交通安全施設整備事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 交通安全施設(カーブミラー、区画線、安全策等)の設置、設備を進める。 | B | 建設課 |
| 1-35 | 生活道路整備事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 通学路等の道路・歩道の整備や補修を行う。 | B | 建設課 |
| 1-36 | 地域活動参加促進事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 地域防災訓練や地域の祭典、清掃・奉仕活動への小中学生、高校生の参加を促している。 | B | 学校教育課 |
| 1-37 | スポーツ推進事業 | 5事業 | 年13事業 | 年16事業 | スポーツ協会で開催している子ども向けの体操教室や学校行事などにスポーツ推進委員と出向き、スポーツを体験できる場を提供している。また、多目的体育館にキッズルームを設置し、幼少期から身体を動かし、スポーツに繋がる体験ができる場所を提供している。 | A | スポーツ推進課 |
| 1-38 | 子育て支援グループ育成事業 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 福祉関係団体活動費補助金交付等により子育て支援グループを支援している。 | B | 子ども子育て課 福祉相談課 |
| 1-39 | 民生委員児童委員声掛け事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 民生児童委員が積極的に子育て家庭に声かけを行い、相談や支援を行っている。 | B | 社会福祉課 |
| 1-40 | 多様なサロン事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 新型コロナウイルスで一時的活動ができない団体が多かったが少しずつ活動が再開されている。 | D | 社会福祉課 (社協) |

基本目標2 誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくり

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|------|---------------------|---|---------------|---|---|------|---------------------------|
| 2-1 | 子育て支援連携システム事業(まきはぐ) | 実施 | 継続 | 継続 | 「まきはぐ」加入率約91%、メール機能、総合サイト機能にて情報発信を行っている。 | B | 子ども子育て課 健康推進課 学校教育課 |
| 2-2 | 未来のババママ子育て体験事業 | 実施 | 充実 | 市内3校(計10クラス)で実施 | 中学3年生を対象に、赤ちゃんとふれ合い、命の大切さを学ぶ機会を提供している。 | B | 健康推進課 福祉相談課 |
| 2-3 | 子育て支援セミナー開催事業(再掲) | 参加者87人 | 参加者135人 | 参加者75人 | (再掲)1-16 | B | 福祉相談課 |
| 2-4 | まきたまクラブ | 初妊婦参加率42% | 初妊婦参加率50% | 【令和5年度】初妊婦参加率50.70% | 必要な育児知識・技術、父親の育児参加の必要性を学ぶための講座を開催している。 | B | 健康推進課 |
| 2-5 | 子育てサポーター養成事業 | 登録サポーター59人 | 登録サポーター200人 | 登録サポーター51人 | 子育てセミナーのファシリテーターやセミナー開催時の託児サポーター等、気軽に応援できるサポーターを育成していく。 | C | 福祉相談課 |
| 2-6 | 乳児家庭全戸訪問事業(再掲) | 279人(実施率100%) | 実施率100% | 【令和5年度】184人(実施率99.5%) | (再掲)1-19 | A | 健康推進課 |
| 2-7 | 育児相談事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)1-20 | B | 福祉相談課 |
| 2-8 | 妊娠出産包括支援事業 | 実施 | 継続 | 介入率100% | 母子手帳交付時から高リスクの母を抽出し、分娩前に各機関と連携体制を整備する。R4より子育て応援交付金事業による経済的支援と伴走型支援により切れ目ない体制となった。 | A | 健康推進課 |
| 2-9 | 妊婦訪問事業 | 実施 | 継続 | 【令和5年度】85件(85.9%) | 第1子の妊婦全員と母子健康手帳交付時に訪問の必要性があると判断した妊婦を対象に実施。 | B | 健康推進課 |
| 2-10 | 医療体制整備事業・地域医療対策事業 | 休日当番医の実施 救急医療センターによる夜間診療の実施 榑原総合病院における小児診療の充実 | 継続・充実 | 休日当番医の実施 救急医療センターによる夜間診療の実施 榑原総合病院における小児診療の充実 | 榑原総合病院の小児科は常勤医師が3名となり、医療体制の整備は進んでいる。 | B | 健康推進課 (地域医療室) |
| 2-11 | 地域医療振興事業 | 医師の招へい | 診療所の開業 | 令和5年度までで補助金3件交付 | 医師等が開業するための資金を助成(計画期間中実績3件)。 | B | 健康推進課 (地域医療室) |
| 2-12 | 多子世帯経済的負担軽減事業 | 保育料軽減事業実施 | 幼児教育・保育無償化に移行 | 就学前児童の第3子以降の副食費免除 | 就学前児童の第3子以降の副食費免除を実施(市独自)。 | C | 子ども子育て課 |

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|------|-----------------------------|--|-------------------|----------------------------|---|------|--------------|
| 2-13 | 児童手当支給事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 児童手当法改正に伴い、R.6.10から対象年代や金額が拡充となる。 | A | 子ども子育て課 |
| 2-14 | 子ども医療費助成事業 | 実施 (個人負担:なし) | 継続 | 継続 | 18歳年度末までの児童の通院費、入院費を助成(自己負担無し)。 | A | 子ども子育て課 |
| 2-15 | 不妊治療費助成事業 | 実施 | 継続 | 36件: 3,579,975円 | 令和4年4月から、不妊治療が保険適用となったが、保険適用後の自己負担分及び先進治療費を助成している。 | A | 健康推進課 |
| 2-16 | 妊産婦健康診査事業 | 実施 | 継続 | 該当者に100%の周知・受診勧奨 | 妊婦健診を着実に実施し、妊婦の不安等について、医療機関と連携し対応した。 | A | 健康推進課 |
| 2-17 | 妊産婦通院等支援事業 | 実施 | 継続 | 【令和5年度】 180人 | 市内の産科病院休診に伴う対応として、妊産婦の通院等に要する費用の一部を助成している。 | A | 健康推進課 |
| 2-18 | 特別支援教育就学奨励事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 特別支援学級在籍児童生徒全員の保護者に就学奨励費の制度案内及び申請依頼を行い、必要な家庭に特別支援教育就学奨励費を助成している。 | A | 教育総務課 |
| 2-19 | 労働環境整備事業 | 実施(各企業を訪問して啓発) | 実施(各企業を訪問して啓発) | 実施 (右記①～③) | 市内企業等に対し、育児・介護休業等の制度や法改正情報の提供と普及啓発に努める。 ①商工会等を通じて各企業へ啓発 ②無料経営相談に社会保険労務士を追加(R5～) ③男性労働者の育休支援給付金制度を新設、併せて制度周知のため市内企業へ社会保険労務士を無料派遣(R6～) | B | 商工企業課 |
| 2-20 | ファミリーサポートセンター事業(再掲) | 会員数208人 | 会員数250人 | 会員数293人 (6月25日時点) | (再掲)1-15 | A | 子ども子育て課 |
| 2-21 | 放課後児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成)(再掲) | 全小学校で実施 (うち1校で共同実施) 約500人 (小1～小6) | 全小学校区単位で施設を設置 | 全小学校(9校)に12箇所(18支援単位)を設置運営 | (再掲)1-7 | B | 子ども子育て課 |
| 2-22 | 延長保育事業 | 3園 | 3園 | 4園 | (再掲)1-3 | A | 子ども子育て課 |
| 2-23 | 一時預かり事業(教育) | 4園 (延べ21,403人) | 4園 (延べ16,242人) | 4園 (延べ14,868人) | 市内4箇所で開催。利用ニーズを考慮しながら体制を整備していく。 | A | 子ども子育て課 |
| 2-24 | 地域情報共有推進事業(マキココ) | 実施 | 実施 | 実施 (Instagram) | Instagramフォロワー数2,200人。情報発信ツールが多様化している中で、マキココとしての独自性を確立したい。 | B | 子ども子育て課 |
| 2-25 | 子育てだいいじょうぶつく作成事業(再掲) | 発行1,500部 | 発行1,500部 カラー化 | カラー版冊子 1,200部+ 電子版配布 | (再掲)1-18 | A | 子ども子育て課 |
| 2-26 | 公園緑地管理事業 | 実施 | 継続 | 継続 | R2ふるさと体験の森(ゆうゆうらんど)の北側に多目的広場を整備、R3榎原公園森林整備工事、R5小堤山公園展望台遊具設置工事。時代に合わせながら、引き続き「公園機能の充実」と「安全性の向上」に努めている。 | B | 公園公共建築課 |

基本目標3 子どもの確かな学力と健全な心を育む教育の充実

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------|---------------|---|------|----------------|
| 3-1 | 特別支援教育推進事業 | 言語聴覚士1名 臨床発達心理士 1名 | 継続 | 継続 | 発達障害の専門家が、各小中学校5回程度、年長児各園1回程度、巡回相談を実施している。 | B | 学校教育課 |
| 3-2 | 適応指導教室推進事業 | 教育相談員、 巡回相談員 計4名 | 継続 | 継続 | 榎原庁舎西館2階に、フルールを設置し、相談事業を実施した。R5年度相談件数3118件。小学生10名、中学生11名、年間延べ1004日の来室があった。 | B | 学校教育課 |
| 3-3 | いじめ問題対策連絡協議会 | 実施 | 継続 | 継続 | スクールソーシャルワーカーを講師として、いじめが発覚した時のアセスメントや校内体制でどのように取り組むことが必要か、また連携する機関についての情報などを実習形式で行った。 | B | 学校教育課 |
| 3-4 | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 2名 1名は県費 | 継続 | 継続 | 専門的な資格(社会福祉士、精神保健福祉士)を有する3名をスクールソーシャルワーカーとして配置。スクールソーシャルワーカーからの助言で、学校はケース会議の方向付けや支援児童、保護者への対応などが適切に行えた。 | A | 学校教育課 |
| 3-5 | 児童放課後学習支援事業(放課後子ども教室) | 実施 | 継続 | 継続 | 市内の小中学校(12校)において、事業を実施。一年間の延べ参加児童・生徒数は、小学校で約3000人、中学校で約850人であり、多くの児童・生徒が基礎、基本の定着を目指して指導を受けた。 | B | 学校教育課 |
| 3-6 | 言語指導事業(ことばの教室) | 実施 2校 | 継続 | 継続 | 構音障がい等を抱える園児を対象に発音訓練、言語指導を行い、就学後の学習が適切に実施できるよう支援することを目的に、相良小学校及び川崎小学校の2箇所で開催している。 | B | 学校教育課 |
| 3-7 | 外国人児童生徒教育支援事業 | バイリンガル相談員 4名 | 充実 | 充実 | 市内小中学校に、バイリンガル相談員を配置し、外国籍児童生徒(主にブラジル籍)の授業での日本語支援及び学習支援、保護者との相談活動及び面談の通訳及び学校からの通知等の翻訳業務を行った。 | B | 学校教育課 |
| 3-8 | 学校図書館司書配置事業 | 4名 | 継続 | 継続 | 学校図書館司書を5名配置し、図書館整備、貸出業務や授業支援等を行っている。 | B | 学校教育課 |
| 3-9 | 子どもの学びを共有できる場の創設・コミュニティスクールの体制構築と連携 | CS学習会実施 ・モデル校募集 ・モデル校立ち上げと準備会実施 | 充実 | 継続 | 令和4年度までに市内全小中学校にコミュニティー・スクールが設置され、各CSDが中心となり学校のニーズや各地域の実態に即した実践がなされている。 | B | 学校教育課 社会教育課 |

第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|------|--------------------|-----------------------------------|--|---|--|------|----------------|
| 3-10 | 小中一貫教育のためのプログラム | 外国語活動とICT教育において9年間で育みたい生徒の姿や能力の共有 | 充実 | 「牧之原市版9年間のカリキュラム」全教科分の完成 | (1)「学びと育ちをつなぐ小中連携事業」として、令和2-3年度牧之原地域、令和3-4年度榛原地域、令和4-5年度相良地域に研究指定をし、めざす子ども像や学校像の共有を図ったり、授業改善に向けた合同研修会を開催したりすることを通して、小中一貫教育を推進する研究を行った。 (2)牧之原市教職員夏季合同研修会を開催し、(1)の研究指定発表や教育講演会を催し、小中一貫教育を推進するために必要な先進的な知識を獲得する場を設けた。 (3)9年間の教科の学びを「次代を切り拓く力」の資質・能力の面から捉えなおした「牧之原市版9年間のカリキュラム」を令和2年度から順次作成し、令和5年度までに全教科を作成した。 | B | 学校教育課 |
| 3-11 | 本に親しむ環境整備事業 | 12校 105回 | 継続 | 継続 | 図書交流館「いこっと」では、令和5年9月より月に1回の定例おはなし会を開催している。また、市内各地で活動する読み聞かせボランティアは令和5年度の実績で35カ所、126回のおはなし会を開催した。 | B | 社会教育課 |
| 3-12 | 図書館機能拡充事業 | 新規に設置した図書館協議会等の意見を参考に検討を進めている | 図書館の具体的な機能の拡充を図る | 施設整備は令和5年度に完了し、令和6年度からはサービス面を強化していく | 令和3年度の図書交流館「いこっと」開館と図書館オンラインシステムの導入、令和6年度の文化の森図書館「いろ葉」が開館したことで、図書館の機能が大きく拡充された。 図書交流館来館者数、貸出冊数実績 令和3年度 114,560人 77,957冊 | A | 社会教育課 |
| 3-13 | 学校施設大規模改修事業 | 実施 | 全校完了予定 | 全校完了 | 令和2年度に細江小、令和3年度に川崎小A・B棟の大規模改修事業が完了し、これをもって全校の大規模改修が完了した。 | A | 教育総務課 |
| 3-14 | 学校再編事業 | 実施 | 継続 | 継続 | ・令和4年3月に「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画～学校再編計画～」を策定し、市立小中学校10校を再編し2校の義務教育学校を設置する。(検討期間:令和元年度～令和3年度) ・令和6年1月に「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」を策定し、2校の学校の場所、開校時期、コンセプト、施設整備内容を定めた。 | B | 学校再編推進室 |
| 3-15 | 英語力サポート事業 | ALT4人 | 継続 | 継続 | ALTについて、各小中学校に5名を計画的に配置している。イングリッシュ・キャンプは、ALTとの交流を含めた活動を毎年実施している。参加者は、小学5・6年生を対象に30人程度集めている。 | B | 学校教育課 |
| 3-16 | 理科支援員配置事業 | 4人 | 継続 | 継続 | 令和元年度から4人体制で、全ての小学校へ支援員を配置できている。 | B | 学校教育課 |
| 3-17 | ICT活用推進事業 | プロジェクター68セット、教室用Wi-Fi整備 | プロジェクター全教室整備完了 Wi-Fi整備完了 PC室整備完了 | 一人1台端末の導入 ICT支援員の配置 校内Wi-Fi整備、 モバイルWi-Fiルーター整備 | (1)一人1台端末の導入に加え「Google Workspace for Education」「コラボノートEX」「eライブラリアドバンス」等を活用した協働型・双方向型の授業への授業改善を図った。 (2)ICT支援員を配置し、教職員に対し、ICT機器の使い方や管理をサポートした。また、各校の活用事例をデータベース化し、共有による活用を促した。 (3)ICT研究員研修会を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体化に向け、一人1台端末の効果的な活用方法を協議し、授業改善を促した。 (4)マキノハラボを講師に招聘し、プログラミング授業を実施、地元企業を活用しプログラミング教育を推進した。 (5)校内Wi-Fi環境を整備したことで、授業場面における一人1台端末の積極的な活用につながった。また、モバイルWi-Fiルーターを整備したことで、校内Wi-Fiネットワーク外の特別教室や校外学習等でも一人1台端末が活用されるようになった。 | B | 学校教育課 |
| 3-18 | 学習支援サポーター配置事業 | 10校 19人 | 充実 21人 | 【令和5年度】 20人 | 令和5年度は、学習支援サポーターを各校1名から3名配置し、市内合計20名となり、個に応じたきめ細かい支援を行った。 | B | 学校教育課 |
| 3-19 | 学校支援地域本部事業 | コーディネーター 2人 | 継続 | 継続 | 地域と学校の連携によるより良い教育環境の整備を図る。 | C | 社会教育課 |
| 3-20 | 家庭教育学級推進事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 小中学校1年生の保護者に向けた、家庭教育している実施者に向けた事業。子育て中の、同じ世代の子を持つ親の悩みが共感できるであろう仲間づくりの場としても活用してほしい狙いがある。 | A | 社会教育課 |
| 3-21 | つながるシート活用促進事業 | 実施 | 継続 | 継続 | つながるシートを活用し、親同士が集い、学ぶことにより家庭教育の向上を図る。 | D | 社会教育課 |
| 3-22 | こどもがつくるまち事業 | 510人 | 410人～510人の 範囲内を維持 | R5参加者200人 R6.8.25実施予定 | 仮想都市で社会の仕組み等を学ぶことで、子どもたちの自主性や主体性を育てる事業で、毎年8月最終日曜日に開催している。 | A | 社会教育課 |
| 3-23 | 未来のパパママ子育て体験事業(再掲) | 実施 | 充実 | 市内3校(計10クラス)で実施 | (再掲)2-② | B | 健康推進課 福祉相談課 |
| 3-24 | 学校でのこころの教育 | 実施 | 継続 | 継続 | 道徳教育を推進し、他者を思いやる心や規範意識・情報モラルなど資料や学校で起こる様々な場を想定して教育を行っている。その中で自分の命を大切にすることを扱い、悩みがあった時は、学校教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどへ相談できる体制を整備している。 | B | 学校教育課 |
| 3-25 | 自己肯定感を高める取組 | 実施 | 継続 | 継続 | 子どもが地域行事に参加し、学校以外で自分の役割を見つけられる機会をつくる取組。 | B | 学校教育課 |

基本目標4 すべての子どもが 安心・安全に のびのびとすごせる環境づくり

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|-----|---|--|---------------|----------------------------------|--|------|---------------------------|
| 4-① | 子育て支援連携システム事業 (まきはく)(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)2-① | B | 子ども子育て課 健康推進課 学校教育課 |
| 4-② | 妊産婦健康診査事業 | 初回受診率 99% | 初回受診率 99% | 初回受診率 98.9% | (再掲)2-⑩ (目標等が異なる) 医療機関との連携により受診確認を行っている。妊産婦 健診等の際に100%周知を継続していく。 | A | 健康推進課 |
| 4-③ | まきたまクラブ(再掲) | 初妊婦参加率 42% | 初妊婦参加率 50% | 【令和5年度】 初妊婦参加率 50.70% | (再掲)2-④ | B | 健康推進課 |
| 4-④ | 乳幼児健康診査及び相談事業 | 実施(1.6か月児 健康診査99.7%、 3歳児健康診査 97.3%) | 100%に近づける | 1歳6か月児健診 98% 3歳児健診 103% | 乳幼児健診等の法定健診については、訪問、はがき、ま きはくメール等により受診率95%以上の高い率を維持で きた。 | B | 健康推進課 |
| 4-⑤ | 予防接種事業 | BCG98.3% MR1期102.5% | 100%に近づける | 【令和5年度】 BCG97.9% MR1期99.0% | 生後2カ月の際に予防接種説明会を実施。未接種者に 対しては、はがきやまきはくメール等でお知らせしたり、母 子健診時に接種歴を確認するなどして周知している。 | B | 健康推進課 |
| 4-⑥ | 発達訓練指導教室事業 | 実施 | 継続 | 継続 | プレー次療育教室(の〜びのび)と、一次療育教室(わか めサークル)による発達支援を行っている。 | B | 福祉相談課 |
| 4-⑦ | 療育教室(幼児SST)事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 発達障害児または、発達障害が疑われる幼児に対し、 特にコミュニケーションスキルを高め、園等での集団生活 が円滑に送れるための指導を行っている。また、就学に 向けて保護者への受診指導や適切な支援機関への紹 介等を行い、児の発達を支援する幼児SST教室(くれよ ん)を委託により実施している。 | B | 福祉相談課 |
| 4-⑧ | 発達支援コーディネーター養成 事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 各園における発達に課題を抱えた子どもの早期発見・早 期支援を進めるため、発達支援コーディネーター養成講 座、発達支援コーディネータースキルアップ研修を実施。 | B | 福祉相談課 |
| 4-⑨ | 発達支援セミナー開催事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 発達障害に関する基礎的な内容は定着してきている。今 後は具体的な支援や保護者対応等の内容の充実を図り たい。 | B | 福祉相談課 |
| 4-⑩ | 子育て相談会開催事業 | 実施 | 継続 | 廃止 | 課に常勤心理士が在籍したことにより、保護者が随時相 談をすることができるようになったため、相談会は廃止と なった。 | A | 福祉相談課 |
| 4-⑪ | 特別児童扶養手当事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護 している方に対して、手当を支給。 | B | 社会福祉課 |
| 4-⑫ | 障がい児保育事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 集団保育が可能な中・軽度の障がいを持つ子どもを保育 する事業。すべての園で実施が出来ているため今後も継 続する。 | A | 子ども子育て課 |
| 4-⑬ | 障害児福祉手当事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 在宅の重度障がい児に対して、障害児福祉手当を支給 している。 | B | 社会福祉課 |
| 4-⑭ | 放課後等デイサービス事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 就学児に対し、授業終了後に生活能力向上に必要な訓 練等を行う。支給決定者数(利用者)は年々増加傾向に ある。 | B | 社会福祉課 |
| 4-⑮ | 児童発達支援事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 障がい児を対象に、日常生活の基本的な動作や集団生 活への適応訓練等を行う。 | B | 社会福祉課 |
| 4-⑯ | 日常生活用具給付事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 日常生活において必要な福祉用具等を給付又は貸与す ることにより、障がい児の自立生活を支援している。 | B | 社会福祉課 |
| 4-⑰ | 身体障害者・児補装具給付 事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つ として、車椅子等の購入または修理に係る費用として補 装具費を支給している。 | A | 社会福祉課 |
| 4-⑱ | 子育て短期支援事業(ショートス テイ) | 1箇所で開催 | 継続 | 継続 | 子育て短期支援事業の制度について拡充が行われ、親 子の短期間受け入れと夜間養護が可能になっているた め、制度の充実を図っていく。 | B | 福祉相談課 |
| 4-⑲ | 養育支援訪問事業 | 50人 | 継続 | 継続 | 養育が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を行う専 門的相談支援と掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての 助言等を行う家事育児支援を実施している。 | B | 福祉相談課 |
| 4-⑳ | 未熟児養育医療費助成事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 出生後入院が必要な未熟児に対して速やかに医療給付 を行い、健全な育成を支援した。 | A | 子ども子育て課 |
| 4-㉑ | 児童発達支援センターの設置 | 協議の場の 設置・検討 | 設置 | 未設置 (既存の事業所に より機能確保) | 児童発達支援センターの設置について、関係機関との協 議を行っている。 | C | 社会福祉課 |
| 4-㉒ | 保育所等訪問支援を利用でき る体制の構築 | 協議の継続 (1箇所で開催) | 設置 | 設置 | 保育所等訪問支援を利用できる体制について、関係機 関との協議を進めている。 | C | 社会福祉課 |
| 4-㉓ | 重症心身障害児を支援する児 童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保 | 協議の場の設置・ 検討 | 設置 | 設置 (一部他市町利用) | 重症心身障害児の利用が可能な事業所は、市内に1か 所確保しており、当事業所には常勤の看護師を複数配 置しており、医療的ケアにも対応できる状況を整備した。 障害児福祉計画国指針に基づく「主に重症心身障害児 を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス」の基準に該当する事業所は、市内に整備できてお らず、他市町との調整により確保している状況である。 | C | 社会福祉課 |
| 4-㉔ | 医療的ケア児支援のための関 係機関の協議の場の設置 | 協議の場の設置・ 検討 | 取組実施 | 取組実施 | 障害者自立支援ネットワークに設置する「重症心身障 がい児者支援部会(重部会)」を医療的ケア児等支援の 協議の場に位置付け、医療的ケア児等を含む重症心 身障害児者の支援に向け、医療とのつながり日常生活に おける具体的な支援の方法を検討し、情報ツールの開発と 啓発を行った。 | C | 社会福祉課 |
| 4-㉕ | 要保護児童等対策地域協議会 事業 | 代表者会議1回 実務者会議10回 | 継続 | 継続 | 代表者会議1回、実務者会議(要保護部会5回、乳幼児 部会3回、学齢児部会2回)を実施している。 | B | 福祉相談課 |
| 4-㉖ | 児童虐待防止広報事業 | 広報誌掲載 ポスター・リーフレ ット配布 | 継続 | 継続 | 児童虐待防止の意識向上を図るため、ポスター、リーフ レット、広報誌、市HP、該当広報などを実施、SNSなど の周知方法にも対応し、市民に伝わりやすい方法を用い て引き続き広報活動を行う。 | B | 福祉相談課 |
| 4-㉗ | 家庭児童相談事業(再掲) | 相談員6人 | 相談員6人以上 | 相談員7人 | (再掲)1-㉔ | B | 福祉相談課 |
| 4-㉘ | 子ども家庭総合支援拠点事業 (再掲) | 未設置 | 1箇所設置 | 1箇所設置 | (再掲)1-㉔ | B | 福祉相談課 |

第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|-----|-------------------|----------------|---------------|---------------|---|------|--------------|
| 4-㉔ | 圏巡回訪問事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)1-㉑ | B | 福祉相談課 |
| 4-㉕ | 子育て支援セミナー開催事業(再掲) | 参加者87人 | 参加者135人 | 参加者75人 | (再掲)1-16 | B | 福祉相談課 |
| 4-㉖ | 育児相談事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)1-20 | B | 福祉相談課 |
| 4-㉗ | 母子家庭等医療費助成事業 | 実施 | 継続 | 継続 | R5受診総件数2,427件。制度改正があれば速やかに対応し、事業を継続していく。 | A | 子ども子育て課 |
| 4-㉘ | 母子家庭等福祉資金貸付事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 市は、申請書類の配付や受付、面接日程の調整の役割を担い、静岡県が貸付を実施している。 | A | 子ども子育て課 |
| 4-㉙ | 母子家庭等自立支援給付事業 | 実施 | 継続 | 継続 | ①自立支援教育訓練給付金事業 ②高等職業訓練促進給付金等事業 ③高等職業訓練修了支援給付金があり、利用件数が増加している。 | A | 子ども子育て課 |
| 4-㉚ | ひとり親家庭就労支援事業 | 実施 | 継続 | 継続 | ひとり親から、就労に関する相談があったときは、本人の同意を得て島田公共職業安定所に支援要請をしている。 | A | 子ども子育て課 |
| 4-㉛ | 児童扶養手当事業 | 実施 | 継続 | 継続 | R5受給者数(全部停止者を含む)292人。制度に基づき相談対応・申請受付を実施している。 | A | 子ども子育て課 |

基本目標5 子どもが愛情に囲まれ 子育て家庭が笑顔で暮らせるまちづくり

| No. | 事業名 | 策定時 (令和元年度) | 目標 (令和6年度) | 現状 (令和6年度) | 内容等 | 評価区分 | 令和6年度 担当課 |
|-----|----------------------------|----------------|----------------|---------------|---|------|--------------------|
| 5-① | 生活困窮者子どもの学習支援事業 | 実施 | 継続 | 生徒数4名 | R5実績9人、内4人高校進学。幅広く周知していくこと、教師の確保などの課題に対応していく。 | B | 福祉相談課 |
| 5-② | 小中学校就学援助事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 経済的理由により、小中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象に就学援助費を助成している。 | A | 教育総務課 |
| 5-③ | 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲) | 拠点4箇所 移動5箇所 | 拠点4箇所 移動5箇所 | 拠点3箇所 | (再掲)1-11 | B | 福祉相談課 |
| 5-④ | 育児相談事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)1-20 | B | 福祉相談課 |
| 5-⑤ | 妊娠出産包括支援事業(再掲) | 実施 | 継続 | 介入率100% | (再掲)2-8 | A | 健康推進課 |
| 5-⑥ | 福祉総合相談事業(社会福祉協議会事業)(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)1-21 | B | 社会福祉課(社協) |
| 5-⑦ | 家庭児童相談事業(再掲) | 相談員6人 | 相談員6人以上 | 相談員7人 | (再掲)1-22 | B | 福祉相談課 |
| 5-⑧ | 子育て相談会開催事業(再掲) | 実施 | 継続 | 廃止 | (再掲)4-10 | A | 福祉相談課 |
| 5-⑨ | 母子家庭等医療費助成事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)4-22 | A | 子ども子育て課 |
| 5-⑩ | 母子家庭等福祉資金貸付事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)4-23 | A | 子ども子育て課 |
| 5-⑪ | 母子家庭等自立支援給付事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)4-24 | A | 子ども子育て課 |
| 5-⑫ | ひとり親家庭就労支援事業(再掲) | 実施 | 継続 | 継続 | (再掲)4-25 | A | 子ども子育て課 |
| 5-⑬ | フードドライブ事業 | 実施 | 継続 | 継続 | 食料回収ボックスを両庁舎とさざんか、海洋センターB&Gに常設。年に2回、夏季と冬季に強化月間を行い、市内各園や市内一部スーパーマーケット等へ回収ボックスを設置して回収範囲を拡大している。 | B | 社会福祉課(フードバンクふじのくに) |

3 牧之原市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第2号

改正 平成29年3月27日条例第13号

平成30年3月9日条例第1号

令和5年3月23日条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、牧之原市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 牧之原市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 委員長は、子ども・子育て会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に最初に第3条第2項の規定により委嘱される子育て会議の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成28年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日以後に最初に行われる子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成29年3月27日条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 牧之原市子ども・子育て会議委員名簿

令和5年度

| | 所属 | 役職 | 氏名 |
|----|-------------------------|-----------|--------|
| 1 | 地頭方保育園 | 保護者代表 | 曾根 由多 |
| 2 | 静波保育園 | 保護者代表 | 太田 千草 |
| 3 | 認定こども園 すずき幼稚園 | 保護者代表 | 新井 翔太 |
| 4 | 地頭方保育園 | 園長 | 高塚 ユリ |
| 5 | 相良こども園 | 園長 | 谷下 千春 |
| 6 | 牧之原市社会福祉事業団 勝間田保育園 | 園長 | 朝比奈いずみ |
| 7 | 学校法人 みのり学園 認定こども園みのり幼稚園 | 園長 | 森川 道晃 |
| 8 | 学校法人 昭英学園 榛原ふたば幼稚園 | 園長 | 増田 昭夫 |
| 9 | 学校法人 榛原学園 川崎幼稚園 | 園長 | 渡邊 伊彦 |
| 10 | 学校法人 青山学園 認定こども園すずき幼稚園 | 園長 | 青山 至公 |
| 11 | 社会福祉法人 一羊会 相良保育園 | 園長 | 矢島 健太郎 |
| 12 | 榛原総合病院 院内保育所 おおぞら保育所 | 副主任 | 山内 志保美 |
| 13 | 有限会社 サークルツー mamaはあと | | 加藤 洋子 |
| 14 | 訪問保育 キズナシッター | | 山村 一恵 |
| 15 | 小糸製作所労働組合 | 榛原支部長 | 永井 務 |
| 16 | 伊藤園産業株式会社 | 管理部人事管理課長 | 小甲 一衣 |
| 17 | みらい子育てネット牧之原 | | 神谷 章子 |
| 18 | 川崎小学校 | 教諭 | 吉田 研水 |
| 19 | 主任児童委員【榛原地区】 | | 大久保 民子 |
| 20 | 主任児童委員【相良地区】 | | 大石 泰子 |
| 21 | 常葉大学 健康プロデュース学部 こども健康学科 | 教授 | 柴田 俊一 |
| 22 | 保護者代表 | | 平松 千恵子 |
| 23 | 保護者代表 | | 大石 理恵 |

令和6年度

| | 所属 | 役職 | 氏名 |
|----|--------------------------|-------|--------|
| 1 | 牧之原保育園 | 保護者代表 | 笠原 義希 |
| 2 | 相良保育園 | 保護者代表 | 増田 智義 |
| 3 | 認定こども園すすき幼稚園 | 保護者代表 | 名波 勇紀 |
| 4 | 牧之原保育園 | 園長 | 山本 恵子 |
| 5 | 相良こども園 | 園長 | 谷下 千春 |
| 6 | 牧之原市社会福祉事業団 萩間保育園 | 園長 | 山田 まり |
| 7 | 学校法人 みのり学園 認定こども園みのり幼稚園 | 園長 | 森川 道晃 |
| 8 | 学校法人 榛原学園 川崎幼稚園 | 園長 | 渡邊 伊彦 |
| 9 | 学校法人 青山学園 認定こども園すすき幼稚園 | 園長 | 青山 至公 |
| 10 | 社会福祉法人 一羊会 相良保育園 | 園長 | 矢島 健太郎 |
| 11 | 榛原総合病院 院内保育所 おおぞら保育所 | 副主任 | 山内 志保美 |
| 12 | 有限会社 サークルツー mamaはあと | | 加藤 洋子 |
| 13 | 訪問保育 キズナシッター | | 山村 一恵 |
| 14 | 小糸製作所労働組合 | 榛原支部長 | 永井 務 |
| 15 | 株式会社榛南自動車学校 | 業務課 | 新井 汐里 |
| 16 | みらい子育てネット牧之原 | | 飯田 眞由子 |
| 17 | 学校教諭（学校教育課） | | 北西 泉美 |
| 18 | 主任児童委員【榛原地区】 | | 大久保 民子 |
| 19 | 主任児童委員【相良地区】 | | 大石 泰子 |
| 20 | 常葉大学 健康プロデュース学部 こども健康学科 | 教授 | 柴田 俊一 |
| 21 | 小・中学校代表【榛原地区】 榛原中学校保護者代表 | | 關 泰行 |
| 22 | 小・中学校代表【相良地区】 菅山小学校保護者代表 | | 名波 千里 |
| 23 | 公募 | | 福代 真依 |

5 計画の策定経過

| 年月日 | 項目名 | 内容等 |
|--------------------------|---|--|
| 令和6年1月10日 | 令和5年度 第2回子ども・子育て会議 | ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートについて |
| 令和6年2月7日～ 令和6年2月20日 | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査、生活実態に関するアンケート調査の実施 | |
| 令和6年6月20日 | 令和6年度 第1回子ども・子育て会議 | ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定について ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果について |
| 令和6年7月25日 | 令和6年度 第2回子ども・子育て会議 | ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見交換 |
| 令和6年9月24日 | 令和6年度 第3回子ども・子育て会議 | ○第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見交換 |
| 令和6年12月18日 | 令和6年度 第4回子ども・子育て会議 | ○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画（案）について |
| 令和6年12月27日～ 令和7年1月26日 | パブリックコメントの実施 | |
| 令和7年2月13日 | 令和6年度 第5回子ども・子育て会議 | ○パブリックコメントの結果について |

○第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見交換のようす



第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画
牧之原市次世代育成支援行動計画
牧之原市こどもの貧困対策計画
(令和7年度～令和11年度)

発行：牧之原市

企画・編集：牧之原市役所

子ども子育て課

TEL：0548-23-0071 FAX：0548-24-1005

福祉相談課

TEL：0548-23-0086 FAX：0548-24-1005

〒421-0422 静岡県牧之原市静波 991-1
